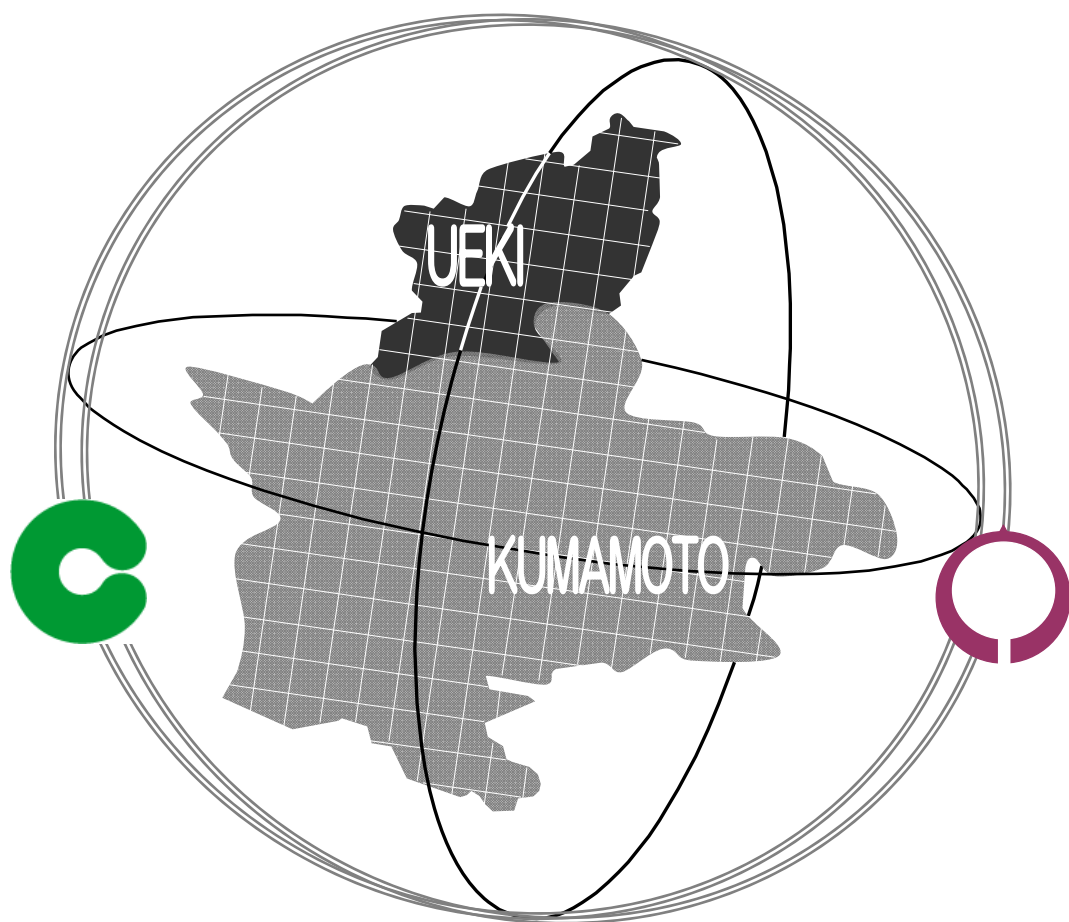


第3回

熊本市・植木町合併協議会



日 時 平成21年2月16日（月）

午前9時30分～

場 所 崇城大学市民ホール（市民会館）

2階「大会議室」

目 次

〔協 議〕

(前回提案分)

協議第 9号 地方税の取扱い	5
協議第17号 企画財政関係事業について	15
協議第21号 環境保全関係事業について(その1)	21
協議第25号 水道関係事業について	31
協議第26号 電算関係事業について	37

(今回提案分)

協議第18号 市民生活部会関係事業について(その1)	49
協議第19号 健康福祉関係事業について(その1)	69
協議第20号 子ども未来関係事業について(その1)	81
協議第23号 都市建設関係事業について(その1)	95
協議第24号 教育関係事業について	107

〔 協 議 〕

熊本市・植木町合併協議会協議項目一覧

平成21年2月16日現在

項目	協議番号	協議項目	提案	承認	協議の状況
基本的協議項目	①	合併の方式	第2回	第2回	協議終了
	②	合併の期日	第2回	第2回	
	③	新市の名称	第2回	第2回	協議終了
	④	新市の事務所の位置	第2回	第2回	協議終了
	5	財産及び債務の取扱い			
特例法による協議項目	⑥	議会の議員の定数及び任期の取扱い			
	7	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い			
	⑧	地域自治組織等の取扱い			
	9	地方税の取扱い	第2回		
	10	一般職の職員の身分の取扱い			
	⑪	合併市町村基本計画			
その他の項目	12	一部事務組合等の取扱い			
	13	使用料・手数料の取扱い			
	14	公共的団体等の取扱い			
	15	補助金・交付金等の取扱い			
各種事業項目	16	総務関係事業について			
	17	企画財政関係事業について	第2回		
	18	市民生活関係事業について	第3回①		
	19	健康福祉関係事業について	第3回①		
	20	子ども未来関係事業について	第3回①		
	21	環境保全関係事業について	第2回①		
	22	経済振興関係事業について			
	23	都市建設関係事業について	第3回①		
	24	教育関係事業について	第3回		
	25	水道関係事業について	第2回		
	26	電算関係事業について	第2回		
関連項目 政令市	27	政令指定都市移行に関する事項について			

※○付の協議番号は議員専門部会に付託された事項。網掛の協議項目は協議が終了したものの。

〔 前回提案分 〕

協議第9号

地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについて承認を求める。

平成21年 1月30日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

地方税の取扱いについて

両市町において、差異のある税制等については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 地方税のうち都市計画税については、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。
ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。
なお、植木地域における都市計画税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。
- 2 地方税のうち事業所税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき課税免除(合併の年度及びその後5年度)とし、その後は熊本市の例に統一する。
なお、植木地域における事業所税の相当額については、植木地域における都市基盤整備等に要する費用に充てていくものとする。
- 3 地方税のうち法人市(町)民税については、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき不均一課税(合併の年度及びその後5年度は現行の税率を採用)とし、その後は熊本市の税率(制限税率)とする。

4 地方税のうち入湯税については、熊本市の例に統一する。

なお、植木地域における入湯税の相当額については、植木地域における観光の振興等（植木温泉等の振興）に要する費用に充てていくものとする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(9 地方税の取扱い)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
地方税の取扱い					
1	都市計画税	企画財政部会	第2回		
2	事業所税	企画財政部会	第2回		
3	法人市(町)民税	企画財政部会	第2回		
4	入湯税	企画財政部会	第2回		
地方税の取扱い					
1	固定資産の概要	企画財政部会	事務局		
2	特別土地保有税	企画財政部会	事務局		
3	個人市(町)民税	企画財政部会	事務局		
4	軽自動車税	企画財政部会	事務局		
5	市・町たばこ税	企画財政部会	事務局		
6	たばこ小売組合補助金	企画財政部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	地方税	小項目名	1 都市計画税
協議内容	都市計画税の課税についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	植木地域においては、政令指定都市移行が実現し、都市計画区域の線引きがなされた場合において、熊本市の例に統一する。 ただし、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき、合併の年度及びその後5年度は課税免除とする。		

制 度 比 較								
	熊 本 市	植 木 町						
市 町 別 内 容	<p>○納税義務者 市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者</p> <p>○税率 0.2%</p> <p>○課税標準 固定資産の基準年度の価格(土地・家屋)</p> <p>○納期 4期課税、固定資産税と同じ</p> <p>○税収額</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr><td>平成17年度決算</td><td>5,087,905千円</td></tr> <tr><td>平成18年度決算</td><td>4,864,697千円</td></tr> <tr><td>平成19年度決算</td><td>4,925,744千円</td></tr> </table> <p>○使途</p>	平成17年度決算	5,087,905千円	平成18年度決算	4,864,697千円	平成19年度決算	4,925,744千円	課税なし
平成17年度決算	5,087,905千円							
平成18年度決算	4,864,697千円							
平成19年度決算	4,925,744千円							
相 違 点 と 課 題	植木町において都市計画税は課税されていないが、導入(時期及び課税対象等)については現在検討中。							

地方税法

(都市計画税の課税客体等)

第七百二条

市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの(以下本項において「都市計画区域」という。)のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域(当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域)内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市計画区域のうち市街化調整区域(同項に規定する市街化調整区域をいう。以下本項において同じ。)において同法第三十四条第十号イに掲げる開発行為に係る開発区域内で同法に基づく都市計画事業が施行されることその他特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 (略)

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	地方税	小項目名	2 事業所税
協議内容	事業所税についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	植木地域においては、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき課税免除（合併の年度及びその後5年度）とし、その後は熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較								
	熊 本 市	植 木 町						
市 町 別 内 容	<p>○課税対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産割 市内にある所有又は借受で事業所用家屋の総延床面積が1,000㎡を超える事業所 ・従業者割 市内の合計従業者数が100人を超える事業所 <p>※1 非課税対象施設の一例 従業員休養室、複合防災施設の消防用設備、卸売市場のうち倉庫や冷蔵庫、畜舎、幼稚園、農協研修施設、病院、自動車ターミナル用施設 など</p> <p>※2 課税標準の特例対象施設の一例 商工組合、農業協同組合、信用金庫、ホテル、営業用倉庫施設、タクシー事業用施設、木材市場 など</p> <p>※3 減免対象施設の一例 指定自動車教習所、酒類卸売業の保管用倉庫、農業協同組合等の共同利用施設、古紙回収事業用施設など</p> <p>○税率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産割 1㎡につき600円 ・従業者割 従業者給与総額の0.25% <p>○税収額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">1,863,153千円</td> </tr> <tr> <td>平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">1,877,865千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度決算</td> <td style="text-align: right;">1,888,007千円</td> </tr> </table>	平成17年度決算	1,863,153千円	平成18年度決算	1,877,865千円	平成19年度決算	1,888,007千円	※該当なし
平成17年度決算	1,863,153千円							
平成18年度決算	1,877,865千円							
平成19年度決算	1,888,007千円							

○用途	
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 熊本市は課税団体であり、植木町は課税団体でない。 ・ 合併後は植木町域も課税区域となり、該当する事業所については税負担の増加が生じることとなる。

地方税法

(事業所税の用途)

第七百一条の七十三

指定都市等は、当該指定都市等に納付された事業所税額に相当する額から事業所税の徴収に要する費用として総務省令で定める額を控除して得た額を、次に掲げる事業に要する費用に充てなければならない。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- 二 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 三 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- 四 河川その他の水路の整備事業
- 五 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 七 公害防止に関する事業
- 八 防災に関する事業
- 九 前各号に掲げるもののほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	地方税	小項目名	3 法人市（町）民税
------	-----	------	------------

協議内容	税率についてどのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果（調整方針）	植木地域においては、「市町村の合併の特例等に関する法律」第16条第1項の規定に基づき不均一課税（合併の年度及びその後5年度は現行の税率を採用）とし、その後は熊本市の税率（制限税率）とする。

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	○税率 ・均等割 制限税率 ・法人税割 制限税率(14.7%)	○税率 ・均等割 標準税率 ・法人税割 超過税率(14.5%)	
	○納税義務者数 ・均等割 22,588 (H18 課税状況調) ・法人税割 22,441 (H18 課税状況調)	○納税義務者数 ・均等割 799 (H18 課税状況調) ・法人税割 798 (H18 課税状況調)	
	○税収額 平成17年度決算 9,713,760 千円 平成18年度決算 10,059,486 千円 平成19年度決算 10,237,886 千円	○税収額 平成17年度決算 294,154 千円 平成18年度決算 367,535 千円 平成19年度決算 243,589 千円	
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・均等割の税率については、熊本市は制限税率を、植木町は標準税率を採用している。 ・法人税割については、熊本市は制限税率 14.7%、植木町は超過税率 14.5%を採用している。 ・合併後は税率の統合が必要となるが、熊本市の税率とした場合、植木町において税負担の増加が生じる。 		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	地方税	小項目名	4 入湯税
協議内容	入湯税についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	○税率 1人1日150円	○税率 1人1日150円 日帰り1人70円	
	○免税点 1,500円 (食事代、マッサージ代等を含む。)	○免税点 日帰りの入湯客で、入湯料金が1人360円以下	
	○特別徴収義務者 12人 ・ 鉱泉浴場の経営者 ・ 鉱泉浴場経営者以外の者で市長が指定したもの	○特別徴収義務者 22人 ・ 鉱泉浴場の経営者	
	○課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者 ・ 修学旅行に参加する者 ・ 簡素、低廉等の施設に入湯する者 ・ 地方団体等の設置する施設に入湯する者	○課税免除 ・ 年齢12歳未満の者 ・ 日帰りの入湯客で、入湯料金が1人360円以下の者 ・ 地域住民の福祉の向上を図るため町及び社会福祉法人等がもっぱら近隣の住民に使用させることを目的として設置した施設において入湯する者 ・ 学校教育上の見地から行われる行事において入湯する者	
	○税収額 平成17年度決算 19,257千円 平成18年度決算 15,681千円 平成19年度決算 16,255千円	○税収額 平成17年度決算 7,066千円 平成18年度決算 7,109千円 平成19年度決算 9,689千円	
相違点と課題	税率、免税点、課税免除の範囲、特別徴収義務者を指定できることに相違があり、制度を統一する必要がある。		

協議第 17 号

企画財政関係事業について

企画財政関係事業について承認を求める。

平成 21 年 1 月 30 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

企画財政関係事業について

- 1 企画財政関係事業のうち慣行の取扱いについては、市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。
名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。
- 2 企画財政関係事業のうちコンビニエンスストアでの市税収納については、新市の事業として継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(17 企画財政関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
慣行の取扱い					
1	慣行の取扱い	企画財政部会	第2回		
納税関係事業の取扱い					
1	コンビニエンスストアでの市税収納	企画財政部会	第2回		
広報広聴関係事業の取扱い					
1	行政相談	企画財政部会	事務局		
2	広報紙	企画財政部会	事務局		
3	テレビ・ラジオ・新聞等による広報	企画財政部会	事務局		
4	報道対応	企画財政部会	事務局		
5	ホームページによる広報	企画財政部会	事務局		
6	刊行物による広報	企画財政部会	事務局		
7	市政広報に関するアンケート	企画財政部会	事務局		
8	平和啓発	企画財政部会	事務局		
9	市(町)勢要覧	企画財政部会	事務局		
10	統計調査事業	企画財政部会	事務局		
納税関係事業の取扱い					
1	所得税及び住民税の申告・相談	企画財政部会	事務局		
2	固定資産評価審査委員会	企画財政部会	事務局		
3	納税組合	企画財政部会	事務局		
4	口座振替制度	企画財政部会	事務局		
5	納期及び納付書発行	企画財政部会	事務局		
6	軽自動車標識交付及び廃車	企画財政部会	事務局		
7	税務証明発行	企画財政部会	事務局		
8	税務職員研修	企画財政部会	事務局		
9	納税指導員経費	企画財政部会	事務局		
10	遠隔地滞納市税徴収事務	企画財政部会	事務局		
11	納税推進コール業務	企画財政部会	事務局		
12	滞納整理業務	企画財政部会	事務局		
13	ふるさと納税事業	企画財政部会	事務局		
窓口業務の取扱い					
1	臨時運行許可関係	企画財政部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	当直警備	企画財政部会	事務局		
2	市(町)有財産の取得管理及び処分(財産審議会)	企画財政部会	事務局		
3	庁舎内の維持管理及び清掃	企画財政部会	事務局		
4	行政財産目的外使用(料・許可)	企画財政部会	事務局		
5	普通財産(貸付料・貸付)	企画財政部会	事務局		
6	実施計画	企画財政部会	事務局		
7	九州中央地域連携推進協議会	企画財政部会	事務局		
8	行政評価	企画財政部会	事務局		
9	庁用自動車の維持管理	企画財政部会	事務局		








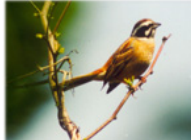
熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	慣行の取扱い	小項目名	1 慣行の取扱い
協議内容	町章、町木・花・鳥、名誉町民などについてどのように取り扱うか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言は、熊本市の例に統一する。 名誉町民は、名誉市民として引き続き顕彰していく。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	市章、市の木・花・鳥・歌、都市宣言、名誉市民 別紙資料参照	町章、町の木・花・鳥、名誉町民 別紙資料参照 町の歌、都市宣言 なし
相 違 点 と 課 題	植木町には、町歌、都市宣言がない。	

慣行の取扱い

	熊本市	植木町
市・町章	 <p>ひらがなの「く」の字を図案化したもの</p> <p>昭和44年8月1日</p>	 <p>「うえき」の「う」を図案化したもの</p> <p>昭和55年1月1日</p>
市・町の木	 <p>イチヨウ</p> <p>昭和49年10月9日</p>	 <p>楠</p> <p>平成3年10月1日</p>
市・町の花	 <p>肥後ツバキ</p> <p>昭和49年10月9日</p>	 <p>すいせん</p> <p>平成3年10月1日</p>
市・町の鳥	 <p>シジュウカラ</p> <p>昭和59年5月22日</p>	 <p>ほおじろ</p> <p>平成3年10月1日</p>
市・町の歌	<p>熊本市歌</p> <p>昭和5年3月制定</p>	
都市宣言	<p>「森の都」都市宣言に関する決議 昭和47年10月2日</p> <p>地下水保全都市宣言に関する決議 昭和51年3月22日</p> <p>健康都市宣言 昭和54年10月1日</p> <p>平和都市宣言 平成7年7月27日</p> <p>環境保全都市宣言 平成7年9月25日</p> <p>スポーツ都市宣言に関する決議 平成11年8月27日</p> <p>「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議 平成15年9月26日</p>	

<p>名誉市・町民</p>	<p>徳富 蘇峰(本名・猪一郎)氏 昭和 30 年 1 月 1 日表彰</p> <p>高橋 守雄氏 昭和 30 年 1 月 1 日表彰</p> <p>細川 護立氏 昭和 35 年 4 月 1 日表彰</p> <p>福田 令寿氏 昭和 35 年 4 月 1 日表彰</p> <p>宇野 哲人氏 昭和 44 年 10 月 1 日表彰</p> <p>堅山 南風(本名・熊次)氏 昭和 44 年 10 月 1 日表彰</p> <p>後藤 是山(本名・祐太郎)氏 昭和 54 年 10 月 1 日表彰</p> <p>中村 汀女(本名・破魔)氏 昭和 54 年 10 月 1 日表彰</p>	<p>境 米蔵 氏 昭和 51 年 6 月 30 日表彰</p> <p>木村 学 氏 昭和 58 年 6 月 21 日表彰</p>
---------------	---	---

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 企画財政部会

協議項目	納税関係事業	小項目名	1 コンビニエンスストアでの市税収納
協議内容	コンビニエンスストアでの市税収納の実施について		
合併協議会協議結果 (調整方針)	新市の事業として継続する。		

制 度 比 較						
	熊 本 市	植 木 町				
市 町 別 内 容	<p>○コンビニエンスストアで収納できる税目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車税 → H19年度課税分から実施 ・市県民税、固定資産税 → H20年度課税分から実施 <p>○利用可能店舗 約4万店舗（全国利用可）</p> <p>○収納委託手数料（19年度）57.75円/1件（税込）</p> <p>○事業費</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>平成18年度決算</td> <td>32,165千円</td> </tr> <tr> <td>平成19年度決算</td> <td>40,745千円</td> </tr> </table> <p>※軽自動車税納入件数 54,976件（全体の28.3%）</p>	平成18年度決算	32,165千円	平成19年度決算	40,745千円	※未実施
平成18年度決算	32,165千円					
平成19年度決算	40,745千円					
相 違 点 と 課 題	コンビニ収納を植木町では実施していない。					

協議第 2 1 号

環境保全関係事業について（その 1）

環境保全関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 1 月 3 0 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

環境保全関係事業について

- 1 環境保全関係事業のうち合併処理浄化槽整備事業及び人工かん養促進事業については、熊本市の例に統一する。
- 2 環境保全関係事業のうちごみ減量化及び再生利用の普及・啓発については、一部事務組合に加入している間は、資源ごみ分別収集運営費助成金については継続し、その他については、熊本市の例に統一する。
- 3 環境保全関係事業のうち環境美化活動推進事業については、一部事務組合に加入している間は、ごみ収集所施設整備補助金については継続し、他の事業については新市の事業として継続する。
- 4 環境保全関係事業のうち新世紀漱石の森づくり事業については、新市の事業として継続する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(21 環境保全関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
清掃事業の取扱い					
1	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第2回		
2	ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会	第2回		
3	環境美化活動推進事業	環境保全部会	第2回		
環境対策事業の取扱い					
1	人工かん養促進事業	環境保全部会	第2回		
2	新世紀漱石の森づくり事業	環境保全部会	第2回		
清掃事業の取扱い					
1	浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会	事務局		
2	し尿収集適正化事業	環境保全部会	次回以降		
3	浄化槽清掃業の許可等手数料	環境保全部会	次回以降		
4	廃棄物の処理及び清掃	環境保全部会	事務局		
5	ごみ収集事業	環境保全部会	次回以降		
6	清掃車の運行・管理	環境保全部会	事務局		
7	家電リサイクル法関係	環境保全部会	事務局		
8	資源リサイクル事業	環境保全部会	事務局		
9	その他のごみ対策	環境保全部会	事務局		
10	一般廃棄物処理業の許可等手数料	環境保全部会	事務局		
11	産業廃棄物適正処理事業	環境保全部会	事務局		
12	ごみ減量・リサイクル活動推進事業	環境保全部会	事務局		
環境対策事業の取扱い					
1	環境保全(エコライフ)に関すること	環境保全部会	事務局		
2	環境パートナーシップ形成事業	環境保全部会	事務局		
3	環境教育・学習事業	環境保全部会	事務局		
4	行政率先活動推進事業	環境保全部会	事務局		
5	自動車交通クリーン推進事業	環境保全部会	事務局		
6	大気汚染等監視啓発事業	環境保全部会	事務局		
7	地球温暖化対策事業	環境保全部会	事務局		
8	有害化学物質対策事業	環境保全部会	事務局		
9	環境総合研究所管理運営事業	環境保全部会	事務局		
10	水資源有効活用促進事業	環境保全部会	事務局		
11	かん養域保全事業	環境保全部会	事務局		
12	広域水保全対策事業	環境保全部会	事務局		
13	水質監視事業	環境保全部会	事務局		
14	水質浄化対策事業	環境保全部会	事務局		
15	水量監視事業	環境保全部会	事務局		
16	緑地樹木保全事業	環境保全部会	事務局		
17	環境保護地区保全事業	環境保全部会	事務局		
18	公共地・民有地緑化事業	環境保全部会	事務局		
19	地域緑化活動促進事業	環境保全部会	事務局		
20	緑化啓発教育事業	環境保全部会	事務局		
21	みどり推進協議会	環境保全部会	事務局		
22	緑の少年団育成事業	環境保全部会	事務局		
23	緑化関係の負担金及び会費	環境保全部会	事務局		
24	熊本市公害防止条例に関すること	環境保全部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	1 合併処理浄化槽整備事業
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象人槽の取扱い ・高度処理型合併処理浄化槽への補助 ・単独処理浄化槽撤去費補助 		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制度比較			
	熊本市	植木町	
市町別内容	<p>1. 小型合併処理浄化槽設置費助成</p> <p>小型合併処理浄化槽の普及を促進し、公共用水域の水質保を図るため、下水道認可区域外において、小型合併処理浄化槽を設置する者に対して、設置費の一部を補助している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽 332,000円 ・ 6～7人槽 414,000円 ・ 8～10人槽 548,000円 ・ 11～20人槽 939,000円 ・ 21～30人槽 1,472,000円 ・ 31～50人槽 2,037,000円 <p style="text-align: right;">(平成20年4月1日現在)</p> <p>高度処理型浄化槽設置した場合上乗せあり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5人槽 112,000円 ・ 6～7人槽 72,000円 <p style="text-align: right;">など</p> <p>※雨水貯留施設補助金 雨水を利用して既存の浄化槽を雨水貯留槽に転用する者など 転用工事費の2/3(限度額 70,000円)</p> <p>※根拠 浄化槽法 第51条 熊本市小型合併処理浄化槽設置補助金交付要綱 平成17年度決算 89,946千円(229基) 平成18年度決算 62,394千円(158基) 平成19年度決算 73,617千円(172基)</p>	<p>1. 小型合併処理浄化槽設置整備補助事業</p> <p>生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するために、小型合併処理浄化槽を設置する家庭に設置費の一部を、単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽に転換する家庭に設置費及び撤去費の一部を補助。</p> <ul style="list-style-type: none"> 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円 <p>単独処理浄化槽撤去 90,000円 (平成20年4月1日現在)</p> <p>※単独処理浄化槽撤去費補助は平成20年度より追加。</p> <p>根拠 浄化槽法 第51条 植木町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱 平成17年度決算 67,575千円(174基) 平成18年度決算 61,875千円(157基) 平成19年度決算 50,346千円(132基)</p>	
	相違点と課題	<p>小型合併処理浄化槽設置補助対象が異なる。また、熊本市では、高度処理型合併処理浄化槽設置への補助、植木町では単独処理浄化槽撤去費補助を行っている。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	2 ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発
協議内容	<p>再生資源の集団回収助成事業については、熊本市と植木町では助成品目、単価が異なることから、合併後に熊本市の制度を植木町でも適用するか協議。</p> <p>生ごみ堆肥化容器及び家庭用生ごみ処理機購入助成については、両市町同一の制度であるか確認。</p> <p>資源ごみ分別収集運営費助成金については、熊本市では実施していない事業であることから事業内容を確認し、合併後も継続するかどうか協議。</p>		
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>一部事務組合に加入している間は、資源ごみ分別収集運営費助成金については継続し、その他については、熊本市の例に統一する。</p>		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1. 再生資源集団回収助成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・古紙(新聞、段ボール、雑誌、牛乳パック) 1kgあたり 6円 ・古着 1kgあたり 4円 ・アルミ缶、スチール缶 1kgあたり 4円 ・びん類 1kgあたり 4円 <p>※回収品目の拡大予定</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 38,610 千円(延べ 1,031 団体) 平成 18 年度決算 40,481 千円(延べ 1,058 団体) 平成 19 年度決算 41,200 千円(延べ 1,070 団体) <p>2. 生ごみ堆肥化容器助成</p> <p>購入費の 1/2 助成(上限 3,000 円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 533 千円(364 基) 平成 18 年度決算 496 千円(189 基) 平成 19 年度決算 611 千円(417 基) <p>3. 家庭用生ごみ処理機助成</p> <p>購入費の 1/2 助成(上限 20,000 円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 10,483 千円(525 基) 平成 18 年度決算 10,146 千円(508 基) 平成 19 年度決算 6,875 千円(344 基) 	<p>1 資源回収団体奨励金</p> <p>(1) ごみのリサイクル意識の向上啓発及びごみの減量化対策として大きな効果が期待できる。</p> <p>奨励金 紙 類 3円/kg その他(鉄・生き瓶・古布) 2円/kg</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 1,142 千円 平成 18 年度決算 1,197 千円 平成 19 年度決算 1,183 千円 <p>(2) 資源ごみ分別収集運営費助成金</p> <p>平成15年4月から鹿本郡市で一斉にスタートした分別収集業務を円滑かつ継続的に推進することを目的として平成16年度から運営費助成金を交付。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 4,000 千円 平成 18 年度決算 4,000 千円 平成 19 年度決算 4,000 千円 <p>2 生ごみ処理容器等設置事業補助金</p> <p>生ごみの発生抑制はごみ減量化と肥料化リサイクルにつながり、また、生ごみの焼却や不法投棄防止の効果もあり、さらには生活雑排水による河川及び地下水汚濁の軽減にも大きな効果が期待できる。</p> <p>補助額 コンポスト 領収書の5割 上限 3千円 電気式 領収書の5割 上限20千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 17 年度決算 323 千円 平成 18 年度決算 210 千円 平成 19 年度決算 418 千円

	<p>4. 減量美化推進員制度</p> <p>「熊本市減量美化推進員設置要綱」に基づく、市と市民が一体となった地域活動を展開することにより、ごみ減量化及び環境美化の推進を図るため、町内自治会が減量美化推進員を選任し、市に登録する。市は清掃用具の貸与や研修等によりその活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・726 町内のうち 652 町内が登録 (H20 年 10 月末現在) ・H19 減量美化推進員数:635 人 平成 17 年度決算 1,914 千円 平成 18 年度決算 1,598 千円 平成 19 年度決算 1,835 千円 <p>5. リサイクル情報プラザ</p> <p>市民にリサイクルに関する情報提供等の意識啓発を行うことにより、リサイクルとごみ減量を推進し、環境の保全を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクルの体験学習、講座、研修会の開催、不用品の展示及び斡旋(公開抽選) ・年間約3万人来館 平成 17 年度決算 23,159 千円 平成 18 年度決算 23,916 千円 平成 19 年度決算 23,654 千円 	<p>4. 該当なし</p> <p>5. 該当なし</p>
相違点と課題		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	清掃事業	小項目名	3 環境美化活動推進事業
協議内容	熊本市は、ごみステーションにボックス等は設置しないが、植木町では金網式ステーション(ごみボックス)等の設置を助成しており、協議が必要。		
合併協議会協議結果(調整方針)	一部事務組合に加入している間は、ごみ収集所施設整備補助金については継続し、他の事業については新市の事業として継続する。		

制 度 比 較					
	熊 本 市				
市 町 別 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 50%; text-align: center;">植 木 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1. きれいな街づくり推進</p> <p>① ごみ箱の巡回清掃</p> <p>② まち美化車の活用</p> <p>③ 市内中心部の散乱ごみの清掃</p> <p>④ ごみステーションの清潔保持を推進するための看板設置、清掃用具等の支給</p> <p>⑤ 市内の落書き消去の落書き消去用具の貸出</p> <p>⑥ 不法投棄防止ステッカー作成、不法投棄撤去</p> <p>⑦ 減量美化功労者表彰</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 44,619 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 43,936 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 42,655 千円</p> <p>2. 美化条例推進</p> <p>・市民の環境への意識を高めるとともに、市民・事業者・行政の三者が協力し、地域の環境美化の向上、推進を図る目的で美化協定を締結するもの。</p> <p>・H20 年 10 月現在</p> <p style="padding-left: 20px;">美化協定締結団体数: 38 団体</p> <p>・根拠条例: 熊本市ごみのない街を創る条例</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 513 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 797 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 376 千円</p> <p>3. 放置自動車対策経費</p> <p>・「熊本市放置自動車防止条例」の適正な運用を図ることにより、公園や市営住宅等の市が管理する公共用地に放置されている「放置自動車」の発生を防止するとともに、適切な処理を行う。</p> <p>① 放置自動車対策協議会の開催</p> <p>② 撤去シール等の作成</p> <p>・平成 20 年 10 月末放置自動車台数: 18 台</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 74 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 120 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 96 千円</p> </td> <td> <p>1. ゴミ収集施設整備に関する補助金</p> <p style="padding-left: 20px;">地域の美化及び清掃思想の普及を図り、収集施設におけるカラス等のゴミ散乱対策として金網式ステーション等の設置に対して補助を行う。</p> <p>補助率 50%(上限 50,000 円)</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 490 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 459 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 484 千円</p> </td> </tr> </tbody> </table>		植 木 町	<p>1. きれいな街づくり推進</p> <p>① ごみ箱の巡回清掃</p> <p>② まち美化車の活用</p> <p>③ 市内中心部の散乱ごみの清掃</p> <p>④ ごみステーションの清潔保持を推進するための看板設置、清掃用具等の支給</p> <p>⑤ 市内の落書き消去の落書き消去用具の貸出</p> <p>⑥ 不法投棄防止ステッカー作成、不法投棄撤去</p> <p>⑦ 減量美化功労者表彰</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 44,619 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 43,936 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 42,655 千円</p> <p>2. 美化条例推進</p> <p>・市民の環境への意識を高めるとともに、市民・事業者・行政の三者が協力し、地域の環境美化の向上、推進を図る目的で美化協定を締結するもの。</p> <p>・H20 年 10 月現在</p> <p style="padding-left: 20px;">美化協定締結団体数: 38 団体</p> <p>・根拠条例: 熊本市ごみのない街を創る条例</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 513 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 797 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 376 千円</p> <p>3. 放置自動車対策経費</p> <p>・「熊本市放置自動車防止条例」の適正な運用を図ることにより、公園や市営住宅等の市が管理する公共用地に放置されている「放置自動車」の発生を防止するとともに、適切な処理を行う。</p> <p>① 放置自動車対策協議会の開催</p> <p>② 撤去シール等の作成</p> <p>・平成 20 年 10 月末放置自動車台数: 18 台</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 74 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 120 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 96 千円</p>	<p>1. ゴミ収集施設整備に関する補助金</p> <p style="padding-left: 20px;">地域の美化及び清掃思想の普及を図り、収集施設におけるカラス等のゴミ散乱対策として金網式ステーション等の設置に対して補助を行う。</p> <p>補助率 50%(上限 50,000 円)</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 490 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 459 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 484 千円</p>
	植 木 町				
<p>1. きれいな街づくり推進</p> <p>① ごみ箱の巡回清掃</p> <p>② まち美化車の活用</p> <p>③ 市内中心部の散乱ごみの清掃</p> <p>④ ごみステーションの清潔保持を推進するための看板設置、清掃用具等の支給</p> <p>⑤ 市内の落書き消去の落書き消去用具の貸出</p> <p>⑥ 不法投棄防止ステッカー作成、不法投棄撤去</p> <p>⑦ 減量美化功労者表彰</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 44,619 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 43,936 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 42,655 千円</p> <p>2. 美化条例推進</p> <p>・市民の環境への意識を高めるとともに、市民・事業者・行政の三者が協力し、地域の環境美化の向上、推進を図る目的で美化協定を締結するもの。</p> <p>・H20 年 10 月現在</p> <p style="padding-left: 20px;">美化協定締結団体数: 38 団体</p> <p>・根拠条例: 熊本市ごみのない街を創る条例</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 513 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 797 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 376 千円</p> <p>3. 放置自動車対策経費</p> <p>・「熊本市放置自動車防止条例」の適正な運用を図ることにより、公園や市営住宅等の市が管理する公共用地に放置されている「放置自動車」の発生を防止するとともに、適切な処理を行う。</p> <p>① 放置自動車対策協議会の開催</p> <p>② 撤去シール等の作成</p> <p>・平成 20 年 10 月末放置自動車台数: 18 台</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 74 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 120 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 96 千円</p>	<p>1. ゴミ収集施設整備に関する補助金</p> <p style="padding-left: 20px;">地域の美化及び清掃思想の普及を図り、収集施設におけるカラス等のゴミ散乱対策として金網式ステーション等の設置に対して補助を行う。</p> <p>補助率 50%(上限 50,000 円)</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 490 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算 459 千円</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算 484 千円</p>				

相違点と課題

--

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	環境対策事業	小項目名	1 人工かん養促進事業
協議内容	ビニールハウスかん養対策については、熊本市の制度が充実している。熊本市の制度に統合する。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較				
	熊 本 市		植 木 町	
市 町 別 内 容	<p>1. ビニールハウスかん養対策</p> <p>雨水浸透による地下水かん養を図るため、連棟式のビニールハウスに降った雨水を浸透させる施設を設置する者に助成を行う。</p> <p>助成額 工事基準額の10分の9(工事基準額以内については工事見積額の10分の9)</p> <p>上限額 1基につき 111,510円</p> <p>※熊本市ビニールハウス雨水浸透施設設置補助金交付要綱に基づく</p>		<p>1. 人工雨水浸透及び廃水処理モデル事業補助金</p> <p>ビニールハウスの圃場からからの降水が、直接道路・排水への流出を防ぐため、人工涵養工法によって地下水不足と下流域の災害等の減少を図ることを目的とする。</p> <p>助成額 1基につき 73,000円</p> <p>植木町農業振興補助金交付規則に基づく</p>	
	平成17年度決算	5,464千円 49基	平成17年度決算	584千円 8基
	平成18年度決算	5,576千円 50基	平成18年度決算	146千円 2基
	平成19年度決算	5,575千円 50基	平成19年度決算	365千円 5基
	<p>2. 白川中流域水田かん養推進経費</p> <p>熊本地域で最も地下水かん養の寄与度が高い白川中流域水田を活用し、地下水かん養を図る。(水田湛水)</p> <p>平成17年度決算 29,265千円</p> <p>平成18年度決算 34,581千円</p> <p>平成19年度決算 41,878千円</p>		<p>2. なし</p>	
相 違 点 と 課 題				

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 環境保全部会

協議項目	環境対策事業	小項目名	2 新世紀漱石の森づくり事業
協議内容	緑化助成事業		
合併協議会協議結果(調整方針)	新市の事業として継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>新世紀漱石の森づくり事業</p> <p>1 事業内容 「緑豊かな森の都」を再生するため、市民、事業者、行政が一体となり民有地の緑化を推進するもの。</p> <p>①家庭の森づくり 3m以上の樹木を植栽する者に50%補助(限度額2万円)</p> <p>②事業所の森づくり 事業所のオープンスペース等に樹木や生垣を植栽する者に50%補助</p> <p>(1) 生垣の設置 限度額7万円 (2) 構造物などの取り壊し 限度額5万円 (3) 樹木の植栽 助成額は(1)～(3)の合計で限度額30万円</p> <p>③緑の街並みづくり 道路沿いに生垣を植栽する者に50%補助</p> <p>(1) 生垣の設置 限度額7万円 (2) 構造物などの取り壊し 限度額5万円 助成額は(1)(2)の合計</p> <p>④記念樹配布 誕生・結婚・新築・銀婚式の記念として苗木を配布</p> <p>2 事業実績</p> <p>平成 17 年度 ①②③補助決算 10,877 千円 ④記念樹配決算 851 本 850 千円</p> <p>平成 18 年度 ①②③補助決算 8,004 千円 ④記念樹配付決算 1,075 本 1,066 千円</p> <p>平成 19 年度 ①②③補助決算 5,132 千円 ④記念樹配付決算 1,000 本 1,075 千円</p>	<p>該当なし</p>
相違点と課題		

協議第 25 号

水道関係事業について

水道関係事業について承認を求める。

平成 21 年 1 月 30 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

水道関係事業について

- 1 水道関係事業のうち植木町の上水道整備計画（平成 21 年度～28 年度）は、新市へ引き継ぐ。
- 2 水道関係事業のうち簡易水道使用料（水道料金）については、熊本市の料金体系に統一する。
- 3 水道関係事業のうち簡易水道分担金（加入金）については、植木町の上水道整備計画終了までは現行のままとし、その後熊本市の例に統一する。
引き込み工事負担金制度は、上水道整備計画終了までは現行のまま継続する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(25 水道関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
水道事業の取扱い					
1	上水道事業	水道部会	第2回		
2	簡易水道使用料(水道料金)	水道部会	第2回		
3	簡易水道分担金(加入金)	水道部会	第2回		
水道事業の取扱い					
1	町営簡易水道事業	水道部会	事務局		
2	給水装置工事事業者指定等手数料	水道部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

協議項目	水道関係事業	小項目名	1 上水道事業
協議内容	平成 21 年度より国庫補助を受けて植木中央地区を拡張し上水道へ移行し、北部地区・南部地区の未普及地域の解消を推進し上水道へ移行するための、上水道整備計画を引き継ぐことができるのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町の上水道整備計画(平成 21 年度～28 年度)は、新市へ引き継ぐ。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	上水道事業 (H18 年度) 給水人口 654,819 人 一日平均給水量 225,464 m ³ 公称施設能力 290,500 m ³ 普及率 98.04% 【平成 18 年度決算】 ・収益的収支 (収入)132 億 2 千万円 (支出)109 億 5 千万円 ・資本的収支 (収入) 20 億 4 千万円 (支出) 69 億 4 千万円 【平成 19 年度決算】 ・収益的収支 (収入)131 億 3 千万円 (支出)108 億 6 千万円 ・資本的収支 (収入) 31 億 7 千万円 (支出)133 億 4 千万円	上水道事業(計画) ・H21～H22 植木中央地区上水道事業 事業費 5 億 6,753 万円 計画給水人口 8,900 人 ・H22～H23 植木北部地区簡易水道事業 事業費 2 億 5,940 万円 計画給水人口 4,900 人 ・H22～H23 植木南部地区上水道事業 事業費 8,179 万円 計画給水人口 5,700 人 ・H24～H28 植木上水道事業 事業費 29 億 1,915 万円 計画給水人口 27,000 人
相 違 点 と 課 題	・植木町の水道は、上水道事業はなく、町営の6地区の簡易水道事業である。 ・水道普及率も熊本市の 98.04%(H18)に比べ、約 40%と低い。 ・植木町では、平成 20～21 年度に上水道整備計画(平成 21 年度～28 年度)を認可申請予定である。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

調査項目	水道関係事業	小項目名	2 簡易水道使用料（水道料金）
調査内容	植木町の簡易水道事業と熊本市の上水道事業の水道料金統合の時期を協議したい。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の料金体系に統一する。		

制 度 比 較										
	熊 本 市				植 木 町					
市 町 別 内 容	今現在、簡易水道事業はない。									
	上水道料金(消費税抜き) ～参考～				簡易水道料金(消費税込み)					
		基本料金	従量料金				基本料6m ³	7～20m ³	21m ³ 以上	
		10 m ³	11～20	21～30	31～40	41 以上				
	・13mm	1,050 円	135 円	160 円	185 円	220 円	・13mm	638 円	147 円	168 円
	・20mm	1,390 円		"			・20mm	693 円	147 円	168 円
	・25mm	1,840 円		"			・25mm	832 円	147 円	168 円
		0 m ³	1～50	51～100	101～500	501 以上	・40mm	2,394 円	147 円	168 円
	・40mm	3,850 円	220 円	240 円	260 円	290 円	・50mm	3,465 円	147 円	168 円
	・50mm	8,350 円		"			・75mm	4,158 円	147 円	168 円
	・75mm	14,850 円		"			臨時用	1m ³ につき	420 円	
	・100mm	25,600 円		"						
	・150mm	55,000 円		"						
		一時用(工事用) 1m ³ につき 525 円(税込み)								
		例): 使用料					例): 使用料			
	13mm	20m ³	2,520 円	30m ³	4,200 円	13mm	20m ³	2,700 円	30m ³	4,380 円
	20mm	20m ³	2,877 円	30m ³	4,557 円	20mm	20m ³	2,750 円	30m ³	4,430 円
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・植木町の水道は、上水道事業はなく、町営の6地区の簡易水道事業である。 ・水道普及率も熊本市の 98.04%(H18)に比べ、約 40%と低い。 ・植木町では、現在、水道整備計画(平成 21 年度～28 年度)を策定中である。 									

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 水道部会

調査項目	水道関係事業	小項目名	3 簡易水道分担金（加入金）
調査内容	・加入金の金額の違いや引き込み工事負担金制度など両市町で異なるところが多い。		
合併協議会協議結果（調整方針）	植木町の簡易水道加入分担金は、上水道整備計画終了までは現行のままとし、その後熊本市の例に統一する。 引き込み工事負担金制度は、上水道整備計画終了までは現行のまま継続する。		
制 度 比 較			
市 町 別 内 容	熊 本 市	植 木 町	
	1. 現在、簡易水道事業はない。 上水道加入金（消費税込み）～参考～ ・13mm 63,000円 ・20mm 126,000円 ・25mm 189,000円 ・40mm 630,000円 ・50mm 1,260,000円 ・75mm 3,150,000円 ・100mm 6,300,000円 ・150mm 12,600,000円 2. 引き込み負担金制度はない。	1. 簡易水道加入分担金（消費税込み） ・13mm 39,900円 ・20mm 52,500円 ・25mm 141,750円 ・40mm 283,500円 ・50mm 525,000円 ・75mm 1,050,000円 2. 引き込み負担金制度 加入金と一緒に12万円の引き込み負担金を徴収し、町が一括して地区ごとに受託工事（官民分岐から宅地内5m以内メーターBOXまで）を行い、清算し残額を返すもの	
相違点と課題	・加入金は、上記表のとおり、熊本市の方が高い。		

協議第 26 号

電算関係事業について

電算関係事業について承認を求める。

平成 21 年 1 月 30 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

電算関係事業について

電算関係事業のうち基幹系システム、情報ネットワークシステムについては、熊本市のシステムに統合する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(26 電算関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
電算システムの取扱い					
1	基幹系システム	電算部会	第2回		
2	情報ネットワークシステム	電算部会	第2回		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 電算部会

協議項目	電算システム	小項目名	1 基幹系システム
協議内容	熊本市並びに植木町の電算システムについて		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市のシステムに統合する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
	基幹系システム・・・住民基本台帳システム等の住民登録情報を基とした、戸籍、税、福祉、健康福祉等の基本的な住民サービスシステム。業務ごとに独立しているが、氏名、生年月日、住所等の住民情報を基に各事業に則したシステムを構築しているため住民生活に関連性が大きい。		
市 町 別 内 容	1 業務名	総合行政情報システム	1 業務名 総合行政システム
	2 開発業者	富士通(株)	2 開発業者 株式会社 RKK コンピューターサービス
	3 稼働年月	業務別に昭和 61 年 3 月～	3 稼働年月 平成 18 年 1 月稼働(システムリブレース実施)
	4 業務内容	H20.4 現在 45 業務稼働中(別紙稼働業務一覧参照)、汎用コンピュータを中心に業務サーバを組み合わせている。	4 業務内容 H20.4 現在 別添「稼働業務一覧」のとおり稼働中 システム方式は web アプリケーション方式が中心。 OS には Windows を採用。 住基ネットシステム(GS)、介護保険システム、戸籍システム、申告受付システムは別サーバで運用し総合行政システムとデータ連動。
	5 利用端末数	617 台	5 利用端末数 クライアント端末 約 95 台 クライアント端末 OS WindowsXP sp2
	6 接続出先数	29 カ所	6 接続出先数 3 箇所(給食センター、ふれあい文化センター、かがやき館)
	7 庁外ネット	ビジネスイーサー・タイプⅡ	7 庁外ネット 自営光ネットワーク(ただし、かがやき館については ISDN 回線)
	8 導入形態	JECC(株)レンタル(基幹系機器及び P.P を一括賃借契約)、単年度契約 リース(端末、プリンタ等末端機器のみ順次移行中)、60 ヶ月	8 導入形態 ・総合行政システム 5 年間のリース契約(平成 18 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月まで) ・申告受付システム 5 年間のリース契約(平成 17 年 11 月 1 日～平成 22 年 10 月 31 日まで) ・戸籍システム 5 年間のリース契約(平成 17 年 3 月 1 日～平成 22 年 2 月 28 日まで) ・住基ネットシステム(GS,GW サーバ) 5 年間のリース契約(平成 19 年 10 月～平成 24 年 9 月まで)
	9 処理方式	独自処理	9 処理方式 独自処理

	<p>10 保守 ハード:レンタル・リース契約に含む、ソフト:富士通(株)と一括維持管理契約</p> <p>11 H19 年度主な運用経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理 136,710 千円 オペレータ 23,522 千円 パンチャー 20,553 千円 ・使用料及び賃借料 <ul style="list-style-type: none"> システムレンタル 618,968 千円 システムリース 17,817 千円 <p>H18 年度主な運用経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理 136,752 千円 オペレータ 23,522 千円 パンチャー 20,553 千円 ・使用料及び賃借料 <ul style="list-style-type: none"> システムレンタル 669,607 千円 システムリース 5,846 千円 <p>H17 年度主な運用経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 <ul style="list-style-type: none"> 維持管理 136,710 千円 オペレータ 23,522 千円 パンチャー 25,173 千円 ・使用料及び賃借料 <ul style="list-style-type: none"> システムレンタル 666,362 千円 システムリース 0 千円 	<p>10 保守 ハード、ソフトともに株式会社 RKK コンピューターサービスとの単年度契約</p> <p>11 H19 年度主な運用経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 <ul style="list-style-type: none"> システムサポート料 11,289 千円 機器保守料 5,522 千円 ・使用料 <ul style="list-style-type: none"> 基本ソフト使用料 7,434 千円 リース料 40,610 千円 <p>H18 年度主な運用経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 <ul style="list-style-type: none"> システムサポート料 12,915 千円 機器保守料 4,159 千円 ・使用料 <ul style="list-style-type: none"> 基本ソフト使用料 5,938 千円 リース料 40,851 千円 <p>H17 年度主な運用経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 <ul style="list-style-type: none"> システムサポート料 6,968 千円 機器保守料 4,651 千円 ・使用料 <ul style="list-style-type: none"> 基本ソフト使用料 5,184 千円 リース料 11,045 千円
<p>相違点と課題</p>	<p>システム開発業者、システム形態(熊本市:メインフレーム、植木町:オープンシステム)、導入方式及び稼働業務数が異なり、業務毎の機能及びシステム化範囲についても同一ではないと予想される。</p> <p>課題は、早期に業務システム毎の差異についての詳細分析を行い、業務毎の事務事業調整方針に従い業務システム統合方針及びスケジュールを確定させることと考える。</p> <p>システム統合にあたっては、合併時に統合しなければならないシステムを優先し、改修に時間を要するシステムについては、既存システムを並行運用し合併後に随時統合を進める必要がある。</p>	

基幹系システム 業務内容(別紙)

熊本市		植木町	
1	住民記録	1	住民記録
2	印鑑登録	2	印鑑登録
3	外国人登録	3	外国人登録
4	戸籍情報総合	4	戸籍システム
5	住居表示証明発行	-	なし
6	行政基本	5	共通情報
7	市税基本	6	町県民税
8	税収納管理	7	収納消込
9	市・県民税	8	町県民税
10	市民税課税支援	9	町県民税
11	市税収滞納支援	10	滞納整理
12	法人市民税	11	法人住民税
13	軽自動車税	12	軽自動車税
14	諸税管理(事業所・たばこ・入湯)	-	なし
15	諸税収納	13	収納消込
16	固定資産税	14	固定資産税
17	特別土地保有税	-	なし
18	固定資産税家屋評価	15	家屋評価システム
19	税地図情報	16	固定資産税地図情報(大成ジオテック)
20	固定資産税異動管理	17	固定資産税
21	税ファイリング	-	なし
22	国民健康保険	18	国民健康保険(税、資格)
23	老人医療	19	老人保健
24	保険料収納支援システム	20	収納消込
25	介護保険	21	介護保険
26	国民年金	22	国民年金
27	老人福祉事務	23	老人施設入所
28	障害福祉事務	24	社会保障
29	障害者支援費	25	障害者支援(別システム:株ダンソフト)
30	児童手当	26	児童手当
31	乳児医療	27	乳幼児医療
32	ひとり親医療	28	母子医療
33	母子寡婦福祉資金貸付	-	なし
34	生活保護	-	なし
35	保育所管理	29	保育料
36	貸付統合	-	なし
37	下水道水洗化貸付金償還	-	なし
38	下水道使用料	30	下水道使用料
39	下水道受益者負担金	31	下水道受益者
40	選挙事務	32	選挙
41	学校教育	33	教育
42	市営住宅管理	34	公営住宅
43	土木設計積算	35	積算システム(各課個別)
44	保健福祉総合連携	36	総合健康管理
45	後期高齢者医療	37	後期高齢者医療
-	個別システム	38	財務会計
-	個別システム	39	人事管理
-	個別システム	40	人事給与
-	個別システム	41	農家台帳
-	個別システム	42	蓄犬管理
-	個別システム	43	上水道(簡易水道)

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 電算部会

協議項目	電算システム	小項目名	2 情報ネットワークシステム
協議内容	熊本市並びに植木町の電算システムについて		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市のシステムに統合する。		

制 度 比 較				
	熊 本 市	植 木 町		
市 町 別 内 容	情報ネットワーク …インターネット(電子メールやホームページなど)を利用した市民等に情報の提供や収集、電子申請受付などの市民サービスの向上および行政事務の高度・効率化を目的とした情報基盤。			
	1 システムの名称	熊本市情報ネットワークシステム (C ネット)	1 システムの名称	植木町地域イントラネットシステム
	2 運用開始時期	平成13年4月	2 運用開始時期	平成 15 年 4 月 (平成14年度地域イントラネット基盤施設整備事業により整備)
	3 整備状況(施設数)	H19年度末現在267ヶ所 (内小・中学校、保育園、幼稚園、共同調理場161ヶ所 所含)	3 整備状況	施設数 平成 20 年 3 月現在 23 箇所 (内小・中学校 11、保育園 4、出先 8)
	4 PC設置状況(C ネット接続分)	4,120台	4 PC 設置状況(地域イントラネット接続分)	植木庁舎 169 台 生涯学習センターパソコン室 20 台 生涯学習センター事務室 14 台 出先 23 台
	5 利用アプリケーション数	別紙参照 全庁:18 部門:31	5 利用アプリケーション数	別紙参照
	6 インターネット接続状況	有	6 インターネット接続状況	有
	7 LGWANとの接続状況	有	7 LGWAN 接続状況	有
	8 出先機関との通信回線種別	ビジネスイーサ・タイプII 10/100Hbyte/s	8 出先機関との通信回線種別	自営光ネットワーク 100Mb/s (地域イントラネット基盤施設整備事業により敷設) 県庁 NOC との接続 NTT メガデータネット 6Mb/s (3Mb/s を市町村ネットワーク、3Mb/s を LGWAN 接続回線)
9 平成19年度主な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報機器関連賃貸借料(保守費含む) 390,443千円 ・ 運用管理委託経費等 180,616千円 ・ 通信回線経費等 91,204千円 	9 平成 19 年度主な費用	<ul style="list-style-type: none"> 委託料 ・地域イントラネット保守委託 12,127 千円 使用料 ・メガデータネット使用料 1,073 千円 ・電柱使用料(自営光ケーブル架設) 895 千円 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターネット接続経費 10,028千円 <p>平成18年度主な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報機器関連賃貸借料(保守費含む) 441,183千円 ・ 運用管理委託経費等 162,223千円 ・ 通信回線経費等 93,419千円 ・ インターネット接続経費 8,303千円 <p>平成17年度主な経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報機器関連賃貸借料(保守費含む) 377,527千円 ・ 運用管理委託経費等 178,836千円 ・ 通信回線経費等 89,702千円 ・ インターネット接続経費 8,306千円 <p>10 ネットワークアカウント付与対象者 職員・再任用職員・県費職員の一部・ 国、県からの派遣職員</p>	<p>平成18年度主な費用</p> <p>委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域イントラネット保守委託 13,020千円 <p>使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メガデータネット使用料 1,008千円 ・ 電柱使用料(自営光ケーブル架設) 883千円 <p>平成17年度主な費用</p> <p>委託料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域イントラネット保守委託 11,760千円 <p>使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ メガデータネット使用料 918千円 ・ 電柱使用料(自営光ケーブル架設) 852千円 <p>10 アカウント付与対象 組織別にアカウントを付与。</p>
相違点と課題	<p>情報システムの基本的な方針については相違ない。 職員の利用環境やアプリケーションの違いがあるが、システム移行について大きな問題はないと考える。</p>	

庁内ネットワーク利用アプリケーション（全庁アプリケーション）

年度	熊本市	植木町
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共通メニューシステム (H13. 4) ・ 庁内ホームページ (H13. 4) ・ 電子メール (H13. 4) ・ 電子掲示板 (H13. 4) ・ アンケートシステム (H13. 4) ・ 研修予約管理システム (H13. 4) ・ 行事日程管理システム (H13. 4) ・ 市議会会議録検索システム (H13. 4) ・ 統計資料提供システム (H13. 4) ・ 気象情報提供システム (H13. 8) ・ 例規・法令検索システム (H14. 3) 	
平成14年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費計算システム (H14. 9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内ホームページ (H15. 3) ・ 電子メール (H15. 3) ・ 庁内グループウェア (H15. 3) ・ 施設予約システム (H15. 3) ・ キオスク端末
平成15年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災情報システム (H15. 4) ・ 財務情報システム (H15. 9) ・ 地図情報庁内閲覧システム (H15. 11) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ REIKIBASE 例規検索システム (H15. 6)
平成16年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合文書管理・電子決済システム (H16. 4) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 図書館予約検索システム (H16. 11)
平成17年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の声データベースシステム (H17. 4) ・ 職員情報システム (H17. 10) 	
平成18年度		
平成19年度		

* () 内数字は利用開始年月

庁内ネットワーク利用アプリケーション（部門アプリケーション）

年度	熊 本 市	植 木 町
平成 13 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉相談支援システム 【健康福祉政策課他】(H17 廃止) ・ C A Dシステム 【建築課他】(H13. 8) ・ 制度融資電算システム 【金融経営相談課】(H14. 3) 	
平成 14 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子（図面）ファイリングシステム 【道路管理課他】(H17. 9 廃止) ・ 食肉衛生検査システム 【食肉衛生検査所】(H14. 11) ・ 検査情報管理システム 【環境総合研究所】(H15. 2) ・ 医療施設管理システム 【地域医療課】(H15. 3) ・ 生活衛生施設管理システム 【生活衛生課他】(H15. 3) ・ コミュニティカルテシステム 【企画課】(H15. 3) 	
平成 15 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備管理システム 【東部環境工場】(H15. 5) ・ 公共建築物施設管理台帳システム 【施設保全課】(H15. 10) ・ 建築確認管理システム 【建築指導課】(H16. 2) ・ し尿・浄化槽管理システム 【浄化対策課】(H16. 3) ・ 市営住宅滞納整理支援システム 【住宅管理課】(H16. 1) 	
平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史資料目録管理システム 【市史編纂室】(H16. 4) ・ 動植物園システム 【動植物園】(H16. 4) ・ 下水道 C A Dシステム 【下水道建設課】(H16. 6) ・ 統計業務支援システム 【統計課】(H16. 11) 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車リサイクル法申請管理システム 【減量美化推進課】（H17.3） 	
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金貸付事業管理システム 【教育委員会総務課】（H17.4） ・電子調達（入札等）システム 【監理課】（H17.4） ・道路管理システム 【道路管理課】（H17.10） ・動物管理システム 【動物愛護センター】（H18.1） ・下水道事業企業会計システム 【下水道管理課】（H18.3） ・設備管理システム 【西部環境工場】（H18.3） 	
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震構造計算システム 【建築指導課】（H18.6） ・大型ごみ受付システム 【廃棄物計画課】（H18.7） ・地籍管理システム 【地籍調査課】（H18.10） ・公害法令届出システム 【環境企画課】（H18.12） ・放課後児童健全育成事業システム 【青少年育成課】 ・都市計画データ管理システム 【都市計画課】（H19.3） 	
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・農業台帳システム 【農業委員会】（H9.10） 	

*（ ）内数字は利用開始年月

〔 今回提案分 〕

協議第18号

市民生活関係事業について（その1）

市民生活関係事業について承認を求める。

平成21年 2月16日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

市民生活関係事業について

- 1 市民生活関係事業のうち町名・字名の取扱いについて、熊本市の区域内の町名は、現行のとおりとする。植木町の区域は、「鹿本郡植木町」を「熊本市植木町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。
- 2 市民生活関係事業のうち行政連絡機構の取扱いについて、熊本市の町内自治会制度へ統合する。
ただし、移行時期については状況を見極め決定するが、移行までの間は嘱託員制度を継続する。
- 3 市民生活関係事業のうち町内自治会活動支援事業について、町内自治会制度へ移行時に、熊本市の例に統一する。
ただし、町内自治振興補助等については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。
- 4 市民生活関係事業のうち防犯灯設置補助金について、熊本市の例に統一する。
- 5 市民生活関係事業のうち地籍調査の今後の計画について、植木町の事業計画は、新市へ引継ぎ実施する。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(18 市民生活関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
町名・字名の取扱い					
1	町名・字名の取扱い	市民生活部会	第3回		
行政連絡機構の取扱い					
1	行政区・区長組織等(行政連絡員制度)	市民生活部会	第3回		
その他の事業の取扱い					
1	町内自治会活動支援事業	市民生活部会	第3回		
2	防犯灯設置補助金	市民生活部会	第3回		
3	地籍調査の今後の計画	市民生活部会	第3回		
交通関係事業の取扱い					
1	交通傷害保険	市民生活部会	事務局		
2	交通安全協会	市民生活部会	事務局		
3	交通指導員	市民生活部会	事務局		
4	交通遺児対策	市民生活部会	事務局		
5	交通安全運動	市民生活部会	事務局		
6	交通安全教育	市民生活部会	事務局		
7	交通事故相談所	市民生活部会	事務局		
8	自転車対策	市民生活部会	事務局		
9	違法駐車対策	市民生活部会	事務局		
10	暴走族根絶対策	市民生活部会	事務局		
窓口業務の取扱い					
1	印鑑登録事務	市民生活部会	事務局		
2	住民基本台帳カード交付事務	市民生活部会	事務局		
3	各種証明書の発行及び異動手続き処理	市民生活部会	事務局		
4	市民サービス屋窓口等	市民生活部会	事務局		
5	住基・戸籍手数料	市民生活部会	事務局		
6	市民センター	市民生活部会	事務局		
7	総合支所	市民生活部会	事務局		
教育関係事業の取扱い					
1	市民会館管理運営事業	市民生活部会	事務局		
2	市民会館施設整備経費	市民生活部会	事務局		
3	人権教育啓発推進事業	市民生活部会	事務局		
4	人権教育啓発推進事業(協議会)	市民生活部会	事務局		
5	人権教育推進活動団体助成金等	市民生活部会	事務局		
6	熊本県隣保館連絡協議会	市民生活部会	事務局		
7	ふれあい文化センター管理運営事業	市民生活部会	事務局		
8	ふれあい文化センター地域福祉事業	市民生活部会	事務局		
9	地域公民館(社会教育施設)への補助金	市民生活部会	事務局		
10	社会教育関係団体への補助金(地域づくり関係)	市民生活部会	事務局		
11	市民文化活動支援事業	市民生活部会	事務局		
12	人材育成事業	市民生活部会	事務局		
13	美術館管理運営事業	市民生活部会	事務局		
14	美術品等収集事業	市民生活部会	事務局		
15	市文化事業協会負担金(自主文化事業)	市民生活部会	事務局		
16	友好姉妹都市	市民生活部会	事務局		
17	サマーサイエンススクール学生派遣(ハ市)	市民生活部会	事務局		
18	国際交流員招致事業	市民生活部会	事務局		

19	国際交流促進事業	市民生活部会	事務局		
20	国際交流会館管理運営事業	市民生活部会	事務局		
21	国際交流会助成金	市民生活部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	舞台業務管理運営事業	市民生活部会	事務局		
2	ボランティア活動推進事業	市民生活部会	事務局		
3	市民協働推進事業	市民生活部会	事務局		
4	男女共同参画推進啓発事業	市民生活部会	事務局		
5	DV民間シェルター補助金	市民生活部会	事務局		
6	社会参画支援事業	市民生活部会	事務局		
7	総合女性センター管理運営事業	市民生活部会	事務局		
8	総合女性センター施設整備事業	市民生活部会	事務局		
9	防犯協会	市民生活部会	事務局		
10	安全安心まちづくり推進	市民生活部会	事務局		
11	犯罪被害者支援	市民生活部会	事務局		
12	消費者センター	市民生活部会	事務局		
13	熊本市計量保全会助成	市民生活部会	事務局		
14	計量検査	市民生活部会	事務局		
15	地域コミュニティセンター運営・建設事業	市民生活部会	事務局		
16	行政広報施設補助金	市民生活部会	事務局		
17	まちづくり活動支援事業	市民生活部会	次回以降		
18	地縁団体	市民生活部会	事務局		
19	五福まちづくり交流センター管理運営事業	市民生活部会	事務局		
20	地籍調査実施状況	市民生活部会	事務局		
21	地籍管理の状況	市民生活部会	事務局		
22	数値情報化の計画	市民生活部会	事務局		
23	地籍成果の管理	市民生活部会	事務局		
24	地籍図根点の管理保護	市民生活部会	事務局		
25	街区基準点の管理保護	市民生活部会	事務局		
26	地籍調査成果登記後の誤り等修正登記	市民生活部会	事務局		
27	手数料及びコピー代(地籍成果・街区基準点成果)	市民生活部会	事務局		
28	住居表示整備事業	市民生活部会	事務局		
29	健軍文化ホール管理運営事業	市民生活部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	町名・字名の取扱い	小項目名	1 町名・字名の取扱い
協議内容	植木町区域の町名・字名の表示方法をどのようにするのか。		
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の区域内の町名は、現行のとおりとする。 植木町の区域は、「鹿本郡植木町」を「熊本市植木町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。		

制 度 比 較							
	熊 本 市						
市 町 別 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">熊 本 市</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">植 木 町</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">熊本市（町名） 別紙のとおり</td> <td style="text-align: center;">植木町（大字名） 別紙のとおり</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; padding: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">例：「鹿本郡植木町大字鏡田〇〇番地△」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">「熊本市植木町鏡田〇〇番地△」</p> </div> </td> </tr> </table>	熊 本 市	植 木 町	熊本市（町名） 別紙のとおり	植木町（大字名） 別紙のとおり	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">例：「鹿本郡植木町大字鏡田〇〇番地△」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">「熊本市植木町鏡田〇〇番地△」</p> </div>	
熊 本 市	植 木 町						
熊本市（町名） 別紙のとおり	植木町（大字名） 別紙のとおり						
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">例：「鹿本郡植木町大字鏡田〇〇番地△」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">「熊本市植木町鏡田〇〇番地△」</p> </div>							
相 違 点 と 課 題	合併後、植木町住民の混乱を招かないよう、町名・字名を残す必要がある。						

植木町大字名一覧

	大 字 名	フリガナ
ア	鐙 田	アブミダ
	有 泉	アリズミ
イ	石 川	イシカワ
	伊 知 坊	イチボウ
	今 藤	イマフジ
	岩 野	イワノ
ウ	植 木	ウエキ
	上 古 閑	ウエコガ
	後 古 閑	ウシロコガ
	内	ウチ
エ	円 台 寺	エンダイジ
オ	大 井	オオイ
	荻 迫	オギサコ
	小 野	オノ
カ	亀 甲	カメコウ
キ	木 留	キトメ
	清 水	キヨミズ
ク	鞍 掛	クラカケ
コ	古 閑	コガ
シ	色 出	シキデ
	正 清	ショウセイ
ス	鈴 麦	スズムギ

	大 字 名	フリガナ
ダ	大 和	ダイワ
タ	田 底	タソコ
	滴 水	タルミズ
ト	轟	トドロキ
	富 応	トミオウ
	豊 岡	トヨオカ
	豊 田	トヨダ
ナ	投 刀 塚	ナタツカ
	那 知	ナチ
ヒ	一 木	ヒトツギ
	平 井	ヒライ
	平 野	ヒラノ
	平 原	ヒラバル
	広 住	ヒロズミ
フ	舟 島	フナジマ
ヘ	辺 田 野	ヘタノ
ミ	味 取	ミトリ
	宮 原	ミヤバル
モ	舞 尾	モウノ
ヤ	山 本	ヤマモト
ヨ	米 塚	ヨネツカ

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
ア	会富町	アイミマチ	
	秋津一丁目	アキツ 一ちょうメ	
	秋津二丁目	アキツ 二ちょうメ	
	秋津三丁目	アキツ 三ちょうメ	
	秋津新町	アキツシンマチ	
	秋津町秋田	アキツマチアキタ	
	秋津町沼山津	アキツマチヌヤマツ	
	麻生田一丁目	アソウダ 一ちょうメ	
	麻生田二丁目	アソウダ 二ちょうメ	
	麻生田三丁目	アソウダ 三ちょうメ	
	麻生田四丁目	アソウダ 四ちょうメ	
	麻生田五丁目	アソウダ 五ちょうメ	
	荒尾町	アラオマチ	
	荒尾一丁目	アラオ 一ちょうメ	
	荒尾二丁目	アラオ 二ちょうメ	
	荒尾三丁目	アラオ 三ちょうメ	
	改寄町	アラキマチ	
	安政町	アンセイマチ	
	イ	井川淵町	イガワブチマチ
池亀町		イケガメマチ	
池田一丁目		イケダ 一ちょうメ	
池田二丁目		イケダ 二ちょうメ	
池田三丁目		イケダ 三ちょうメ	
池田四丁目		イケダ 四ちょうメ	
池上町		イケノウエマチ	
石原一丁目		イシワラ 一ちょうメ	
石原二丁目		イシワラ 二ちょうメ	
石原三丁目		イシワラ 三ちょうメ	
石原町		イシワラマチ	
和泉町		イズミマチ	
出水一丁目		イズミ 一ちょうメ	
出水二丁目		イズミ 二ちょうメ	
出水三丁目		イズミ 三ちょうメ	
出水四丁目		イズミ 四ちょうメ	
出水五丁目		イズミ 五ちょうメ	
出水六丁目		イズミ 六ちょうメ	
出水七丁目		イズミ 七ちょうメ	
出水八丁目		イズミ 八ちょうメ	
板屋町		イタヤマチ	
出仲間一丁目		イデナカマ 一ちょうメ	
出仲間二丁目		イデナカマ 二ちょうメ	
出仲間三丁目		イデナカマ 三ちょうメ	
出仲間四丁目		イデナカマ 四ちょうメ	
出仲間五丁目		イデナカマ 五ちょうメ	
出仲間六丁目		イデナカマ 六ちょうメ	
出仲間七丁目		イデナカマ 七ちょうメ	
出仲間八丁目		イデナカマ 八ちょうメ	
出仲間九丁目		イデナカマ 九ちょうメ	
今町		イママチ	
ウ		魚屋町一丁目	ウオヤマチ 一ちょうメ
		魚屋町二丁目	ウオヤマチ 二ちょうメ
	魚屋町三丁目	ウオヤマチ 三ちょうメ	
	兎谷一丁目	ウサギダニ 一ちょうメ	
	兎谷二丁目	ウサギダニ 二ちょうメ	
	兎谷三丁目	ウサギダニ 三ちょうメ	
	海路口町	ウジグチマチ	
	薄場町	ウスバマチ	
	薄場一丁目	ウスバ 一ちょうメ	
	薄場二丁目	ウスバ 二ちょうメ	

	町名	フリガナ	
ウ	薄場三丁目	ウスバ 三ちょうメ	
	打越町	ウチゴシマチ	
	内田町	ウチダマチ	
	内坪井町	ウチツボイマチ	
エ	江越一丁目	エゴエ 一ちょうメ	
	江越二丁目	エゴエ 二ちょうメ	
	画図東一丁目	エズヒガシ 一ちょうメ	
	画図東二丁目	エズヒガシ 二ちょうメ	
	画図町大字上無田	エズマチオオアザカミムタ	
	画図町大字重富	エズマチオオアザシゲドミ	
	画図町大字下無田	エズマチオオアザシモムタ	
	画図町大字下江津	エズマチオオアザシモエツ	
	画図町大字所島	エズマチオオアザトコロジマ	
	江津一丁目	エツ 一ちょうメ	
	江津二丁目	エツ 二ちょうメ	
	江津三丁目	エツ 三ちょうメ	
	江津四丁目	エツ 四ちょうメ	
	榎町	エノキマチ	
	オ	大江本町	オオエホンマチ
		大江一丁目	オオエ 一ちょうメ
		大江二丁目	オオエ 二ちょうメ
大江三丁目		オオエ 三ちょうメ	
大江四丁目		オオエ 四ちょうメ	
大江五丁目		オオエ 五ちょうメ	
大江六丁目		オオエ 六ちょうメ	
大窪一丁目		オオクボ 一ちょうメ	
大窪二丁目		オオクボ 二ちょうメ	
大窪三丁目		オオクボ 三ちょうメ	
大窪四丁目		オオクボ 四ちょうメ	
大窪五丁目		オオクボ 五ちょうメ	
大鳥居町		オオトリイマチ	
岡田町		オカダマチ	
沖新町		オキシシマチ	
奥古閑町		オクコガマチ	
小島一丁目		オシマ 一ちょうメ	
小島二丁目		オシマ 二ちょうメ	
小島三丁目		オシマ 三ちょうメ	
小島四丁目		オシマ 四ちょうメ	
小島五丁目		オシマ 五ちょうメ	
小島六丁目		オシマ 六ちょうメ	
小島七丁目		オシマ 七ちょうメ	
小島八丁目		オシマ 八ちょうメ	
小島九丁目		オシマ 九ちょうメ	
小島上町		オシマカミマチ	
小島下町		オシマシモマチ	
尾ノ上一丁目		オノウエ 一ちょうメ	
尾ノ上二丁目		オノウエ 二ちょうメ	
尾ノ上三丁目		オノウエ 三ちょうメ	
尾ノ上四丁目		オノウエ 四ちょうメ	
帯山一丁目		オビヤマ 一ちょうメ	
帯山二丁目		オビヤマ 二ちょうメ	
帯山三丁目	オビヤマ 三ちょうメ		
帯山四丁目	オビヤマ 四ちょうメ		
帯山五丁目	オビヤマ 五ちょうメ		
帯山六丁目	オビヤマ 六ちょうメ		
帯山七丁目	オビヤマ 七ちょうメ		
帯山八丁目	オビヤマ 八ちょうメ		
帯山九丁目	オビヤマ 九ちょうメ		
小峯一丁目	オミネ 一ちょうメ		

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
オ	小峯二丁目	オミネ 二ちょうメ	
	小峯三丁目	オミネ 三ちょうメ	
	小峯四丁目	オミネ 四ちょうメ	
	小山一丁目	オヤマ一ちょうメ	
	小山二丁目	オヤマ二ちょうメ	
	小山三丁目	オヤマ三ちょうメ	
	小山四丁目	オヤマ四ちょうメ	
	小山五丁目	オヤマ五ちょうメ	
	小山六丁目	オヤマ六ちょうメ	
	小山七丁目	オヤマ七ちょうメ	
	小山町	オヤママチ	
	カ	鹿埴瀬町	カキゼマチ
梶尾町		カジオマチ	
鍛冶屋町		カジヤマチ	
春日一丁目		カスガ 一ちょうメ	
春日二丁目		カスガ 二ちょうメ	
春日三丁目		カスガ 三ちょうメ	
春日四丁目		カスガ 四ちょうメ	
春日五丁目		カスガ 五ちょうメ	
春日六丁目		カスガ 六ちょうメ	
春日七丁目		カスガ 七ちょうメ	
春日八丁目		カスガ 八ちょうメ	
鹿子木町		カノキマチ	
釜尾町		カマオマチ	
上鍛冶屋町		カミカジヤマチ	
上京塚町		カミキョウヅカマチ	
上熊本一丁目		カミクマモト 一ちょうメ	
上熊本二丁目		カミクマモト 二ちょうメ	
上熊本三丁目		カミクマモト 三ちょうメ	
上水前寺一丁目		カミスイゼンジ 一ちょうメ	
上水前寺二丁目		カミスイゼンジ 二ちょうメ	
上高橋一丁目		カミタカハシ 一ちょうメ	
上高橋二丁目		カミタカハシ 二ちょうメ	
上代一丁目		カミダイ 一ちょうメ	
上代二丁目		カミダイ 二ちょうメ	
上代三丁目		カミダイ 三ちょうメ	
上代四丁目		カミダイ 四ちょうメ	
上代五丁目		カミダイ 五ちょうメ	
上代六丁目		カミダイ 六ちょうメ	
上代七丁目		カミダイ 七ちょうメ	
上代八丁目		カミダイ 八ちょうメ	
上代九丁目		カミダイ 九ちょうメ	
上代十丁目		カミダイ 十ちょうメ	
上通町		カミトオリチヨウ	
上南部一丁目		カミナベ 一ちょうメ	
上南部二丁目		カミナベ 二ちょうメ	
上南部三丁目		カミナベ 三ちょうメ	
上南部四丁目		カミナベ 四ちょうメ	
上南部町		カミナベマチ	
上ノ郷一丁目		カミノゴウ 一ちょうメ	
上ノ郷二丁目		カミノゴウ 二ちょうメ	
上林町		カミバヤシマチ	
辛島町		カラシマチヨウ	
刈草一丁目		カリクサ 一ちょうメ	
刈草二丁目		カリクサ 二ちょうメ	
刈草三丁目		カリクサ 三ちょうメ	
川口町		カワグチマチ	
川尻一丁目		カワシリ 一ちょうメ	
川尻二丁目	カワシリ 二ちょうメ		
川尻三丁目	カワシリ 三ちょうメ		

	町名	フリガナ
カ	川尻四丁目	カワシリ 四ちょうメ
	川尻五丁目	カワシリ 五ちょうメ
	川尻六丁目	カワシリ 六ちょうメ
	河内町大多尾	カワチマチオオタオ
	河内町面木	カワチマチオモノギ
	河内町河内	カワチマチカワチ
	河内町白浜	カワチマチシラハマ
	河内町岳	カワチマチタケ
	河内町東門寺	カワチマチトウモンジ
	河内町野出	カワチマチノイデ
河内町船津	カワチマチフナツ	
川端町	カワバタマチ	
河原町	カワラマチ	
キ	北迫町	キタザコマチ
	北千反畑町	キタセンダンバタマチ
	京塚本町	キョウヅカホンマチ
	京町一丁目	キョウマチ 一ちょうメ
	京町二丁目	キョウマチ 二ちょうメ
	京町本丁	キョウマチホンチヨウ
ク	草葉町	クサバチヨウ
	楠一丁目	クスノキ 一ちょうメ
	楠二丁目	クスノキ 二ちょうメ
	楠三丁目	クスノキ 三ちょうメ
	楠四丁目	クスノキ 四ちょうメ
	楠五丁目	クスノキ 五ちょうメ
	楠六丁目	クスノキ 六ちょうメ
	楠七丁目	クスノキ 七ちょうメ
	楠八丁目	クスノキ 八ちょうメ
	楠野町	クスノマチ
	九品寺一丁目	クホンジ 一ちょうメ
	九品寺二丁目	クホンジ 二ちょうメ
	九品寺三丁目	クホンジ 三ちょうメ
	九品寺四丁目	クホンジ 四ちょうメ
	九品寺五丁目	クホンジ 五ちょうメ
	九品寺六丁目	クホンジ 六ちょうメ
	黒髪一丁目	クロカミ 一ちょうメ
	黒髪二丁目	クロカミ 二ちょうメ
	黒髪三丁目	クロカミ 三ちょうメ
	黒髪四丁目	クロカミ 四ちょうメ
	黒髪五丁目	クロカミ 五ちょうメ
	黒髪六丁目	クロカミ 六ちょうメ
	黒髪七丁目	クロカミ 七ちょうメ
黒髪八丁目	クロカミ 八ちょうメ	
黒髪町大字坪井	クロカミマチオオアザツボイ	
神水本町	クワミズホンマチ	
神水一丁目	クワミズ 一ちょうメ	
神水二丁目	クワミズ 二ちょうメ	
ケ	慶徳堀町	ケイトクボリマチ
	健軍本町	ケンゲンホンマチ
	健軍一丁目	ケンゲン 一ちょうメ
	健軍二丁目	ケンゲン 二ちょうメ
	健軍三丁目	ケンゲン 三ちょうメ
	健軍四丁目	ケンゲン 四ちょうメ
健軍五丁目	ケンゲン 五ちょうメ	
コ	小糸山町	コイトヤママチ
	神園一丁目	コウヅノ 一ちょうメ
	神園二丁目	コウヅノ 二ちょうメ

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
コ	幸田一丁目	コウダ 一ちょうメ
	幸田二丁目	コウダ 二ちょうメ
	紺屋阿弥陀寺町	コウヤアマミダジマチ
	紺屋今町	コウヤイママチ
	紺屋町一丁目	コウヤマチ 一ちょうメ
	紺屋町二丁目	コウヤマチ 二ちょうメ
	紺屋町三丁目	コウヤマチ 三ちょうメ
	子飼本町	コカイホンマチ
	国府本町	コクブホンマチ
	国府一丁目	コクブ 一ちょうメ
	国府二丁目	コクブ 二ちょうメ
	国府三丁目	コクブ 三ちょうメ
	国府四丁目	コクブ 四ちょうメ
	小沢町	コザワマチ
	古城町	コジウマチ
	壺川一丁目	コセン 一ちょうメ
	壺川二丁目	コセン 二ちょうメ
	湖東一丁目	コトウ 一ちょうメ
	湖東二丁目	コトウ 二ちょうメ
	湖東三丁目	コトウ 三ちょうメ
	琴平本町	コトヒラホンマチ
	琴平一丁目	コトヒラ 一ちょうメ
琴平二丁目	コトヒラ 二ちょうメ	
米屋町一丁目	コメヤマチ 一ちょうメ	
米屋町二丁目	コメヤマチ 二ちょうメ	
米屋町三丁目	コメヤマチ 三ちょうメ	
ゴ	合志一丁目	ゴウシ 一ちょうメ
	合志二丁目	ゴウシ 二ちょうメ
	合志三丁目	ゴウシ 三ちょうメ
	合志四丁目	ゴウシ 四ちょうメ
	呉服町一丁目	ゴフクマチ 一ちょうメ
	呉服町二丁目	ゴフクマチ 二ちょうメ
	呉服町三丁目	ゴフクマチ 三ちょうメ
	御領一丁目	ゴリョウ 一ちょうメ
	御領二丁目	ゴリョウ 二ちょうメ
	御領三丁目	ゴリョウ 三ちょうメ
	御領四丁目	ゴリョウ 四ちょうメ
	御領五丁目	ゴリョウ 五ちょうメ
	御領六丁目	ゴリョウ 六ちょうメ
	御領七丁目	ゴリョウ 七ちょうメ
	御領八丁目	ゴリョウ 八ちょうメ
	護藤町	ゴンドウマチ
	サ	細工町一丁目
細工町二丁目		サイクマチ 二ちょうメ
細工町三丁目		サイクマチ 三ちょうメ
細工町四丁目		サイクマチ 四ちょうメ
細工町五丁目		サイクマチ 五ちょうメ
栄町		サカエマチ
桜町		サクラマチ
桜木一丁目		サクラギ 一ちょうメ
桜木二丁目		サクラギ 二ちょうメ
桜木三丁目		サクラギ 三ちょうメ
桜木四丁目		サクラギ 四ちょうメ
桜木五丁目		サクラギ 五ちょうメ
桜木六丁目		サクラギ 六ちょうメ
佐土原一丁目		サドワラ 一ちょうメ
佐土原二丁目		サドワラ 二ちょうメ
佐土原三丁目		サドワラ 三ちょうメ
三郎一丁目		サブロウ 一ちょうメ

	町名	フリガナ
サ	三郎二丁目	サブロウ 二ちょうメ
シ	島崎一丁目	シマサキ 一ちょうメ
	島崎二丁目	シマサキ 二ちょうメ
	島崎三丁目	シマサキ 三ちょうメ
	島崎四丁目	シマサキ 四ちょうメ
	島崎五丁目	シマサキ 五ちょうメ
	島崎六丁目	シマサキ 六ちょうメ
	島崎七丁目	シマサキ 七ちょうメ
	島町一丁目	シママチ 一ちょうメ
	島町二丁目	シママチ 二ちょうメ
	島町三丁目	シママチ 三ちょうメ
	島町四丁目	シママチ 四ちょうメ
	島町五丁目	シママチ 五ちょうメ
	清水岩倉一丁目	シミズイワクラ 一ちょうメ
	清水岩倉二丁目	シミズイワクラ 二ちょうメ
	清水岩倉三丁目	シミズイワクラ 三ちょうメ
	清水亀井町	シミズカメイマチ
	清水東町	シミズヒガシマチ
	清水本町	シミズホンマチ
	清水町大字打越	シミズマチオオアザウチゴシ
	清水町大字松崎	シミズマチオオアザマツザキ
	清水町大字室園	シミズマチオオアザムロゾノ
	清水新地一丁目	シミズシンチ 一ちょうメ
	清水新地二丁目	シミズシンチ 二ちょうメ
	清水新地三丁目	シミズシンチ 三ちょうメ
	清水新地四丁目	シミズシンチ 四ちょうメ
	清水新地五丁目	シミズシンチ 五ちょうメ
	清水新地六丁目	シミズシンチ 六ちょうメ
	清水新地七丁目	シミズシンチ 七ちょうメ
	清水万石一丁目	シミズマンゴク 一ちょうメ
	清水万石二丁目	シミズマンゴク 二ちょうメ
	清水万石三丁目	シミズマンゴク 三ちょうメ
	清水万石四丁目	シミズマンゴク 四ちょうメ
	清水万石五丁目	シミズマンゴク 五ちょうメ
	下江津一丁目	シモエツ 一ちょうメ
	下江津二丁目	シモエツ 二ちょうメ
	下江津三丁目	シモエツ 三ちょうメ
下江津四丁目	シモエツ 四ちょうメ	
下江津五丁目	シモエツ 五ちょうメ	
下江津六丁目	シモエツ 六ちょうメ	
下江津七丁目	シモエツ 七ちょうメ	
下江津八丁目	シモエツ 八ちょうメ	
下硯川町	シモスズリカワマチ	
下通一丁目	シモトオリ 一ちょうメ	
下通二丁目	シモトオリ 二ちょうメ	
下南部一丁目	シモナベ 一ちょうメ	
下南部二丁目	シモナベ 二ちょうメ	
下南部三丁目	シモナベ 三ちょうメ	
昭和町	ショウワマチ	
白藤一丁目	シラフジ 一ちょうメ	
白藤二丁目	シラフジ 二ちょうメ	
白藤三丁目	シラフジ 三ちょうメ	
白藤四丁目	シラフジ 四ちょうメ	
白藤五丁目	シラフジ 五ちょうメ	
白石町	シロイシマチ	
新大江一丁目	シンオオエ 一ちょうメ	
新大江二丁目	シンオオエ 二ちょうメ	
新大江三丁目	シンオオエ 三ちょうメ	
新鍛冶屋町	シンカジヤマチ	
新市街	シンシガイ	

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
シ	新生一丁目	シンセイ 一ちょうメ	
	新生二丁目	シンセイ 二ちょうメ	
	新土河原一丁目	シントガワラ 一ちょうメ	
	新土河原二丁目	シントガワラ 二ちょうメ	
	新南部一丁目	シンナベ 一ちょうメ	
	新南部二丁目	シンナベ 二ちょうメ	
	新南部三丁目	シンナベ 三ちょうメ	
	新南部四丁目	シンナベ 四ちょうメ	
	新南部五丁目	シンナベ 五ちょうメ	
	新南部六丁目	シンナベ 六ちょうメ	
	新外一丁目	シンホカ 一ちょうメ	
	新外二丁目	シンホカ 二ちょうメ	
	新外三丁目	シンホカ 三ちょうメ	
	新外四丁目	シンホカ 四ちょうメ	
	新町一丁目	シンマチ 一ちょうメ	
	新町二丁目	シンマチ 二ちょうメ	
	新町三丁目	シンマチ 三ちょうメ	
	新町四丁目	シンマチ 四ちょうメ	
	新港一丁目	シンミナト 一ちょうメ	
	新港二丁目	シンミナト 二ちょうメ	
	新屋敷一丁目	シンヤシキ 一ちょうメ	
	新屋敷二丁目	シンヤシキ 二ちょうメ	
	新屋敷三丁目	シンヤシキ 三ちょうメ	
	ジ	十禅寺町	ジュゼンジマチ
		十禅寺一丁目	ジュゼンジ 一ちょうメ
		十禅寺二丁目	ジュゼンジ 二ちょうメ
		十禅寺三丁目	ジュゼンジ 三ちょうメ
城山上代町		ジョウザンカミダイマチ	
城山大塘一丁目		ジョウザンオオドモ 一ちょうメ	
城山大塘二丁目		ジョウザンオオドモ 二ちょうメ	
城山大塘三丁目		ジョウザンオオドモ 三ちょうメ	
城山大塘四丁目		ジョウザンオオドモ 四ちょうメ	
城山大塘五丁目		ジョウザンオオドモ 五ちょうメ	
城山大塘六丁目		ジョウザンオオドモ 六ちょうメ	
城山大塘七丁目		ジョウザンオオドモ 七ちょうメ	
城山下代一丁目		ジョウザンシモダイ 一ちょうメ	
城山下代二丁目		ジョウザンシモダイ 二ちょうメ	
城山下代三丁目		ジョウザンシモダイ 三ちょうメ	
城山下代四丁目		ジョウザンシモダイ 四ちょうメ	
城山下代五丁目		ジョウザンシモダイ 五ちょうメ	
城山半田一丁目		ジョウザンハンタ 一ちょうメ	
城山半田二丁目		ジョウザンハンタ 二ちょうメ	
城山半田三丁目		ジョウザンハンタ 三ちょうメ	
城山半田四丁目		ジョウザンハンタ 四ちょうメ	
城山薬師一丁目		ジョウザンヤクシ 一ちょうメ	
城山薬師二丁目		ジョウザンヤクシ 二ちょうメ	
城東町		ジョウトウマチ	
ス		水源一丁目	スイゲン 一ちょうメ
		水源二丁目	スイゲン 二ちょうメ
		水前寺一丁目	スイゼンジ 一ちょうメ
	水前寺二丁目	スイゼンジ 二ちょうメ	
	水前寺三丁目	スイゼンジ 三ちょうメ	
	水前寺四丁目	スイゼンジ 四ちょうメ	
	水前寺五丁目	スイゼンジ 五ちょうメ	
	水前寺六丁目	スイゼンジ 六ちょうメ	
	水前寺公園	スイゼンジコウエン	
	水道町	スイドウチョウ	
	菅原町	スガワラマチ	
	碓川町	スズリカワマチ	

	町名	フリガナ	
ス	砂原町	スナハラマチ	
セ	船場町下一丁目	センバマチシモ 一ちょうメ	
	船場町二丁目	センバマチ 二ちょうメ	
	船場町三丁目	センバマチ 三ちょうメ	
	銭塘町	ゼンドモマチ	
タ	高橋町一丁目	タカハシマチ 一ちょうメ	
	高橋町二丁目	タカハシマチ 二ちょうメ	
	高平一丁目	タカヒラ 一ちょうメ	
	高平二丁目	タカヒラ 二ちょうメ	
	高平三丁目	タカヒラ 三ちょうメ	
	田崎町	タサキマチ	
	田崎本町	タサキホンマチ	
	田崎一丁目	タサキ 一ちょうメ	
	田崎二丁目	タサキ 二ちょうメ	
	田崎三丁目	タサキ 三ちょうメ	
	龍田一丁目	タツダ 一ちょうメ	
	龍田二丁目	タツダ 二ちょうメ	
	龍田三丁目	タツダ 三ちょうメ	
	龍田四丁目	タツダ 四ちょうメ	
	龍田五丁目	タツダ 五ちょうメ	
	龍田六丁目	タツダ 六ちょうメ	
	龍田七丁目	タツダ 七ちょうメ	
	龍田八丁目	タツダ 八ちょうメ	
	龍田九丁目	タツダ 九ちょうメ	
	龍田陳内一丁目	タツダジンナイ 一ちょうメ	
	龍田陳内二丁目	タツダジンナイ 二ちょうメ	
	龍田陳内三丁目	タツダジンナイ 三ちょうメ	
	龍田陳内四丁目	タツダジンナイ 四ちょうメ	
	龍田弓削一丁目	タツダユゲ 一ちょうメ	
	龍田弓削二丁目	タツダユゲ 二ちょうメ	
	龍田町弓削	タツダマチュゲ	
	谷尾崎町	タニオザキマチ	
	田迎一丁目	タムカエ 一ちょうメ	
	田迎二丁目	タムカエ 二ちょうメ	
	田迎三丁目	タムカエ 三ちょうメ	
田迎四丁目	タムカエ 四ちょうメ		
田迎五丁目	タムカエ 五ちょうメ		
田迎六丁目	タムカエ 六ちょうメ		
田井島一丁目	タイノシマ 一ちょうメ		
田井島二丁目	タイノシマ 二ちょうメ		
田井島三丁目	タイノシマ 三ちょうメ		
田迎町大宇田井島	タムカエマチオオアザタイノシマ		
田迎町大字良町	タムカエマチオオアザヤヤマチ		
太郎迫町	タロウザコマチ		
段山本町	ダニヤマホンマチ		
チ	近見一丁目	チカミ 一ちょうメ	
	近見二丁目	チカミ 二ちょうメ	
	近見三丁目	チカミ 三ちょうメ	
	近見四丁目	チカミ 四ちょうメ	
	近見五丁目	チカミ 五ちょうメ	
	近見六丁目	チカミ 六ちょうメ	
	近見七丁目	チカミ 七ちょうメ	
	近見八丁目	チカミ 八ちょうメ	
	近見九丁目	チカミ 九ちょうメ	
	近見町	チカミマチ	
	千葉城町	チバジョウマチ	
	中央街	チュウオウガイ	

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ
ソ	月出一丁目	ツキデ 一ちょうメ
	月出二丁目	ツキデ 二ちょうメ
	月出三丁目	ツキデ 三ちょうメ
	月出四丁目	ツキデ 四ちょうメ
	月出五丁目	ツキデ 五ちょうメ
	月出六丁目	ツキデ 六ちょうメ
	月出七丁目	ツキデ 七ちょうメ
	月出八丁目	ツキデ 八ちょうメ
	津浦町	ツノウラマチ
	坪井一丁目	ツボイ 一ちょうメ
	坪井二丁目	ツボイ 二ちょうメ
	坪井三丁目	ツボイ 三ちょうメ
	坪井四丁目	ツボイ 四ちょうメ
	坪井五丁目	ツボイ 五ちょうメ
	坪井六丁目	ツボイ 六ちょうメ
	鶴羽田町	ツルハダマチ
	テ	手取本町
出町		デマチ
ト	通町	トオリちょう
	土河原町	トガワラマチ
	徳王町	トクオウマチ
	戸坂町	トサカマチ
	戸島西一丁目	トシマニシ 一ちょうメ
	戸島西二丁目	トシマニシ 二ちょうメ
	戸島西三丁目	トシマニシ 三ちょうメ
	戸島西四丁目	トシマニシ 四ちょうメ
	戸島西五丁目	トシマニシ 五ちょうメ
	戸島西六丁目	トシマニシ 六ちょうメ
	戸島西七丁目	トシマニシ 七ちょうメ
	戸島本町	トシマホンマチ
	戸島一丁目	トシマ 一ちょうメ
	戸島二丁目	トシマ 二ちょうメ
	戸島三丁目	トシマ 三ちょうメ
	戸島四丁目	トシマ 四ちょうメ
	戸島五丁目	トシマ 五ちょうメ
	戸島六丁目	トシマ 六ちょうメ
	戸島七丁目	トシマ 七ちょうメ
	戸島町	トシママチ
	鳶町一丁目	トビマチ 一ちょうメ
	鳶町二丁目	トビマチ 二ちょうメ
	富合町榎津	トミアイマチエノキヅ
	富合町大町	トミアイマチオオマチ
	富合町御船手	トミアイマチオブナテ
	富合町碓江	トミアイマチカキノエ
	富合町上杉	トミアイマチカミスギ
	富合町清藤	トミアイマチキヨフジ
	富合町木原	トミアイマチキワラ
	富合町小岩瀬	トミアイマチコイワセ
	富合町莎崎	トミアイマチコウザキ
	富合町古閑	トミアイマチコガ
	富合町国町	トミアイマチコクちょう
	富合町菰江	トミアイマチコモノエ
	富合町三拾町	トミアイマチサジツちょう
	富合町志々水	トミアイマチシジミズ
	富合町釈迦堂	トミアイマチシャカドウ
	富合町新	トミアイマチシン
	富合町杉島	トミアイマチスギジマ
	富合町田尻	トミアイマチタノシリ
	富合町西田尻	トミアイマチニシタノシリ

	町名	フリガナ	
ト	富合町平原	トミアイマチヒラバル	
	富合町廻江	トミアイマチマイノエ	
	富合町南田尻	トミアイマチミナミタノシリ	
	渡鹿一丁目	トロク 一ちょうメ	
	渡鹿二丁目	トロク 二ちょうメ	
	渡鹿三丁目	トロク 三ちょうメ	
	渡鹿四丁目	トロク 四ちょうメ	
	渡鹿五丁目	トロク 五ちょうメ	
	渡鹿六丁目	トロク 六ちょうメ	
	渡鹿七丁目	トロク 七ちょうメ	
	渡鹿八丁目	トロク 八ちょうメ	
	渡鹿九丁目	トロク 九ちょうメ	
ナ	中江町	ナカエマチ	
	中島町	ナカシママチ	
	中唐人町	ナカトウジンマチ	
	中原町	ナカハラマチ	
	中無田町	ナカムタマチ	
	長嶺西一丁目	ナガミネニシ 一ちょうメ	
	長嶺西二丁目	ナガミネニシ 二ちょうメ	
	長嶺西三丁目	ナガミネニシ 三ちょうメ	
	長嶺東一丁目	ナガミネヒガシ 一ちょうメ	
	長嶺東二丁目	ナガミネヒガシ 二ちょうメ	
	長嶺東三丁目	ナガミネヒガシ 三ちょうメ	
	長嶺東四丁目	ナガミネヒガシ 四ちょうメ	
	長嶺東五丁目	ナガミネヒガシ 五ちょうメ	
	長嶺東六丁目	ナガミネヒガシ 六ちょうメ	
	長嶺東七丁目	ナガミネヒガシ 七ちょうメ	
	長嶺東八丁目	ナガミネヒガシ 八ちょうメ	
	長嶺東九丁目	ナガミネヒガシ 九ちょうメ	
	長嶺南一丁目	ナガミネミナミ 一ちょうメ	
	長嶺南二丁目	ナガミネミナミ 二ちょうメ	
	長嶺南三丁目	ナガミネミナミ 三ちょうメ	
	長嶺南四丁目	ナガミネミナミ 四ちょうメ	
	長嶺南五丁目	ナガミネミナミ 五ちょうメ	
	長嶺南六丁目	ナガミネミナミ 六ちょうメ	
	長嶺南七丁目	ナガミネミナミ 七ちょうメ	
	長嶺南八丁目	ナガミネミナミ 八ちょうメ	
	並建町	ナミタテマチ	
	ニ	西阿弥陀寺町	ニシアミダジマチ
		西梶尾町	ニシカジオマチ
錦ヶ丘		ニシキガオカ	
西子飼町		ニシコカイマチ	
西唐人町		ニシトウジンマチ	
西原一丁目		ニシバル 一ちょうメ	
西原二丁目		ニシバル 二ちょうメ	
西原三丁目		ニシバル 三ちょうメ	
二の丸		ニノマル	
二本木一丁目		ニホンギ 一ちょうメ	
二本木二丁目		ニホンギ 二ちょうメ	
二本木三丁目		ニホンギ 三ちょうメ	
二本木四丁目		ニホンギ 四ちょうメ	
二本木五丁目		ニホンギ 五ちょうメ	
楡木一丁目		ニレノキ 一ちょうメ	
楡木二丁目		ニレノキ 二ちょうメ	
楡木三丁目	ニレノキ 三ちょうメ		
楡木四丁目	ニレノキ 四ちょうメ		
楡木五丁目	ニレノキ 五ちょうメ		
楡木六丁目	ニレノキ 六ちょうメ		
ヌ	沼山津一丁目	ヌヤマヅ 一ちょうメ	

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
ヌ	沼山津二丁目	ヌヤマツ ニチョウメ	
	沼山津三丁目	ヌヤマツ 三チョウメ	
	沼山津四丁目	ヌヤマツ 四チョウメ	
ノ	野口町	ノグチマチ	
	野口一丁目	ノグチ 一チョウメ	
	野口二丁目	ノグチ 二チョウメ	
	野口三丁目	ノグチ 三チョウメ	
	野口四丁目	ノグチ 四チョウメ	
	野田一丁目	ノダ 一チョウメ	
	野田二丁目	ノダ 二チョウメ	
	野田三丁目	ノダ 三チョウメ	
	野中一丁目	ノナカ 一チョウメ	
	野中二丁目	ノナカ 二チョウメ	
	野中三丁目	ノナカ 三チョウメ	
	乗越ヶ丘	ノリコシガオカ	
	ハ	萩原町	ハギワラマチ
		白山一丁目	ハクザン 一チョウメ
白山二丁目		ハクザン 二チョウメ	
白山三丁目		ハクザン 三チョウメ	
八景水谷一丁目		ハケンミヤ 一チョウメ	
八景水谷二丁目		ハケンミヤ 二チョウメ	
八景水谷三丁目		ハケンミヤ 三チョウメ	
八景水谷四丁目		ハケンミヤ 四チョウメ	
島口町		ハタグチマチ	
八王寺町		ハチオウジマチ	
八反田一丁目		ハッタнда 一チョウメ	
八反田二丁目		ハッタнда 二チョウメ	
八反田三丁目		ハッタнда 三チョウメ	
花園一丁目		ハナゾノ 一チョウメ	
花園二丁目		ハナゾノ 二チョウメ	
花園三丁目		ハナゾノ 三チョウメ	
花園四丁目		ハナゾノ 四チョウメ	
花園五丁目		ハナゾノ 五チョウメ	
花園六丁目		ハナゾノ 六チョウメ	
花園七丁目		ハナゾノ 七チョウメ	
花立一丁目		ハナタテ 一チョウメ	
花立二丁目		ハナタテ 二チョウメ	
花立三丁目		ハナタテ 三チョウメ	
花立四丁目		ハナタテ 四チョウメ	
花立五丁目		ハナタテ 五チョウメ	
花立六丁目		ハナタテ 六チョウメ	
花畑町		ハナバタチョウ	
八分字町		ハフジマチ	
浜口町		ハマグチマチ	
春竹町大字春竹		ハルタケマチオオアザハルタケ	
ヒ		稗田町	ヒユダマチ
	東町一丁目	ヒガシマチ 一チョウメ	
	東町二丁目	ヒガシマチ 二チョウメ	
	東町三丁目	ヒガシマチ 三チョウメ	
	東町四丁目	ヒガシマチ 四チョウメ	
	東阿弥陀寺町	ヒガシアマミダジマチ	
	東京塚町	ヒガシキョウヅカマチ	
	東子飼町	ヒガシコカイマチ	
	東本町	ヒガシホンマチ	
	東野一丁目	ヒガシノ 一チョウメ	
	東野二丁目	ヒガシノ 二チョウメ	
	東野三丁目	ヒガシノ 三チョウメ	
	東野四丁目	ヒガシノ 四チョウメ	

	町名	フリガナ	
ヒ	飛田一丁目	ヒダ 一チョウメ	
	飛田二丁目	ヒダ 二チョウメ	
	飛田三丁目	ヒダ 三チョウメ	
	飛田四丁目	ヒダ 四チョウメ	
	飛田町	ヒダマチ	
	日吉一丁目	ヒヨシ 一チョウメ	
	日吉二丁目	ヒヨシ 二チョウメ	
	平田一丁目	ヒラタ 一チョウメ	
	平田二丁目	ヒラタ 二チョウメ	
	平山町	ヒラヤママチ	
	広木町	ヒロギマチ	
	フ	古桶屋町	フルオケヤマチ
		古川町	フルカワマチ
古京町		フルキョウマチ	
古大工町		フルダイクマチ	
ヘ	平成一丁目	ヘイセイ 一チョウメ	
	平成二丁目	ヘイセイ 二チョウメ	
	平成三丁目	ヘイセイ 三チョウメ	
ホ	保田窪本町	ホタクボホンマチ	
	保田窪一丁目	ホタクボ 一チョウメ	
	保田窪二丁目	ホタクボ 二チョウメ	
	保田窪三丁目	ホタクボ 三チョウメ	
	保田窪四丁目	ホタクボ 四チョウメ	
	保田窪五丁目	ホタクボ 五チョウメ	
	本荘町	ホンジョウマチ	
	本荘一丁目	ホンジョウ 一チョウメ	
	本荘二丁目	ホンジョウ 二チョウメ	
	本荘三丁目	ホンジョウ 三チョウメ	
	本荘四丁目	ホンジョウ 四チョウメ	
	本荘五丁目	ホンジョウ 五チョウメ	
	本荘六丁目	ホンジョウ 六チョウメ	
	本丸	ホンマル	
マ	孫代町	マゴダイマチ	
	松尾町上松尾	マツオマチカミマツオ	
	松尾町近津	マツオマチチホウヅ	
	松尾町平山	マツオマチヒラヤマ	
	松原町	マツバラマチ	
	馬渡一丁目	マワタリ 一チョウメ	
	馬渡二丁目	マワタリ 二チョウメ	
	万楽寺町	マンラクジマチ	
ミ	貢町	ミツグマチ	
	美登里町	ミドリマチ	
	南町	ミナミマチ	
	南熊本一丁目	ミナミクマモト 一チョウメ	
	南熊本二丁目	ミナミクマモト 二チョウメ	
	南熊本三丁目	ミナミクマモト 三チョウメ	
	南熊本四丁目	ミナミクマモト 四チョウメ	
	南熊本五丁目	ミナミクマモト 五チョウメ	
	南千反畑町	ミナミセンダンバタマチ	
	南高江一丁目	ミナミタカエ 一チョウメ	
	南高江二丁目	ミナミタカエ 二チョウメ	
	南高江三丁目	ミナミタカエ 三チョウメ	
	南高江四丁目	ミナミタカエ 四チョウメ	
	南高江五丁目	ミナミタカエ 五チョウメ	
南高江六丁目	ミナミタカエ 六チョウメ		
南高江七丁目	ミナミタカエ 七チョウメ		

熊本市町名一覧

	町名	フリガナ	
ミ	南高江町	ミナミタカエマチ	
	南坪井町	ミナミツボイマチ	
	宮内	ミヤウチ	
	御幸木部一丁目	ミユキキベ 一丁目	
	御幸木部二丁目	ミユキキベ 二丁目	
	御幸木部三丁目	ミユキキベ 三丁目	
	御幸木部町	ミユキキベマチ	
	御幸西一丁目	ミユキニシ 一丁目	
	御幸西二丁目	ミユキニシ 二丁目	
	御幸西三丁目	ミユキニシ 三丁目	
	御幸西四丁目	ミユキニシ 四丁目	
	御幸西無田町	ミユキニシムタマチ	
	御幸笹田一丁目	ミユキフエダ 一丁目	
	御幸笹田二丁目	ミユキフエダ 二丁目	
	御幸笹田三丁目	ミユキフエダ 三丁目	
	御幸笹田四丁目	ミユキフエダ 四丁目	
	御幸笹田五丁目	ミユキフエダ 五丁目	
	御幸笹田六丁目	ミユキフエダ 六丁目	
	御幸笹田七丁目	ミユキフエダ 七丁目	
	御幸笹田八丁目	ミユキフエダ 八丁目	
	御幸笹田町	ミユキフエダマチ	
	妙体寺町	ミョウタイジマチ	
	ム	迎町一丁目	ムカエマチ 一丁目
		迎町二丁目	ムカエマチ 二丁目
		武蔵ヶ丘一丁目	ムサシガオカ 一丁目
		武蔵ヶ丘二丁目	ムサシガオカ 二丁目
武蔵ヶ丘三丁目		ムサシガオカ 三丁目	
武蔵ヶ丘四丁目		ムサシガオカ 四丁目	
武蔵ヶ丘五丁目		ムサシガオカ 五丁目	
武蔵ヶ丘六丁目		ムサシガオカ 六丁目	
武蔵ヶ丘七丁目		ムサシガオカ 七丁目	
武蔵ヶ丘八丁目		ムサシガオカ 八丁目	
武蔵ヶ丘九丁目		ムサシガオカ 九丁目	
無田口町		ムタグチマチ	
室園町		ムロゾノマチ	
メ		明德町	メイタクマチ
モ	元三町	モトミマチ	
	元三町一丁目	モトミマチ 一丁目	
	元三町二丁目	モトミマチ 二丁目	
	元三町三丁目	モトミマチ 三丁目	
	元三町四丁目	モトミマチ 四丁目	
	元三町五丁目	モトミマチ 五丁目	
	本山町	モトヤママチ	
	本山一丁目	モトヤマ 一丁目	
	本山二丁目	モトヤマ 二丁目	
	本山三丁目	モトヤマ 三丁目	
	本山四丁目	モトヤマ 四丁目	
ヤ	薬園町	ヤクエンチョウ	
	八島町	ヤシママチ	
	八島一丁目	ヤシマ 一丁目	
	八島二丁目	ヤシマ 二丁目	
	八幡一丁目	ヤハタ 一丁目	
	八幡二丁目	ヤハタ 二丁目	
	八幡三丁目	ヤハタ 三丁目	
	八幡四丁目	ヤハタ 四丁目	
	八幡五丁目	ヤハタ 五丁目	
	八幡六丁目	ヤハタ 六丁目	

	町名	フリガナ
ヤ	八幡七丁目	ヤハタ 七丁目
	八幡八丁目	ヤハタ 八丁目
	八幡九丁目	ヤハタ 九丁目
	八幡十丁目	ヤハタ 十丁目
	八幡十一丁目	ヤハタ 十一丁目
	山崎町	ヤマサキマチ
	山ノ内一丁目	ヤマノウチ 一丁目
	山ノ内二丁目	ヤマノウチ 二丁目
	山ノ内三丁目	ヤマノウチ 三丁目
	山ノ内四丁目	ヤマノウチ 四丁目
	山ノ神一丁目	ヤマノカミ 一丁目
	山ノ神二丁目	ヤマノカミ 二丁目
	山室一丁目	ヤマムロ 一丁目
	山室二丁目	ヤマムロ 二丁目
	山室三丁目	ヤマムロ 三丁目
	山室四丁目	ヤマムロ 四丁目
	山室五丁目	ヤマムロ 五丁目
	山室六丁目	ヤマムロ 六丁目
	良町一丁目	ヤヤマチ 一丁目
	良町二丁目	ヤヤマチ 二丁目
良町三丁目	ヤヤマチ 三丁目	
良町四丁目	ヤヤマチ 四丁目	
良町五丁目	ヤヤマチ 五丁目	
弥生町	ヤヨイチョウ	
ユ	弓削町	ユゲマチ
ヨ	横紺屋町	ヨココウヤマチ
	横手一丁目	ヨコテ 一丁目
	横手二丁目	ヨコテ 二丁目
	横手三丁目	ヨコテ 三丁目
	横手四丁目	ヨコテ 四丁目
	横手五丁目	ヨコテ 五丁目
	吉原町	ヨシワラマチ
	四方寄町	ヨモギマチ
	世安町	ヨヤスマチ
	万町一丁目	ヨロズマチ 一丁目
	万町二丁目	ヨロズマチ 二丁目
リ	流通団地一丁目	リュウツウダンチ 一丁目
	流通団地二丁目	リュウツウダンチ 二丁目
	立福寺町	リュウフクジマチ
レ	蓮台寺一丁目	レンダイジ 一丁目
	蓮台寺二丁目	レンダイジ 二丁目
	蓮台寺三丁目	レンダイジ 三丁目
	蓮台寺四丁目	レンダイジ 四丁目
	蓮台寺五丁目	レンダイジ 五丁目
	練兵町	レンバイチョウ
ワ	若葉一丁目	ワカバ 一丁目
	若葉二丁目	ワカバ 二丁目
	若葉三丁目	ワカバ 三丁目
	若葉四丁目	ワカバ 四丁目
	若葉五丁目	ワカバ 五丁目
	若葉六丁目	ワカバ 六丁目

※ 「富合町」は合併特例区の名称。

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	行政連絡機構	小項目名	1 行政区・区長組織等（行政連絡員制度）
協議内容	行政連絡員制度が異なっており、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の町内自治会制度へ統合する。ただし、移行時期については状況を見極め決定するが、移行までの間は嘱託員制度を継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>行政事務の一部を取り扱う嘱託員は設置していないが、町内自治会等として届出により市長が認めた団体として、行政事務への協力をお願いしている。</p> <p>名称 町内自治会(726団体) 根拠 町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制 区域 小学校区の一部 (80校区・726町内自治会) 任期 各自治会の規約による 職務内容 自治会による地域づくり活動の推進 報酬等 無(別途支援制度有)</p> <p>協力依頼している事務 行政文書等(広報紙除く)の配付 ほか (広報紙配付:平成20年度から業者宅配)</p> <p>詳細については、別紙比較表参照</p>	<p>行政事務の一部（行政文書の配付及び各種周知事項等の周知伝達など）を委嘱している。</p> <p>名称 嘱託員（110人） 根拠 植木町嘱託員設置規則 区域 小学校区の一部 (8校区、1地区・110地区) 任期 各行政区の規約による 職務内容 1) 各種行事、その他町からの通知の伝達及び広報 2) 各種調査及び調査事項の報酬 3) 税に関する資料等の配布並びに納税思想の普及 4) 町と地域の連絡調整</p> <p>依頼している事務 行政文書等（広報紙含む）の配付 ほか</p> <p>詳細については、別紙比較表参照</p>
相違点と課題	<p>行政文書の配布などの行政事務の一部の取扱いについては、植木町では、各行政区の区長を嘱託員として委嘱し、熊本市では嘱託員は設置しておらず、町内自治会に対し、協力を依頼している。また、広報紙の配布については、熊本市では業者に委託している。</p> <p>熊本市では町内自治会に対し補助金を交付し住民自治活動を支援している。よって、報酬を支払っている嘱託員制度との調整が必要である。</p> <p>植木町では、平成22年4月に町内自治会制度へ移行する予定で準備を進めている。</p>	

行政区・区長組織等の比較

	熊 本 市	植 木 町
名 称	町内自治会 (町内自治会長)	嘱託員 (区長が嘱託員を兼ねる)
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防火等) ・ 社会福祉に関する活動 (独居老人訪問、給食サービス) ・ 生活環境の整備に関する活動 (町内清掃、害虫駆除、廃品回収等) ・ 親睦活動 (スポーツ大会、あいさつ運動、夏祭り等) ・ 文化活動 (文化祭、バザー、広報誌作成) ・ 各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、体育協会、 交通安全協会等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活安全に関する活動 (交通安全、防犯防災等) ・ 生活環境の整備に関すること (町内清掃、資源ごみ収集等) ・ 親睦活動 (スポーツ大会、夏祭り等) ・ 各種団体の活動への協力等 (社会福祉協議会、交通安全協会等)
組織の長又は 嘱託員に依頼 する事務	<p>1. 協力を依頼している業務 (手当等なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市の各種行事、事業への参加 ②各種委員推薦 (民生委員、国勢調査委員等) ③公共行事への協力(境界立会い等) ④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進 ⑤交通安全運動、防犯運動協力等 ⑥行政文書等(広報紙除く)の配布 	<p>1. 嘱託員に依頼している業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①各種行事、その他町からの通知の伝達及び広報 ②各種調査及び調査事項の報告 ③税に関する資料等の配布並びに納税思想の普及 ④町と地域の連絡調整 <p>2. 協力を依頼している業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ①町の各種行事、事業への参加 ②各種委員の推薦(民生委員等) ③公共行事への協力(境界立会い等) ④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進 ⑤交通安全、防犯運動協力等

	熊 本 市	植 木 町
根 拠	町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制	植木町嘱託員設置規則
区 域	7 2 6 町内自治会	1 1 0 行政区 2 3 行政連絡区
報 酬	無 (各世帯からの町費の中から会長手当を支給している町内自治会が大部分)	※20年度改正 平等割 50 戸以下 年額 62,000 円 51~150 戸まで " 74,000 円 151 戸以上 " 83,000 円 戸数割 1 戸当り 年額 2,000 円 平成 20 年度予算額 25,410 千円
財政的支援等	町内自治振興補助金 (自治会運営費の一部として助成) 均等割 ・ 200 世帯以下 年額 60,000 円 ・ 201~400 世帯 年額 65,000 円 ・ 401~800 世帯 年額 70,000 円 ・ 801 世帯以上 年額 75,000 円 世帯割 年額 600 円/世帯 (平成 20 年度から) 熊本市防犯灯補助金(維持管理) ・ 4/1 までに設置 年額 2,000 円/1 灯 ・ 4/2~6/30 までに設置 1,500 円 ・ 7/1~9/30 までに設置 1,000 円 ・ 10/1~12/31 までに設置 500 円 (設置補助) 地区防犯協会 1/2 補助	行政連絡費補助金 (110 行政区) 決算額 620 千円 行政連絡区補助金 (23 行政連絡区) 決算額 1,162 千円 (1 戸当り 2,300 円) 街路灯維持費補助金 (大和団地) 決算額 840 千円 防犯灯設置、修繕費 (町が全額負担) 決算額 1,734 千円 電気料等は行政区払い

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	その他の事業	小項目名	1 町内自治会活動支援事業
協議内容	植木町に該当する事業はないが、新市となった場合に協議する。		
合併協議会協議結果(調整方針)	町内自治会制度へ移行時に、熊本市の例に統一する。 ただし、町内自治振興補助等については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1. 町内自治振興補助</p> <p>内容 町内自治会の育成、支援</p> <p>根拠 町内自治振興補助金交付規則による。</p> <p>金額 均等割 年額 60,000 円～75,000 円 世帯割 年額 600 円/世帯</p> <p>平成 17 年度決算 47,200 千円(727 団体) 平成 18 年度決算 47,140 千円(726 団体) 平成 19 年度決算 47,135 千円(725 団体)</p> <p>2. 校区自治協議会の設立推進</p> <p>内容 小学校区内の地域団体連携のもとに、地域活動の推進や地域課題へ対応し、円滑な校区運営を図る組織の設立を図る</p> <p>運営補助 組織運営に対し、事務的補助を行う</p> <p>金額 1 団体、年額上限 200,000 円</p> <p>平成 17 年度決算 8,425 千円(53 団体) 平成 18 年度決算 12,594 千円(64 団体) 平成 19 年度決算 13,549 千円(69 団体)</p> <p>※ 地域コミュニティづくり支援補助金</p> <p>内容 校区自治協議会が主体的に地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に取り組むために支援する(平成 20 年度開始)</p> <p>金額 1 団体、300,000 円以内(予算総額 3,000 千円)</p>	該当なし
相 違 点 と 課 題	<p>植木町は、小学校区の8校区と1地区(大和)があり、熊本市の基本単位と相違がある。1地区の取扱いについて検討が必要である。</p> <p>植木町地域自治協働型施設検討委員会とは、嘱託員制度及び自治会制度のあり方の検討・現在の地区公民館の活動を含めた地域づくり関連事業を併せ持つ地域活動センターの設置の検討を行っている委員会である。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	その他の事業	小項目名	2 防犯灯設置補助金
------	--------	------	------------

協議内容	補助金及び維持管理について
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較																				
	熊 本 市	植 木 町																		
市 町 別 内 容	<p>1. 防犯灯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地区防犯協会から、各自治会に補助金交付 工事代等・・・基準額の5割補助 ・工事施工者 防犯灯を設置し、かつ維持管理をする 町内自治会 <p>※熊本北・南・東防犯協会内規による。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">1,065 千円(110 件)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">799 千円(99 件)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">1,211 千円(149 件)</td> </tr> </table> <p>なお、交通量の多く設置が必要と思われる路線や交差点等については、道路照明灯として全額、市において設置し維持管理している。</p> <p>2. 防犯灯の維持管理補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市(地域づくり推進課)から、各町内自治会へ 維持管理費・・・年額 2,000 円/灯 <p>※防犯灯補助金交付規則による。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">45,492 千円(22,756 灯)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">45,437 千円(22,731 灯)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">45,761 千円(22,901 灯)</td> </tr> </table>	平成 17 年度決算	1,065 千円(110 件)	平成 18 年度決算	799 千円(99 件)	平成 19 年度決算	1,211 千円(149 件)	平成 17 年度決算	45,492 千円(22,756 灯)	平成 18 年度決算	45,437 千円(22,731 灯)	平成 19 年度決算	45,761 千円(22,901 灯)	<p>1. 防犯灯の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政区からの申請に基づき設置し、町が全額負担 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">1,442 千円(10 灯)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 18 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">950 千円(11 灯)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平成 19 年度決算</td> <td style="padding-left: 20px;">797 千円(17 灯)</td> </tr> </table> <p>2. 防犯灯の維持管理補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理については、行政区負担 	平成 17 年度決算	1,442 千円(10 灯)	平成 18 年度決算	950 千円(11 灯)	平成 19 年度決算	797 千円(17 灯)
平成 17 年度決算	1,065 千円(110 件)																			
平成 18 年度決算	799 千円(99 件)																			
平成 19 年度決算	1,211 千円(149 件)																			
平成 17 年度決算	45,492 千円(22,756 灯)																			
平成 18 年度決算	45,437 千円(22,731 灯)																			
平成 19 年度決算	45,761 千円(22,901 灯)																			
平成 17 年度決算	1,442 千円(10 灯)																			
平成 18 年度決算	950 千円(11 灯)																			
平成 19 年度決算	797 千円(17 灯)																			
相違点と課題	防犯灯の維持管理費については、熊本市では管理している町内自治会に対し補助しているが、植木町では管理している行政区に対して補助がない。																			

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 市民生活部会

協議項目	その他の事業	小項目名	3 地籍調査の今後の計画
------	--------	------	--------------

協議内容	現在、両市町において事業計画を行っているが合併後、どのように取り扱うか。
合併協議会協議結果 (調整方針)	植木町の事業計画は、新市へ引継ぎ実施する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>国土の有効活用・保全のためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要がある、現在第五次国土調査事業十箇年計画(平成12年度～平成21年度)に基づき計画的に実施している。</p> <p>平成22年度には第六次十箇年計画を策定し、引き続き調査を進めていくものである。</p> <p>地籍調査実施状況 進捗率 17.45%(平成19年度末)</p>	<p>国土の有効活用・保全のためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要がある、現在第五次国土調査事業十箇年計画(平成12年度～平成21年度)に基づき計画的に実施している。</p> <p>本事業は平成35年度までに全町域を完了する長期計画にしたがって事業をすすめており、平成22年度には第六次十箇年計画を策定し、引き続き調査を進めていくものである。</p> <p>地籍調査実施状況 進捗率 43.43%(平成19年度末)</p>
相 違 点 と 課 題		

協議第19号

健康福祉関係事業について（その1）

健康福祉関係事業について承認を求める。

平成21年 2月16日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

健康福祉関係事業について

- 1 健康福祉関係事業のうち国保料(税)率等について、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。
- 2 健康福祉関係事業のうち食生活改善事業について、熊本市の例に統一する。ただし、植木町のみで実施している保育園等巡回栄養教室については、現行のとおり継続する。
- 3 健康福祉関係事業のうち火葬場について、植木町の火葬場については現行のとおり継続し、使用料については熊本市の例に統一する。
- 4 健康福祉関係事業のうち緊急通報体制等整備事業について、熊本市の例に統一する。ただし、合併前に植木町制度を利用している方については、5年間継続する。
- 5 健康福祉関係事業のうち障がい者社会参加促進事業について、熊本市の例に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(19 健康福祉関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
国民健康保険事業の取扱い					
1	国保料(税)率等	健康福祉部会	第3回		
保健衛生事業の取扱い					
1	食生活改善事業	健康福祉部会	第3回		
2	火葬場	健康福祉部会	第3回		
各種福祉制度の取扱い					
1	緊急通報体制等整備事業	健康福祉部会	第3回		
2	障がい者社会参加促進事業	健康福祉部会	第3回		
国民健康保険事業の取扱い					
1	国保健康づくり事業	健康福祉部会	事務局		
2	国民健康保険届出	健康福祉部会	事務局		
3	レセプト点検	健康福祉部会	事務局		
4	給付内容	健康福祉部会	事務局		
5	国保運営協議会	健康福祉部会	事務局		
6	(特)国民健康保険制度円滑化事業	健康福祉部会	事務局		
7	保険料収納員経費	健康福祉部会	事務局		
8	口座振替制度	健康福祉部会	事務局		
9	国民健康保険会	健康福祉部会	事務局		
10	納付証明等発行(国保)	健康福祉部会	事務局		
11	広域化等支援基金	健康福祉部会	事務局		
介護保険事業の取扱い					
1	介護サービス事業所	健康福祉部会	事務局		
2	介護認定調査	健康福祉部会	事務局		
3	介護保険事業計画	健康福祉部会	事務局		
4	介護保険事業状況報告	健康福祉部会	事務局		
5	介護保険推進委員会	健康福祉部会	事務局		
6	介護保険全般・財政安定化基金	健康福祉部会	事務局		
7	介護保険全般・条例・施行規則等	健康福祉部会	事務局		
8	介護保険料	健康福祉部会	次回以降		
9	介護保険料減免	健康福祉部会	事務局		
10	家族介護者教室開催	健康福祉部会	事務局		
11	旧措置入所者	健康福祉部会	事務局		
12	地域包括支援センター運営協議会	健康福祉部会	事務局		
13	地域密着型サービス運営委員会	健康福祉部会	事務局		
14	高額介護サービス	健康福祉部会	事務局		
15	高齢者介護用品支給事業	健康福祉部会	次回以降		
16	社福減免	健康福祉部会	事務局		
17	住宅改修理由書	健康福祉部会	事務局		
18	生活管理指導短期宿泊事業	健康福祉部会	事務局		
19	地域包括支援センター	健康福祉部会	次回以降		
20	地域密着型サービスの指定事務	健康福祉部会	事務局		
21	地域密着型サービスの指導監督事務	健康福祉部会	事務局		
22	通所型介護予防事業	健康福祉部会	事務局		
23	被保険者全般	健康福祉部会	事務局		
24	標準負担限度額減額	健康福祉部会	事務局		
25	福祉用具・住宅改修	健康福祉部会	事務局		
26	訪問介護利用者負担金減額	健康福祉部会	事務局		
27	訪問型介護予防事業	健康福祉部会	事務局		

28	保険料徴収	健康福祉部会	事務局		
29	家族介護者リフレッシュ事業	健康福祉部会	事務局		
30	高齢者ケア付住宅生活援助員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
31	成年後見人等利用支援事業	健康福祉部会	事務局		
32	認知症高齢者等支援事業	健康福祉部会	事務局		
33	納付証明等発行(介護)	健康福祉部会	事務局		
34	障害者控除対象者認定書発行(要介護認定者)	健康福祉部会	事務局		
35	特定高齢者把握事業	健康福祉部会	事務局		
36	サロンリーダー養成事業	健康福祉部会	事務局		
37	ふれあいいきいきサロン事業	健康福祉部会	次回以降		
38	介護予防サポーター養成事業	健康福祉部会	事務局		
39	介護予防啓発事業(いきいき教室)	健康福祉部会	事務局		
40	食の自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
41	特定高齢者把握 介護予防啓発事業	健康福祉部会	事務局		
42	要介護者への支援体制の構築	健康福祉部会	事務局		
消防防災の取扱い					
1	災害備蓄	健康福祉部会	事務局		
保健衛生事業の取扱い					
1	害虫駆除等公衆衛生	健康福祉部会	事務局		
2	インフルエンザ予防接種	健康福祉部会	事務局		
3	結核健診	健康福祉部会	事務局		
4	個別予防接種	健康福祉部会	事務局		
5	集団予防接種	健康福祉部会	事務局		
6	胃がん検診	健康福祉部会	事務局		
7	健康増進法に基づく健康診査	健康福祉部会	事務局		
8	健康教育	健康福祉部会	事務局		
9	健康相談	健康福祉部会	事務局		
10	健康づくり(推進員)事業	健康福祉部会	事務局		
11	健康づくり推進協議会	健康福祉部会	事務局		
12	健康手帳の交付	健康福祉部会	事務局		
13	健康まつり	健康福祉部会	事務局		
14	歯科保健推進事業	健康福祉部会	事務局		
15	子宮がん検診	健康福祉部会	事務局		
16	女性健康サポート事業	健康福祉部会	事務局		
17	大腸がん検診	健康福祉部会	事務局		
18	乳がん検診	健康福祉部会	事務局		
19	肺がん検診	健康福祉部会	事務局		
20	予防接種健康被害調査委員会	健康福祉部会	事務局		
21	医師等への謝礼金	健康福祉部会	事務局		
22	保健福祉センター	健康福祉部会	事務局		
23	保健福祉情報システム総合化	健康福祉部会	事務局		
24	食品衛生協会補助金	健康福祉部会	事務局		
25	献血推進協議会補助金	健康福祉部会	事務局		
26	在宅当番医制度	健康福祉部会	事務局		
27	食の安全安心・食育推進事業	健康福祉部会	事務局		
28	犬の登録及び狂犬病予防	健康福祉部会	事務局		
29	総合健診	健康福祉部会	次回以降		
30	鳥獣飼養登録手数料	健康福祉部会	事務局		
31	野生鳥獣対策	健康福祉部会	事務局		
32	狂犬病予防法関係手数料	健康福祉部会	事務局		
33	腹部超音波検診	健康福祉部会	次回以降		
34	健康福祉センター「かがやき館」管理運営事業	健康福祉部会	事務局		

35	訪問指導	健康福祉部会	事務局		
各種福祉制度の取扱い					
1	生きがい推進事業	健康福祉部会	事務局		
2	介護予防施設運営委託	健康福祉部会	事務局		
3	熊本市老人憩の家	健康福祉部会	事務局		
4	敬老祝品支給等	健康福祉部会	事務局		
5	敬老の集い	健康福祉部会	事務局		
6	高齢者技能習得センター運営委託	健康福祉部会	事務局		
7	高齢者住宅改費造助成事業	健康福祉部会	事務局		
8	高齢者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
9	社会福祉施設整備費助成事業(老人)	健康福祉部会	事務局		
10	住宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
11	シルバー人材センター補助金	健康福祉部会	事務局		
12	生活管理指導員派遣事業	健康福祉部会	事務局		
13	ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会	事務局		
14	ふれあい&ヘルプ事業	健康福祉部会	事務局		
15	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会	事務局		
16	養護老人ホーム措置費	健康福祉部会	事務局		
17	養護老人ホーム入所判定会	健康福祉部会	事務局		
18	老人クラブ補助金	健康福祉部会	事務局		
19	老人日常生活用具給付等事業	健康福祉部会	事務局		
20	老人福祉センター等運営	健康福祉部会	事務局		
21	公立知的障がい者福祉施設管理運営事業	健康福祉部会	事務局		
22	障がい児支援事業	健康福祉部会	事務局		
23	障がい者ケアマネジメント	健康福祉部会	事務局		
24	障がい者住宅改造助成事業	健康福祉部会	事務局		
25	障がい者福祉センター運営事業	健康福祉部会	事務局		
26	障がい者プラン	健康福祉部会	事務局		
27	社会福祉施設整備費助成事業	健康福祉部会	事務局		
28	重症心身障がい児(者)通園事業	健康福祉部会	事務局		
29	重度障がい者支援事業	健康福祉部会	事務局		
30	重度心身障がい者医療費助成	健康福祉部会	事務局		
31	重度身体障がい(児)者日常生活用具給付事業	健康福祉部会	事務局		
32	自立支援医療(更生医療)	健康福祉部会	事務局		
33	自立支援給付(介護給付)	健康福祉部会	事務局		
34	自立支援給付(訓練等給付)	健康福祉部会	事務局		
35	心身障がい者通所援護事業補助金	健康福祉部会	事務局		
36	心身障がい者扶養共済制度	健康福祉部会	事務局		
37	身体障がい者在宅生活支援事業	健康福祉部会	事務局		
38	身体障がい者自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
39	身体障がい者相談・指導事業	健康福祉部会	事務局		
40	身体障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
41	精神障がい者支援事業	健康福祉部会	事務局		
42	精神保健対策事業	健康福祉部会	事務局		
43	精神保健対策事業(団体助成)	健康福祉部会	事務局		
44	地域生活支援事業	健康福祉部会	事務局		
45	知的障がい者自立支援事業	健康福祉部会	事務局		
46	知的障がい者相談・指導事業	健康福祉部会	事務局		
47	知的障がい者福祉施設運営支援事業	健康福祉部会	事務局		
48	夏休み障がい児・家族支援事業	健康福祉部会	事務局		
49	補装具給付事業	健康福祉部会	事務局		
50	利用負担にかかる配慮措置事業	健康福祉部会	事務局		
51	熊本市優待証	健康福祉部会	事務局		
52	災害弔慰金等	健康福祉部会	事務局		
53	災害見舞金等	健康福祉部会	事務局		
54	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会	次回以降		

55	戦没者追悼式	健康福祉部会	事務局		
56	地域福祉計画	健康福祉部会	事務局		
57	民生委員・児童委員協議会	健康福祉部会	事務局		
58	行旅死亡人及び変死者の死体処理	健康福祉部会	事務局		
59	生活保護事業	健康福祉部会	事務局		
60	生活保護嘱託医	健康福祉部会	事務局		
61	地域福祉基金助成事業	健康福祉部会	事務局		
62	金婚表彰	健康福祉部会	事務局		
63	特定健康診査・特定保健指導等	健康福祉部会	事務局		
上水道事業の取扱い					
1	飲用井戸水質検査補助金	健康福祉部会	事務局		
2	飲用井戸水除去器設置補助金	健康福祉部会	事務局		
病院事業の取扱い					
1	診療体制	健康福祉部会	次回以降		
2	医師の応援派遣体制の連携強化	健康福祉部会	次回以降		
3	病院設置条例・規則関連	健康福祉部会	事務局		
4	病院施設等の使用料・手数料	健康福祉部会	事務局		
5	公営企業法全部適用について	健康福祉部会	事務局		
6	財務に関する特例を定める規則	健康福祉部会	事務局		
7	診療材料及び消耗品(SPD供給システム)	健康福祉部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	国民年金に係る諸届	健康福祉部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	国民健康保険事業	小項目名	1 国保料(税)率等
協議内容	保険料算定において、低所得者層で植木町が高くなるため調整が必要		
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>国保料(税)率については、合併年度の次年度から5年間の負担調整期間を設け、段階的に熊本市の水準に近づけることとする。</p> <p>徴収方式については、合併年度の次年度から熊本市の例に統一する。</p>		

制 度 比 較								
熊 本 市				植 木 町				
市 町 別 内 容	1 平成 19 年度料率等			1 平成 19 年度税率等				
	区分	医療分	介護分	区分	医療分	介護分		
	・所得割	10.4/100	1.9/100	・所得割	8.80/100	1.10/100		
	・資産割	—	—	・資産割	—	—		
	・均等割	33,450 円	13,400 円	・均等割	25,000 円	11,000 円		
	・平等割	25,800 円	—	・平等割	30,000 円	—		
	・賦課限度額	56 万円	9 万円	・賦課限度額	56 万円	9 万円		
	2 平成 20 年度料率等			2 平成 20 年度税率等				
	区分	医療分	後期分	介護分	区分	医療分	後期分	介護分
	・所得割	8.3/100	2.1/100	1.9/100	・所得割	7.3/100	2.0/100	1.5/100
・均等割	26,450 円	7,000 円	13,400 円	・均等割	25,000 円	9,000 円	11,000 円	
・平等割	20,100 円	5,700 円	—	・平等割	30,000 円	—	—	
・賦課限度額	47 万円	12 万円	9 万円	・賦課限度額	47 万円	12 万円	9 万円	
加入者数	241,273 人(132,339 世帯) (H19.12 末)			加入者数	13,517 人(6,165 世帯) (H19.12 末)			
3 徴収の方式「料方式」			3 徴収の方式「税方式」					
4 納期 6月～翌3月 10期 (H20年度～)			4 納期 4月～翌1月 10期					
平成 17 年度決算		18,650,643 千円	平成 17 年度決算		961,040 千円			
平成 18 年度決算		20,088,421 千円	平成 18 年度決算		920,106 千円			
平成 19 年度決算		20,321,123 千円	平成 19 年度決算		949,966 千円			
平成 20 年度本算定(6/1)			平成 20 年度本算定(7/1)					
・ 調定額 17,344,903,522 円(医療+支援+介護)			・ 調定額 913,594,300 円(医療+支援+介護)					
・ 被保険者数 184,549 人			・ 被保険者数 10,232 人					
・ 1人あたり調定額 93,985 円			・ 1人あたり調定額 89,288 円					
参考 平成 19 年度収納率 88.19%(現年度分のみ)			参考 平成 19 年度収納率 93.23%(現年度分のみ)					
相違点と課題	<p>・国保料(税)率が、全体としては熊本市が高く設定されているが、所得及び家族構成によっては、植木町が高くなる場合もある。</p> <p>・徴収の方式は、熊本市は「料」、植木町は「税」</p>							

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	1 食生活改善事業
協議内容	事業内容や協議会組織の取扱いについて協議する。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、植木町のみで実施している保育園等巡回栄養教室については、現行のとおり継続する。		

制 度 比 較					
	熊 本 市				
市 町 別 内 容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">熊 本 市</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">植 木 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>1. 食生活改善推進員養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康づくり推進室、5保健福祉センター ・養成人員：各センター20名程度×5センター ・開催回数：6回/年 ※調理実習(4 2回/年) 修了証交付式(記念講演) <p>2. 食生活改善推進員地区組織活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康づくり推進室、5保健福祉センター ・全体研修会：2回/年(講演、事例発表など) ・各所研修会 各所 7回/年(調理実習、新人研修、スキルアップ研修、おやつ実習等) ・委託事業：すこやか食生活改善講習会 委託料 700,000円 <p>3. 熊本市食生活改善推進員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数：562人 ※富合町協議会(45人)は平成21年度から統合予定 ・組織：会長1、副会長2、理事7、監事2 保健福祉センターごとに5支部で組織 ・市補助金：500,000円 81校区各1回の伝達調理実習・講習会、 その他日食協・県協議会補助事業等 <p>平成18年度決算 2,656千円 平成19年度決算 2,654千円 平成20年度予算 2,224千円</p> </td> <td> <p>1. 食生活改善推進員養成事業(隔年実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康福祉課 ・養成人員：20~30名 ・開催回数：8回/年程度(毎回、調理実習有) 修了者に修了証書及び食生活改善推進員証を交付 <p>2. 食生活改善推進員地区組織活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康福祉課 ・推進員学習会：6回/年 講義、グループワーク、調理実習等 <p>3. 植木町食生活改善推進員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数：86名 ・組織：会長1、副会長2、書記1、会計2、 理事11、監事2 ・町補助金：850,000円 総会、理事会7回/年、理事研修1回/年、 推進員研修1回/年、各校区及び地区毎に伝達 講習会開催(延45回)、男性料理教室(5回)、 老人会健康教室(15回)、小中学校料理教室(4回) 保育園等巡回栄養教室(9回) <p>平成18年度決算 989千円 平成19年度決算 921千円 平成20年度予算 921千円</p> </td> </tr> </tbody> </table>	熊 本 市	植 木 町	<p>1. 食生活改善推進員養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康づくり推進室、5保健福祉センター ・養成人員：各センター20名程度×5センター ・開催回数：6回/年 ※調理実習(4 2回/年) 修了証交付式(記念講演) <p>2. 食生活改善推進員地区組織活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康づくり推進室、5保健福祉センター ・全体研修会：2回/年(講演、事例発表など) ・各所研修会 各所 7回/年(調理実習、新人研修、スキルアップ研修、おやつ実習等) ・委託事業：すこやか食生活改善講習会 委託料 700,000円 <p>3. 熊本市食生活改善推進員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数：562人 ※富合町協議会(45人)は平成21年度から統合予定 ・組織：会長1、副会長2、理事7、監事2 保健福祉センターごとに5支部で組織 ・市補助金：500,000円 81校区各1回の伝達調理実習・講習会、 その他日食協・県協議会補助事業等 <p>平成18年度決算 2,656千円 平成19年度決算 2,654千円 平成20年度予算 2,224千円</p>	<p>1. 食生活改善推進員養成事業(隔年実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康福祉課 ・養成人員：20~30名 ・開催回数：8回/年程度(毎回、調理実習有) 修了者に修了証書及び食生活改善推進員証を交付 <p>2. 食生活改善推進員地区組織活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康福祉課 ・推進員学習会：6回/年 講義、グループワーク、調理実習等 <p>3. 植木町食生活改善推進員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数：86名 ・組織：会長1、副会長2、書記1、会計2、 理事11、監事2 ・町補助金：850,000円 総会、理事会7回/年、理事研修1回/年、 推進員研修1回/年、各校区及び地区毎に伝達 講習会開催(延45回)、男性料理教室(5回)、 老人会健康教室(15回)、小中学校料理教室(4回) 保育園等巡回栄養教室(9回) <p>平成18年度決算 989千円 平成19年度決算 921千円 平成20年度予算 921千円</p>
熊 本 市	植 木 町				
<p>1. 食生活改善推進員養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康づくり推進室、5保健福祉センター ・養成人員：各センター20名程度×5センター ・開催回数：6回/年 ※調理実習(4 2回/年) 修了証交付式(記念講演) <p>2. 食生活改善推進員地区組織活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康づくり推進室、5保健福祉センター ・全体研修会：2回/年(講演、事例発表など) ・各所研修会 各所 7回/年(調理実習、新人研修、スキルアップ研修、おやつ実習等) ・委託事業：すこやか食生活改善講習会 委託料 700,000円 <p>3. 熊本市食生活改善推進員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数：562人 ※富合町協議会(45人)は平成21年度から統合予定 ・組織：会長1、副会長2、理事7、監事2 保健福祉センターごとに5支部で組織 ・市補助金：500,000円 81校区各1回の伝達調理実習・講習会、 その他日食協・県協議会補助事業等 <p>平成18年度決算 2,656千円 平成19年度決算 2,654千円 平成20年度予算 2,224千円</p>	<p>1. 食生活改善推進員養成事業(隔年実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康福祉課 ・養成人員：20~30名 ・開催回数：8回/年程度(毎回、調理実習有) 修了者に修了証書及び食生活改善推進員証を交付 <p>2. 食生活改善推進員地区組織活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施：健康福祉課 ・推進員学習会：6回/年 講義、グループワーク、調理実習等 <p>3. 植木町食生活改善推進員協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会員数：86名 ・組織：会長1、副会長2、書記1、会計2、 理事11、監事2 ・町補助金：850,000円 総会、理事会7回/年、理事研修1回/年、 推進員研修1回/年、各校区及び地区毎に伝達 講習会開催(延45回)、男性料理教室(5回)、 老人会健康教室(15回)、小中学校料理教室(4回) 保育園等巡回栄養教室(9回) <p>平成18年度決算 989千円 平成19年度決算 921千円 平成20年度予算 921千円</p>				
相違点と課題	<p>・事業自体の組み立てはほぼ同一であるが、事業内容(地区組織活動支援の実施状況)、事業実施方法、回数、補助金等に相違がある。</p>				

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	2 火葬場
協議内容	火葬場使用料について		
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町の火葬場については現行のとおり継続し、使用料については熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較				
	熊 本 市		植 木 町	
市 町 別 内 容	熊本市斎場(直営)		植木町火葬場(直営)	
	・所在地 熊本市戸島町796		・所在地 植木町大字滴水628番地1	
	【使用料】		【使用料】	
	(火葬場)	市内	市外	(火葬場)
	12才以上(1体)	6,000円	36,000円	12歳以上(1体につき)
	12才未満(1体)	4,000円	24,000円	12歳未満(1体につき)
	死産児(1胎)	2,000円	12,000円	死産児(1体につき)
	改葬遺骨(1件)	2,000円	12,000円	改葬又は
	その他(1個)	1,000円	6,000円	身体の一部(1棺につき)
	(待合室)			産汚物(1人1包につき)
	1回2時間以内	4,000円		※待合室は狭いため使用料は取れない。
	(式場)			※ 火葬場条例
	通夜 午後4時から翌日午前9時まで	5,000円	30,000円	火葬場の維持管理及び運営費
	告別式 午前9時から午後3時まで	5,000円	30,000円	平成17年度決算 10,610千円
	通夜及び告別式 午後4時から翌日午前9時まで	10,000円	60,000円	平成18年度決算 8,914千円
火葬場の維持管理及び運営費			平成19年度決算 8,521千円	
平成17年度決算	126,653千円			
平成18年度決算	125,556千円			
平成19年度決算	127,836千円			
相 違 点 と 課 題	火葬料金について、市内料金では熊本市の方が低額となっているが、市外では植木町の方が低額となっている。			

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	1 緊急通報体制等整備事業
------	--------	------	---------------

協議内容	緊急通報体制等整備事業の取扱いを検討する。
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。 ただし、合併前に植木町制度を利用している方については、5年間継続する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1.対象者 概ね 65 歳以上の 1 人暮らし等の要援護高齢者</p> <p>2.機器の性能 簡単な操作で緊急事態を自動的に受信センターに通報することが可能な機器</p> <p>3.協力員 対象者 1 人につき協力員 2 人（利用者が申請時に選任）</p> <p>4.システム概要 緊急通報装置を対象者宅へ設置し、熊本市管内 3 ヶ所の緊急通報センターに接続（民間 3 社へ委託）</p> <p>5.費用の負担 徴収基準額により費用を負担</p> <p>6.機器の返還等 ・死亡したとき ・福祉施設に入所したとき ・3ヶ月以上病院等に入院したとき。また、親族等の家に寄留するとき</p> <p>平成 17 年度決算 78,186 千円 平成 18 年度決算 69,718 千円 平成 19 年度決算 66,113 千円</p>	<p>1.対象者 概ね 65 歳以上の 1 人暮らし等の要援護高齢者</p> <p>2.機器の性能 簡単な操作で緊急事態を自動的に受信センターに通報することが可能な機器</p> <p>3.協力員 対象者 1 人につき協力員 2 人（利用者が申請時に選任）</p> <p>4.システム概要 緊急通報装置を対象者宅へ設置し、委託先の 2 ヶ所の緊急通報センターに接続（民間 2 社へ委託）</p> <p>5.費用の負担 なし</p> <p>6.機器の返還等 ・死亡したとき ・福祉施設に入所したとき ・3ヶ月以上病院等に入院したとき。また、親族等の家に寄留するとき</p> <p>平成 17 年度決算 7,654 千円 平成 18 年度決算 6,569 千円 平成 19 年度決算 7,576 千円</p>
相 違 点 と 課 題	<p>①利用者の費用負担について 熊本市は装置の設置等費用の負担があるが、植木町は利用者の負担はない。 植木町では費用負担がないものの、装置を設置できる台数に限りがあり、現在は 155 台を貸与している。 常に待機者（約 30 名）がいる状態である。</p> <p>②既存する装置（利用者 155 名）分については、業者と話し合いが整い次第、熊本市制度に変更する。（買取費用等が発生する。）</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 健康福祉部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	2 障がい者社会参加促進事業
------	--------	------	----------------

協議内容	合併後、事業をどう取り扱うか。 福祉タクシー券交付事業の取扱いをどうするか。
合併協議会 協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>障がいがあり、日常生活等に支障のある方に、様々なサービスを提供することで、障がい者の積極的な社会参加を促進する目的で実施している。</p> <p>○主な実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許取得費助成 限度額 10 万円 平成 19 年度決算 800 千円 ・身障者自動車改造費助成 限度額 10 万円 平成 19 年度決算 1,099 千円 ・心身障害者への福祉タクシー券の交付 平成 19 年度決算 66,979 千円 ・おでかけバス券・乗車券制度 平成 19 年度決算 177,493 千円 ・手話通訳者の庁内への配置 平成 19 年度決算 7,787 千円 ・手話奉仕員派遣 平成 19 年度決算 4,962 千円 ・要約筆記者派遣 平成 19 年度決算 1,623 千円 	<p>重度の障がいがあり、日常生活に支障のある方に外出の際の移送を支援することで社会参加を促進する。</p> <p>○主な実施事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉タクシー券の交付 対象者：身体障害者手帳 1級・2級 ：療育手帳 A1・A2 タクシー料金の 2 割を助成 (ただし、町指定のタクシー業者に限る) 平成 19 年度福祉タクシー券交付者数 148 名 平成 19 年度決算 708 千円 ・コミュニケーション支援事業 (手話通訳者派遣・要約筆記者派遣) 平成 19 年度決算 81 千円

相違点と課題	<p>おでかけバス券・乗車券制度については、植木町には制度がない。熊本市と同様の取扱いにする方向で検討していくが、バス事業者等との協議が必要である。</p> <p>福祉タクシー券の交付事業については、助成内容等に相違がみられるため、調整が必要である。また、福祉タクシー運営協議会等との協議が必要である。</p>
--------	---

協議第20号

子ども未来関係事業について（その1）

子ども未来関係事業について承認を求める。

平成21年 2月16日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

子ども未来関係事業について

- 1 子ども未来関係事業のうち健康教育（母子保健）について、熊本市の保健福祉センター等で実施されている事業は、新市の事業として継続する。植木町で実施している各健康教育事業については、5年間の経過措置を設定する。
- 2 子ども未来関係事業のうち乳幼児健診については、熊本市の例に統一する。ただし、実施場所については、健康福祉センター「かがやき館」において、当分の間実施する。
- 3 子ども未来関係事業のうち地域子育て支援センター事業については、当分の間、現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。
- 4 子ども未来関係事業のうちひとり親家庭等医療費助成事業については、熊本市の例に統一する。ただし、植木町の入院費の自己負担に関する制度（自己負担なし）については、5年間現行のとおりとする。
- 5 子ども未来関係事業のうち保育料については、熊本市の例に統一する。
- 6 子ども未来関係事業のうちつどいの広場事業については、現行のとおり継続する。

7 子ども未来関係事業のうち児童育成クラブ管理運営事業については、事業内容は、現行のとおり継続する。運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(20 子ども未来関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
保健衛生事業の取扱い					
1	健康教育(母子保健)	子ども未来部会	第3回		
2	乳幼児健診	子ども未来部会	第3回		
各種福祉制度の取扱い					
1	地域子育て支援センター事業	子ども未来部会	第3回		
2	ひとり親家庭等医療費助成事業	子ども未来部会	第3回		
3	保育料	子ども未来部会	第3回		
4	つどいの広場事業	子ども未来部会	第3回		
教育関係事業の取扱い					
1	児童育成クラブ管理運営事業	子ども未来部会	第3回		
保健衛生事業の取扱い					
1	1歳6ヶ月児・3歳児精密健診	子ども未来部会	事務局		
2	健康相談(母子保健)	子ども未来部会	事務局		
3	歯科保健推進事業(子育て分)	子ども未来部会	事務局		
4	食生活改善事業(食育推進ネットワーク)	子ども未来部会	事務局		
5	組織育成(母子保健)	子ども未来部会	事務局		
6	乳幼児経過観察健診	子ども未来部会	事務局		
7	妊婦健診	子ども未来部会	事務局		
8	母子健康手帳交付等	子ども未来部会	事務局		
各種福祉制度の取扱い					
1	子育て支援短期利用事業(ショート・トワイライト)	子ども未来部会	事務局		
2	子育てボランティアの育成	子ども未来部会	事務局		
3	雑草の森(児童厚生施設・児童遊園)	子ども未来部会	事務局		
4	助産施設への入所	子ども未来部会	事務局		
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子ども未来部会	事務局		
6	乳幼児医療費助成	子ども未来部会	次回以降		
7	病後児保育(乳幼児健康支援一時預かり)	子ども未来部会	事務局		
8	母子家庭向け県営住宅優先入居	子ども未来部会	事務局		
9	母子生活支援施設への入所	子ども未来部会	事務局		
10	エンゼル基金助成事業	子ども未来部会	事務局		
11	子育て支援情報提供事業(満1歳おめでとうカード)	子ども未来部会	事務局		
12	次世代育成支援行動計画	子ども未来部会	事務局		
13	児童虐待防止	子ども未来部会	事務局		
14	母親クラブ	子ども未来部会	事務局		
15	文書配布事務委託費	子ども未来部会	事務局		
16	保育所入退所等スケジュール	子ども未来部会	事務局		
17	保育所関係書類	子ども未来部会	事務局		
18	保育所特別保育事業(1)(2)	子ども未来部会	事務局		
19	保育所の定員管理	子ども未来部会	事務局		
20	障がい児療育相談事業	子ども未来部会	事務局		
21	産後ホームヘルプサービス事業	子ども未来部会	事務局		
22	公立保育所臨時職員雇用関係	子ども未来部会	事務局		
23	公立保育所管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
24	公立保育所地域活動事業	子ども未来部会	事務局		
25	公立保育所延長保育促進事業	子ども未来部会	事務局		
26	公立保育所一時保育事業	子ども未来部会	事務局		
27	公立障がい児デイサービス事業	子ども未来部会	事務局		
28	公立保育所献立事業	子ども未来部会	事務局		

29	公立保育所給食食材料事業	子ども未来部会	事務局		
30	公立保育所調理従事者等検便事業	子ども未来部会	事務局		
31	認可外保育施設助成事業	子ども未来部会	事務局		
32	親と子の集い補助金	子ども未来部会	事務局		
教育関係事業の取扱い					
1	家庭教育推進事業	子ども未来部会	事務局		
2	勤労青少年ホーム管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
3	児童館管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
4	社会教育関係団体(青少年関係)	子ども未来部会	事務局		
5	社会教育関係団体への補助金(青少年関係)	子ども未来部会	事務局		
6	青少年育成会議	子ども未来部会	事務局		
7	青少年活動支援事業	子ども未来部会	事務局		
8	青少年健全育成事業	子ども未来部会	事務局		
9	青少年センター管理運営事業	子ども未来部会	事務局		
10	社会教育関係団体への補助金(幼稚園関係)	子ども未来部会	事務局		
11	幼稚園・私立学校振興事業	子ども未来部会	事務局		
12	幼稚園機械警備関係	子ども未来部会	事務局		
13	幼稚園安全経費	子ども未来部会	事務局		
14	幼稚園屋外運動施設関連経費	子ども未来部会	事務局		
15	幼稚園環境衛生経費	子ども未来部会	事務局		
16	幼稚園緊急警報システム	子ども未来部会	事務局		
17	幼稚園計量検査手数料	子ども未来部会	事務局		
18	幼稚園健康診断関連	子ども未来部会	事務局		
19	幼稚園交通教室他	子ども未来部会	事務局		
20	幼稚園浄化槽関連	子ども未来部会	事務局		
21	幼稚園保健関係賠償保険料等	子ども未来部会	事務局		
22	学校・地域連携推進事業(幼稚園)	子ども未来部会	事務局		
23	就学支援(幼稚園就園奨励費・多子世帯子育て支援)	子ども未来部会	事務局		
24	幼稚園における親の子育て力向上推進経費	子ども未来部会	事務局		
25	子ども文化会館管理運営	子ども未来部会	事務局		
26	青少年問題協議会	子ども未来部会	事務局		
その他の事業の取扱い					
1	ファミリーサポートセンター事業	子ども未来部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	1 健康教育（母子保健）
協議内容	事業名、対象者や内容に違いがある。		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の保健福祉センター等で実施されている事業は、新市の事業として継続する。 植木町で実施している各健康教育事業については、5年間の経過措置を設定する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	1.もうすぐパパママ学級 回数:保健福祉センター;88回 対象者:妊婦とその夫等 場 所:各保健福祉センター(5箇所)	1.親子クッキング教室 回数:7回 対象者:公立保育園の年長児とその保護者 幼児・学童とその保護者 場 所:各校区公民館または、生涯学習センター 内 容:食生活に関する講話、親子調理実習	
	2.育児教室 回数:各保健福祉センター;計30回 各総合支所;年数回実施 対象者:管内に住む生後3~4ヵ月児(第1子)と保護者 場 所:各保健福祉センター、各総合支所 (離乳食教室) 回数:育児学級2回シリーズの1回分	2.歯科健康教室 回数:7回 対象者:小学生までの児とその保護者 場 所:健康福祉センター「かがやき館」及び 公立保育園 内 容:むし歯予防に関する講話、ブラッシング指導	
	3.ピカピカ・カミカミ教室 回数:年40回程度実施(所外10回) 対象者:管内に住む1歳6ヵ月~2歳未満児と保護者 場 所:各保健福祉センター、所外	平成17年度決算 101,749円 平成18年度決算 121,943円 平成19年度決算 141,236円	
	4.育児サークル 回数:約90サークルが月1~2回程度 内 容:育児サークルの活動支援 場 所:公民館、老人憩いの家、保育園		
	5.虐待予防教室 回数:各保健福祉センターにおいて1回(6~10回シリーズ)及び修了生のつどい1回 内 容:グループミーティング 場 所:各保健福祉センター		

	<p>6.歯科健康教室</p> <p>希望のあった保育所、幼稚園、小学校に対して管轄の保健福祉センター歯科衛生士及び歯科医師(嘱託含)が講話とブラッシング指導を市民ボランティアである8020推進員と共に実施。</p> <p>加えて、巡回歯みがき指導(対象:小学3年生)とフッ素塗布事業(対象:公立幼稚園)については、市歯科医師会・歯科衛生士会が実施。</p> <p>平成 17 年度決算 2,764,273 円 平成 18 年度決算 3,128,675 円 平成 19 年度決算 3,043,502 円</p>	
<p>相違点と課題</p>	<p>対象者や実施内容に違いがある。</p> <p>植木町で実施している「親子クッキング教室」については、平成21年度から対象者を公私立保育園・幼稚園 12か所に拡大の予定。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	保健衛生事業	小項目名	2 乳幼児健診
協議内容	乳児健診の実施方法が委託と集団なので協議が必要。		
合併協議会協議結果(調整方針)	乳幼児健診については熊本市の例に統一する。 ただし、実施場所については、健康福祉センター「かがやき館」において、当分の間実施する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1.乳児健診 対象者:3か月児・7か月児 場 所:委託医療機関(熊本市医師会及び市近隣の 小児科専門医療機関) 回 数:通年(医療機関の診療時間内) 委託料:乳児健診 1件につき 5,350 円 平成 17 年度決算 67,234 千円 平成 18 年度決算 68,713 千円 平成 19 年度決算 68,919 千円 平成 20 年度予算 70,128 千円 事務費(市医師会) 1,156,908 円(H20 年度)	1.乳児健診 対象者:3~4か月児、6~7か月児 場 所:健康福祉センター「かがやき館」 回 数:各健診毎月 1 回 医師費用弁償:10,000 円/回(年報酬別途 186,000 円) 看護師(診察介助)報償費:1,200 円/回 平成 17 年度決算 887千円 平成 18 年度決算 937千円 平成 19 年度決算 906千円
	2.幼児健診 対象者:1歳6か月児・3歳児 場 所:各保健福祉センター 回 数:1歳6か月児 毎週1回実施(東HCは週2回) 3歳児 月3回実施 医師報償費:20,010 円/回 栄養士、歯科衛生士、心理相談員、看護師:8,600 円/回 歯科医師 :20,010 円/回(東HCのみ) 平成 17 年度決算 18,190千円 平成 18 年度決算 18,262千円 平成 19 年度予算 17,447千円	2.1 歳6か月児健診 対象者:1歳6~7か月児 場 所:健康福祉センター「かがやき館」 回 数:毎月 1 回 医師費用弁償:10,000 円/回(年報酬別途 186,000 円) 看護師(診察介助)報償費:1,200 円/回 歯科医師(報酬:18,100 円/回、費用弁償:10,000 円) 歯科衛生士報償費:7,000 円/回 平成 17 年度決算 964千円 平成 18 年度決算 1,007千円 平成 19 年度決算 971千円
		3.3歳児健診 対象者:3歳2~3か月児 場 所:健康福祉センター「かがやき館」 回 数:毎月 1 回 医師費用弁償:10,000 円/回(年報酬別途 186,000 円) 眼科医師費用弁償:10,000 円/回(" ") 看護師(診察介助)報償費:1,200 円/回 歯科医師(報酬:18,100 円/回、費用弁償:10,000 円) 歯科衛生士報償費:7,000 円/回

		平成 17 年度決算 1,294千円 平成 18 年度決算 1,310千円 平成 19 年度決算 1,359千円
相違点と課題	<p>熊本市は、乳児健診を委託医療機関において、通年体制で実施しているのに対し、植木町は各健診を毎月1回、集団検診で実施している。</p> <p>また、委託料や報酬等の費用に違いがある。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	各種福祉事業	小項目名	1 地域子育て支援センター事業
協議内容	地域子育て支援センターの実施方法及び助成方法が異なっており、どのように取り扱うのか協議する。助成方法は基本同じである。但し、委託料の金額が異なるので金額について協議が必要。		
合併協議会協議結果(調整方針)	当分の間、現行のとおり継続し、委託料等については今後検討する。		

制度比較																																												
		熊本市	植木町																																									
市町別内容		<p>子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、子育て支援に関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを実施するため、地域子育て支援センターを設置している。</p> <p>現在、公立9か所、私立4か所で実施。</p> <p>公立は、公立保育園に併設の施設で実施し、私立は私立保育園への委託により実施している。</p> <p>H21年度までに地域的バランスを考慮しながら、全15か所を整備予定。</p> <p>※国庫補助事業「地域子育て支援拠点事業」のセンター型(公立:6~7日型、私立:5日型)として実施。</p>	<p>子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談、子育て支援に関する情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習などを実施するため、地域子育て支援センターを設置している。</p> <p>現在、支援センターは公立1か所、私立2か所で実施。</p> <p>公立は、公立保育園内のスペースを利用して小規模型として実施し、私立保育園は、補助事業として実施している。</p> <p>今後の整備計画はない。</p> <p>※国庫補助事業「地域子育て支援拠点事業」のセンター型(私立:6~7日型) 小規模型(公立5日型)として実施。</p>																																									
		(千円)	(千円)	(千円)																																								
		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">H17 決算</th> <th style="width: 15%;">H18 決算</th> <th style="width: 15%;">H19 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私立</td> <td style="text-align: center;">7,222</td> <td style="text-align: center;">5,026</td> <td style="text-align: center;">5,152</td> </tr> <tr> <td>公立(総合)</td> <td style="text-align: center;">5,786</td> <td style="text-align: center;">6,280</td> <td style="text-align: center;">6,206</td> </tr> <tr> <td>公立(小規模)</td> <td style="text-align: center;">7,832</td> <td style="text-align: center;">9,844</td> <td style="text-align: center;">13,737</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">20,840</td> <td style="text-align: center;">21,150</td> <td style="text-align: center;">25,095</td> </tr> </tbody> </table>		H17 決算	H18 決算	H19 決算	私立	7,222	5,026	5,152	公立(総合)	5,786	6,280	6,206	公立(小規模)	7,832	9,844	13,737	計	20,840	21,150	25,095	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%;">H17 決算</th> <th style="width: 15%;">H18 決算</th> <th style="width: 15%;">H19 決算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私立</td> <td style="text-align: center;">15,580</td> <td style="text-align: center;">15,546</td> <td style="text-align: center;">15,706</td> </tr> <tr> <td>公立(総合)</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td>公立(小規模)</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;">831</td> <td style="text-align: center;">1,230</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: center;">15,580</td> <td style="text-align: center;">16,377</td> <td style="text-align: center;">16,936</td> </tr> </tbody> </table>		H17 決算	H18 決算	H19 決算	私立	15,580	15,546	15,706	公立(総合)	 	 	 	公立(小規模)	 	831	1,230	計	15,580	16,377	16,936	
		H17 決算	H18 決算	H19 決算																																								
私立	7,222	5,026	5,152																																									
公立(総合)	5,786	6,280	6,206																																									
公立(小規模)	7,832	9,844	13,737																																									
計	20,840	21,150	25,095																																									
	H17 決算	H18 決算	H19 決算																																									
私立	15,580	15,546	15,706																																									
公立(総合)	 	 	 																																									
公立(小規模)	 	831	1,230																																									
計	15,580	16,377	16,936																																									
相違点と課題	<p>実施方法:熊本市ではすべてセンター型に移行しているのに対し、植木町では「センター型」「小規模型」「ひろば型」として実施している。</p> <p>支払方法:私立に対して熊本市は4,500千円(国1/3・市2/3補助)を限度としているのに対し、植木町では、国の補助基準(国県補助)7,996千円に従い実施している。</p>																																											

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	2 ひとり親家庭等医療費助成事業
協議内容	<p>平成 20 年 8 月より、「母子家庭等医療費助成」から、父子家庭を含めた「ひとり親家庭等医療費助成」へ移行し、全額助成から、3 分の 2 助成へ変更したが、入院については、全額助成を維持することとした。</p> <p>植木町が独自に助成する入院分の自己負担であるべき医療費の 3 分の 1 分の助成をどうするか。</p>		
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>熊本市の例に統一する。</p> <p>ただし、植木町の入院費の自己負担に関する制度(自己負担なし)については、5 年間現行のとおりとする。</p>		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>ひとり親家庭に医療費の一部を助成することによりひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。</p> <p>1.助成対象者 ひとり親家庭の親(母子家庭、父子家庭等)で(養育する児童が 20 歳の誕生日まで) 児童(18 歳以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者)</p> <p>2.助成額 1 月に 1 つの医療機関に支払った医療費の一部負担金の 3 分の 2 を助成</p> <p>3.助成方法 現物給付、償還払い</p> <p>平成 17 年度決算 224,533 千円 平成 18 年度決算 233,557 千円 平成 19 年度決算 235,899 千円</p>	<p>ひとり親家庭に医療費の一部を助成することによりひとり親家庭の生活の安定と福祉の向上を図る。(20 年 8 月より、「母子家庭等医療費助成」から「ひとり親家庭等医療費助成」に移行)</p> <p>1.助成対象者 ひとり親家庭の親(母子家庭、父子家庭)で(養育する児童が 20 歳の誕生日まで) 児童(18 歳以降の最初の 3 月 31 日までの間にある者) (但し、平成 20 年 7 月までは母子家庭の母と児童及び父母のない児童が対象、20 年 8 月より、父子家庭の父と児童を含める。)</p> <p>2.助成額 1 月に 1 つの医療機関に支払った医療費の一部負担金の 3 分の 2 を助成。但し、入院分は全額助成。(20 年 7 月分までは、通院も含め全額助成。)</p> <p>3.助成方法 すべて、償還払い</p> <p>平成 17 年度決算 11,099 千円 平成 18 年度決算 10,838 千円 平成 19 年度決算 10,059 千円 平成 20 年度予算 11,516 千円</p>
相 違 点 と 課 題	<p>植木町においては、これまで、母子家庭等を対象に、医療費の全額助成を行ってきた。20 年 8 月より、父子家庭を対象に含めたひとり親家庭等医療費助成に移行するのに伴い、自己負担の見直しを行ったが、経済的に厳しい時期であることなどから、入院については、これまでどおり全額助成を行うこととした。</p> <p>・助成方法・・・現物給付も実施検討</p> <p>※熊本市は入院、通院ともに 2/3 の公費負担であり、制度の違いをどう統合していくかが課題。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	3 保育料
協議内容	保育料金額について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>○保育園数 公立 19園 私立 116園 (平成 20 年 10 月 6 日合併により 3 園増加)</p> <p>○広域入所(H20.4.1) 植木町へ委託 21人 植木町より受託 0人</p> <p>○保育料 ※保育料基準額比較表 別紙のとおり</p> <p>○保育料の決算・予算額 平成 17 年度決算 2,912,035 千円 平成 18 年度決算 2,954,934 千円 平成 19 年度決算 3,037,203 千円</p> <p>(追加) ○多子世帯の保育料の軽減 同時入所の場合 2人目半額、3人目無料 第3子以降の3歳未満児 軽減なし</p>	<p>○保育園数 公立 4園 私立 7園</p> <p>○広域入所(H.20.4.1 現在) 熊本市へ委託 0人 熊本市より受託 21人</p> <p>○保育料 ※保育料基準額比較表 別紙のとおり</p> <p>○保育料の決算・予算額 平成 17 年度決算 271, 857 千円 平成 18 年度決算 265, 846 千円 平成 19 年度決算 203, 689 千円</p> <p>(追加) ○多子世帯の保育料の軽減 同時入所の場合 2人目半額、3人目 1/10 第3子以降の3歳未満児(第7階層を除く) 基準額の半額 基準額が半額に軽減されている場合 1/4 基準額が 1/10 に軽減されて場合 無料</p>
相違点と課題	<p>保育料金額と階層区分について</p> <p>保育料全般では、熊本市の方が植木町より低く(安く)設定されているが、階層区分(定義)の分け方で、単純に比較すると熊本市が8階層で植木町が23階層ある。また年齢区分についても、熊本市は2区分で植木町は3区分に分かれている。その点(箇所)で、一部に保育料が逆転しているところがある。</p>	

保育料基準額比較表

(単位：人、円)

熊本市				植木町			
階層区分	各月初日の児童の属する世帯の階層区分		児童数 (H20.4.1)	同時に2人以上入所している者の減額規定	3歳未満児 徴収金 基準額	3歳以上児 徴収金 基準額	児童数 (H20.4.1)
	定義	定 義					
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	123	0	0	0	5
第2階層	第1階層及び第4-1階層までを除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	4,500	939	3,000	0	0	46
第3階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までの市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	11,500	1,737	8,200	7,000	5,000	57
第4-1階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつてその所得税の額が次の区分に該当する世帯	16,000	862	12,500	15,400	12,400	7
第4-2階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつてその所得税の額が次の区分に該当する世帯	25,500	2,242	22,000	16,400	13,400	78
第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつてその所得税の額が次の区分に該当する世帯	34,500	2,884	29,000	17,400	14,400	1
第6階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつてその所得税の額が次の区分に該当する世帯	47,000	2,455	30,000	18,400	15,400	37
第7階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつてその所得税の額が次の区分に該当する世帯	51,000	490	32,000	19,400	16,400	30
計			12,913				853

児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯で、この表の第2階層に属するものは第1階層にあたるものとみなす。
 (1)配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯
 (2)次に掲げる児(者)を有する世帯
 ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者
 イ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者
 ウ 生活保護法の要保護の状態にあると認められる世帯等で、当該世帯の申請に基づき、市長が認めたもの

階層区分	各月初日の児童の属する世帯の階層区分		児童数 (H20.4.1)	同時に2人以上入所している者の減額規定	3歳未満児 徴収金 基準額	3歳以上児 徴収金 基準額	児童数 (H20.4.1)
	定義	定 義					
第1階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0	5	0	0	0	5
第2階層	第1階層及び第4-1階層までを除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	0	46	0	0	0	46
第3階層	第1階層及び第4-1階層から第7階層までの市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	7,000	57	5,000	7,000	5,000	57
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつてその所得税の額が次の区分に該当する世帯	25,200	30	22,400	15,400	12,400	7
第5階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつてその所得税の額が次の区分に該当する世帯	39,000	75	34,600	16,400	13,400	78
第6階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつてその所得税の額が次の区分に該当する世帯	44,000	21	38,000	17,400	14,400	1
第7階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であつてその所得税の額が次の区分に該当する世帯	54,400	3	48,000	18,400	15,400	37
計			853				853

※ 国階層第2から国階層第7までの世帯であつて、同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している場合において、次表の第1欄に掲げる児童が保育所に入所している際には、第2欄より計算して得た額をその児童の徴収金(保育料)の額とする。ただし、熊本県多子世帯子育て支援事業の対象児童が保育所に入所している世帯(第7階層)に属する世帯を除く。で、第3子以降の3歳未満児が保育所に1人入所している世帯については徴収金額の2分の1を、また、第3子以降の3歳未満児も含め2人入所している場合は、国基準で2分の1に軽減されている児童の徴収金額の2分の1を、児童が3人以上入所している世帯にあつては、国基準で10分の1に軽減されている児童の徴収金額の全額を軽減する。

第1欄	第2欄
ア 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している児童のうち、長者(当該保育所徴収金(保育料)額表に定める額)	保育所徴収金(保育料)額表
イ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所しているア以外の児童のうち、長者(当該保育所徴収金(保育料)額表に定める額) × 0.5	保育所徴収金(保育料)額表
ウ 保育所、幼稚園又は認定こども園に入所している上記以外の児童	保育所徴収金(保育料)額表

(注)10円未満の端数は切り捨てる。

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	各種福祉制度	小項目名	4 つどいの広場事業
協議内容	合併後、植木町において、どのような運営方法をとっていくか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	現行のとおり継続する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>つどいの広場:熊本市夢もやい館内の1施設</p> <p>目的:子育て中の親子が気軽に集い、交流できる場の提供や、講習会や教室、子育てに関する情報提供や相談を通じて子育て中の親子の支援を行っている。また、館の中には高齢者の健康維持や介護予防を支援する施設を併設し、様々なイベントを通じ世代間交流や地域交流をはかることを目的としている。</p> <p>対象:市内に居住する就学前の子とその保護者(保護者同伴)</p> <p>開館時間:月～土 午前9:00～午後6時 (日・祝日・年末年始休館)</p> <p>運営:夢もやい館の事業全体を平成19年度より指定管理者制度を導入し、社会福祉法人照敬会、NPO法人ここへおいでよ共同企業体に運営委託 つどいの広場には保育士2名を常時配置</p> <p>事業費:平成19年度決算 23,566千円(夢もやい館委託料全体)</p> <p>※子育てつどいの広場の事業は、平成19年度から地域子育て支援拠点事業のひろば型に該当</p>	<p>つどいの広場:町施設のかがやき館内、児童交流室利用(1か所)</p> <p>目的:乳幼児を持つ子育て中の親子が気軽につどい、うち解けた雰囲気の中で語り合うことによって、精神的な安心感をもたらし、問題解決の糸口となる機会を提供し、子育て親子の交流やつどいの場の提供、子育て等に関する相談、情報提供、講習会等を実施する。</p> <p>対象:町内に居住する乳幼児をもつ子育て中の親子(保護者同伴) 余裕がある場合は、町外も可</p> <p>開館時間:火～金 10:00～16:00 (昼1時間は閉室) ※つどいの広場実施日以外でかがやき館開館日は児童交流室(親子同伴)として利用</p> <p>運営:町直営で子育てアドバイザー(保育士)2名を配置</p> <p>事業費:平成17年度決算 734千円 平成18年度決算 823千円 平成19年度決算 1,687千円</p> <p>※平成19年度から地域子育て支援拠点事業のひろば型に該当</p>
相違点と課題	<p>植木町は、直営だが、熊本市は指定管理者で運営している。植木町は、週4日実施だが、熊本市は、週6日実施している。植木町は、開所時間も6時間だが、熊本市は、9時間である。植木町は、親子の交流やつどいの場の提供を主に行っているが、熊本市では、その業務以外は、高齢者との交流も行っている。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 子ども未来部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	1 児童育成クラブ管理運営事業
協議内容	事業内容、委託金額等について調整していく必要がある。		
合併協議会協議結果(調整方針)	事業内容は、現行のとおり継続する。 運営費補助は、熊本市の例（児童育成クラブ運営費補助）に統一する。		

制 度 比 較																						
	熊 本 市	植 木 町																				
市 町 別 内 容	<p>小学校区を単位として、放課後児童(小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童)の入会予定が概ね10人以上になった場合、児童育成クラブを設置し、複数の指導員の下、適切な遊びや生活の場を与えて、放課後や長期休業期間を安全に過ごせるように管理運営を行っている。</p> <p>≪公設公営方式≫</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設日 4月1日～翌年3月31日 (日曜日・国民の祝日・年末年始を除く) ・ 開設時間 平日 児童の下校時間～午後6時 土曜日及び長期休業中 午前8時30分～午後6時 ・ 指導員 399人 ・ 巡回指導員 3人 ・ 開設状況 72箇所 ・ 入会児童数 3,734人 ・ 利用者負担金(おやつ代等は含まない) 児童1人につき 月額4,300円(兄弟姉妹等が同時に在籍している場合、2人目以降は、2,150円) ・ 負担金の免除 ①納入義務者が生活保護を受けている場合 ②納入義務者が経済的理由により就学援助を受けている場合 <p>運営費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>平成17年度決算</td><td style="text-align: right;">364,209千円</td></tr> <tr><td>平成18年度決算</td><td style="text-align: right;">406,523千円</td></tr> <tr><td>平成19年度決算</td><td style="text-align: right;">443,930千円</td></tr> <tr><td>平成20年度予算</td><td style="text-align: right;">411,387千円</td></tr> </table> <p>≪児童育成クラブ運営費補助≫</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間で運営している旧富合町の3クラブに対して、補助金を交付している。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>平成20年度予算</td><td style="text-align: right;">9,230千円</td></tr> </table>	平成17年度決算	364,209千円	平成18年度決算	406,523千円	平成19年度決算	443,930千円	平成20年度予算	411,387千円	平成20年度予算	9,230千円	<p>小学校区を単位として、放課後児童(小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童)の入会予定が概ね10人以上になった場合、児童クラブを設置。公設と民設があり、運営についてはすべて、法人や保護者会に委託し、複数の指導員の下、適切な遊びや生活の場を与えて、放課後や長期休業期間を安全に過ごせるように運営を行っている。各クラブの登録児童数・活動状況により、県の補助基準での委託料を支払う。</p> <p>≪公設民営・民設民営方式≫</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設日 4月1日～翌年3月31日 (土曜・日曜日・国民の祝日・年末年始を除く) ・ 開設時間 平日 児童の下校時間～午後5時 ※ 開設日・開設時間については、各クラブの必要に応じた運営を行なっている。 ・ 開設状況 専用施設1 余裕教室4 公民館1 保育園1 児童館1 計8箇所 ・ 指導員 36人 ・ 巡回指導員 なし ・ 入会児童数 343人 ・ 利用者負担金 各クラブにより異なる。(母子・兄弟姉妹等の場合の減免は、各クラブ基準で実施) 5,000円から7,000円 ・ 負担金の免除 なし <p>運営費</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr><td>平成17年度決算</td><td style="text-align: right;">11,889千円</td></tr> <tr><td>平成18年度決算</td><td style="text-align: right;">13,742千円</td></tr> <tr><td>平成19年度決算</td><td style="text-align: right;">16,058千円</td></tr> <tr><td>平成20年度予算</td><td style="text-align: right;">27,404千円</td></tr> </table>	平成17年度決算	11,889千円	平成18年度決算	13,742千円	平成19年度決算	16,058千円	平成20年度予算	27,404千円		
平成17年度決算	364,209千円																					
平成18年度決算	406,523千円																					
平成19年度決算	443,930千円																					
平成20年度予算	411,387千円																					
平成20年度予算	9,230千円																					
平成17年度決算	11,889千円																					
平成18年度決算	13,742千円																					
平成19年度決算	16,058千円																					
平成20年度予算	27,404千円																					
相違点と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 植木町では、法人や保護者会に委託。各クラブで運営内容・利用料・減免等についても異なる。 ・ 利用者にとって、運営内容、費用負担において、長所・短所あり、運営方法や事業内容などの調整が必要。 																					

協議第 23 号

都市建設関係事業について（その 1）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成 21 年 2 月 16 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 都市建設関係事業のうち次の事業については、熊本市の例に統一する。
 - ・里道の整備
 - ・私道の整備
 - ・下水道使用料
 - ・受益者負担金

- 2 都市建設関係事業のうち下水道計画については、植木町の下水道計画を新市に引き継ぐ。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(23 都市建設関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
建設関係事業の取扱い					
1	里道の整備	都市建設部会	第3回		
2	私道の整備	都市建設部会	第3回		
下水道事業の取扱い					
1	下水道計画	都市建設部会	第3回		
2	下水道使用料	都市建設部会	第3回		
3	受益者負担金	都市建設部会	第3回		
交通関係事業の取扱い					
1	地方バス	都市建設部会	事務局		
2	乗合タクシー運行補助金	都市建設部会	事務局		
3	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会	事務局		
4	道路照明灯の整備	都市建設部会	事務局		
5	国道3号植木バイパス期成会負担金	都市建設部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	河川の維持管理	都市建設部会	事務局		
2	砂防対策(県砂防事業負担金)	都市建設部会	事務局		
3	河川占用料	都市建設部会	事務局		
4	河川整備計画	都市建設部会	事務局		
5	河川災害関連	都市建設部会	事務局		
6	雨水浸透枘設置費助成	都市建設部会	事務局		
7	河川関係負担金	都市建設部会	事務局		
8	道路位置指定	都市建設部会	事務局		
9	建築確認事務	都市建設部会	事務局		
10	建築指導行政	都市建設部会	事務局		
11	やさしいまちづくり事業	都市建設部会	事務局		
12	建築物耐震改修促進計画	都市建設部会	事務局		
13	アスベスト改修型優良建築物等整備事業	都市建設部会	事務局		
14	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会	次回以降		
15	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会	事務局		
16	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会	事務局		
17	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会	事務局		
18	市(町)営住宅駐車場の整備・管理	都市建設部会	事務局		
19	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会	事務局		
20	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会	事務局		
21	市(町)営住宅例規	都市建設部会	事務局		
22	市(町)営住宅図面	都市建設部会	事務局		
23	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会	事務局		
24	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会	事務局		
25	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会	事務局		
26	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会	事務局		
27	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会	事務局		
28	市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会	事務局		
29	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会	事務局		
30	市(町)営住宅徴収日誌	都市建設部会	事務局		
31	市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会	事務局		
32	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会	事務局		

33	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会	事務局		
34	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会	事務局		
35	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会	事務局		
36	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会	事務局		
37	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会	事務局		
38	市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会	事務局		
39	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会	事務局		
40	新規道路の認定	都市建設部会	事務局		
41	道路占用料	都市建設部会	事務局		
42	市道の整備(各種事業計画に基づく)	都市建設部会	事務局		
43	道路台帳	都市建設部会	事務局		
44	道路の維持管理	都市建設部会	事務局		
45	用途廃止・払い下げ	都市建設部会	事務局		
46	市道の整備(新設・改良)	都市建設部会	事務局		
47	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会	事務局		
48	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
49	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
50	官民境界	都市建設部会	事務局		
51	用地取得基準	都市建設部会	事務局		
52	九州地区用地対策連合会負担金	都市建設部会	事務局		
都市計画の取扱い					
1	公園管理	都市建設部会	事務局		
2	公園使用料	都市建設部会	事務局		
3	児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会	事務局		
4	公園愛護会支援事業	都市建設部会	事務局		
5	公園維持管理事業	都市建設部会	事務局		
6	公園整備事業	都市建設部会	事務局		
7	公園県事業負担金	都市建設部会	事務局		
8	都市計画区域	都市建設部会	次回以降		
9	都市計画区域区分	都市建設部会	次回以降		
10	都市計画審議会委員	都市建設部会	事務局		
11	地区計画運用基準	都市建設部会	事務局		
12	集落内開発制度運用基準	都市建設部会	事務局		
13	土地区画整理事業	都市建設部会	次回以降		
14	中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会	事務局		
下水道事業の取扱い					
1	水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会	事務局		
2	施設の保守、運転管理	都市建設部会	事務局		
3	排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会	事務局		
4	下水道台帳	都市建設部会	事務局		
5	汚水処理(し尿処理)事業の取扱い	都市建設部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	建設関係事業	小項目名	1 里道の整備
------	--------	------	---------

協議内容	里道の整備に伴う要項の協議。
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較

	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1) 市街化区域及び市街化調整区域（集落区域）の境界確定されている里道は市で整備を行う。 (※住民からの要望に対しては、全件市で対応する。)</p> <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 13,245 千円 平成 18 年度決算 49,576 千円 (工事：26 件) 平成 19 年度決算 24,322 千円 (工事：28 件)</p> <p>2) 市街化調整区域内（集落区域外）に存する里道については補助金の交付及び原材料の支給を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道整備に係る補助金は 70 万円を限度額として交付している。 <li style="padding-left: 20px;">有効幅員 3.0m 以上は工事に要した費用の 60/100 以内 <li style="padding-left: 20px;">有効幅員 3.0m 以下は工事に要した費用の 40/100 以内 ・幅員が 2.0m 以上の市街化調整区域内の里道の道路舗装については生コンを、道路補修については砕石などの原材料を支給している。 <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度実績 4,078 千円 (37 件) 平成 18 年度実績 5,582 千円 (37 件) 平成 19 年度決算 4,397 千円 (22 件)</p>	<p>1) 町道、農道以外の里道（生活道路）については原材料の支給を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が現地調査し、生活道路と認めた箇所に付き、定住住宅が 3 戸以上あり、かつ集落重要な道路であることを採択基準とし、舗装原材料を原則 20 立米程度を限度として支給している。 <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度実績 821 千円 (9 件) 平成 18 年度実績 795 千円 (8 件) 平成 19 年度実績 938 千円 (10 件)</p> <p>2) 農道及び農道として利用している里道については、補助金の交付及び砕石など原材料の支給を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農道整備にかかる補助金は 45 万円を限度額として交付している。 ・有効幅員が 2m 以上は、工事に要した費用の 45/100 以内。 <p style="padding-left: 20px;">平成 17 年度決算 10,849 千円 平成 18 年度決算 6,605 千円 平成 19 年度決算 2,797 千円 (含む農業用施設費)</p>
相 違 点 と 課 題	<p>熊本市では、市街化区域、市街化調整区域（集落区域）については、市で整備しているが、植木町では生活道路については、原材料支給となっている。</p> <p>農道に係る補助金の限度額と補助率に相違点がある。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	建設関係事業	小項目名	2 私道の整備
協議内容	私道の整備について。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		
制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	<p>一般交通の用に供している私道の整備工事又は補修工事を行う者に対して補助金を交付している。</p> <p>(要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 幅員が 1.8m以上あること 2. 私道に接する家屋の戸数が 3 戸以上あり、かつ、私道に接する土地が複数の者に所有されていること。 <p>(補助額)</p> <p>補助基準により算出した工事費の 100 分の 75 ただし、10 万円未満対象外。 補助基準額の上限は 250 万円。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成 17 年度実績 34,173 千円 (34 件) 平成 18 年度実績 12,526 千円 (18 件) 平成 19 年度予算 12,042 千円 (17 件)</p>	<p>一般交通の用に供している私道の整備工事又は補修工事を行う者に対して原材料の支給をしている。</p> <p>(要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建売住宅道路で建設後 10 年以上経過し、定住世帯 5 戸程度以上あること。 <p>(支給量)</p> <p>舗装の表装材料として、生コンクリートかアスファルト合材を原則として 20 立方メートル程度。</p> <p style="margin-left: 20px;">実績等は、里道の整備の分に含まれる。</p>	
相 違 点 と 課 題	熊本市では補助金で対応しているが、植木町では原材料支給で対応している。		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	下水道事業	小項目名	1 下水道計画
協議内容	下水道事業の取扱い		
合併協議会協議結果 (調整方針)	植木町の下水道計画を新市に引き継ぐ。		

制 度 比 較			
		熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	1. 事業名	単独公共下水道事業 流域関連公共下水道事業	流域関連公共下水道事業
	2. 会計名	熊本市公共下水道企業会計	植木町公共下水道特別会計
	3. 全体計画 (汚水)	計画面積 12,280ha 計画人口 706,000人 目標年次 平成32年度 事業費 587,472百万円 計画処理水量 517,600 m ³ /日 排除方式 分流式、一部合流式	計画面積 423ha 計画人口 16,800人 目標年次 平成39年度 事業費 12,446百万円 計画処理水量 10,010 m ³ /日 排除方式 分流式
	4. 認可計画 (汚水)	計画面積 11,136ha 計画人口 639,160人 目標年次 平成23年度 (流関：平成22年度) 事業費 479,753百万円	計画面積 99ha 計画人口 3,700人 目標年次 平成20年度 (流関：平成22年度) ※現在認可変更準備中 事業費 3,402百万円
	5. 整備状況 (平成19年度末)	処理人口 564,617人 普及率 85.6% 整備面積 9,465ha 面整備率 77.1%	未供用 (平成20年度より共用開始)
	6. 雨水計画	区域面積 8,970ha 目標年次 平成32年度 事業費 40,939百万円	未策定

	平成 17 年度決算 7,022,072 千円 平成 18 年度決算 5,440,291 千円 平成 19 年度決算 8,620,321 千円	平成 17 年度決算 369,400 千円 平成 18 年度決算 447,329 千円 平成 19 年度決算 446,830 千円
相違点と課題	相違点：植木町の平成 19 年度末面整備率は 0%であり、熊本市及び熊本市近郊の市町と比べて低い状況にある。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	下水道事業	小項目名	2 下水道使用料
------	-------	------	----------

協議内容	下水道使用料の料金体系・併用世帯（水道水・井戸水等）の取扱いについて。
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び営業用井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本料金 10 m³まで 990 円 (従量料金 1 m³につき) ・ 11 m³~20 m³ 125 円 ・ 21 m³~50 m³ 165 円 ・ 51 m³~200 m³ 200 円 ・ 201 m³~500 m³ 240 円 ・ 501 m³~2,000 m³ 280 円 ・ 2,001 m³以上 325 円 <p>(例) 20 m³使用の場合 2,240 円</p> <p>(2) 一般家庭用の井戸水又は温泉水 1 世帯につき 1,700 円</p> <p>(3) 一般公衆浴場 12 円/m³</p> <p>2. 使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 水道料金と同時に水道局徴収 奇数・偶数月検針 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(2) 井戸水分 下水道総務課で徴収 一般家庭用 → 奇数月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(3) 水道水と井戸水等との併用 水道水と井戸水又は温泉水などを併せて使用される場合、汚水の種類別に算定して徴収</p> <p>3. メーター検針方法</p> <p>(1) 水道水は水道局が検針 奇数・偶数月検針</p> <p>(2) 事業用井戸水は下水道技術センターに検針委託 2ヶ月検針(奇数月・偶数月)</p>	<p>1. 使用料金(消費税含む)</p> <p>(1) 水道水及び営業用井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本料金 8 m³まで 1,470 円 (従量料金 1 m³につき) ・ 9 m³~ 180 円 <p>(例) 20 m³使用の場合 3,630 円</p> <p>(2) 一般家庭用の井戸水</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 人世帯 1,470 円 2 人世帯 2,940 円 3 人世帯 4,410 円 4 人世帯 5,880 円 6 人を超える世帯 1 人につき 735 円を加算 <p>世帯員の確認は、住民基本台帳によるものとし、その基準日は毎月 1 日とする。 ※ 平成 20 年 4 月 1 日制定</p> <p>2. 使用料の徴収及び納入方法</p> <p>(1) 水道料金と同時に水道班で徴収 一般家庭用 → 毎月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(2) 井戸水分 下水道課で徴収 一般家庭用 → 毎月徴収 事業用 → 毎月徴収 口座振替・納付書払い</p> <p>(3) 水道水と井戸水等との併用 一般家庭の井戸水に同じ</p> <p>3. メーター検針方法</p> <p>(1) 水道水は水道班が検針 毎月検針</p> <p>(2) 井戸水は定額制の為検針なし ただし、量水器を設置されたときは下水道班が</p>

	<p>事業者報告(毎月・奇・偶月)</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 事業所の量水器の設置は基本的には、事業所、やむを得ない場合は市が設置</p> <p>(取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、市が実施 ※家庭用は、定額制のためメーター設置不要</p> <p>5. データ処理 市独自電算システム(富士通)</p> <p>平成 17 年度決算 11,017,096 千円 平成 18 年度決算 11,208,455 千円 平成 19 年度決算 11,174,965 千円</p>	<p>検針 毎月検針</p> <p>4. 井戸水のメーター設置 (新規) 家庭及び事業所の量水器の設置は基本的には、使用者、必要があると認めるときは町が設置</p> <p>(取替) 量水器の有効期限(計量法により8年)の到来による量水器の取替は、町が実施</p> <p>5. データ処理 町独自電算システム(RKK コンピュータ)</p> <p>平成 17 年度決算 362,316 千円 平成 18 年度決算 447,329 千円 平成 19 年度決算 466,830 千円</p>
相違点と課題	<p>料金体系については、従量制の場合、一般家庭用世帯の小口使用者は熊本市が低額であるが、使用量 143 m³/月以上の事業所等の大口使用者は熊本市が高額である。</p> <p>一般家庭用の井戸水の場合、熊本市が低額に設定されている。</p> <p>併用世帯(水道水及び井戸水等)について、熊本市は汚水の種別ごとに算定を行っているが、植木町は一般家庭用の井戸水だけで算定を行っている。</p>	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

調査項目	下水道事業	小項目名	3 受益者負担金
調査内容	受益者負担金の算定方法について。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	1. 受益者負担金額 200 円/㎡	1. 受益者負担金額 一般世帯は均等割 171,000 円 事業所等においては、算定人槽が 10 人槽まで 171,000 円 11 人槽以上については、171,000 円に 10 人を超えた分に応じて、 11 人槽～50 人槽まで 10,000 円 51 人槽～100 人槽まで 5,000 円 101 人槽～500 人槽まで 3,000 円 501 人槽以上 2,000 円 上記の段階に応じた単価を乗じて得た額を加算した額とする。	
	2. 施行年月日 S51 年 4 月 1 日	2. 施行年月日 H20 年 4 月 1 日	
	3. 負担金の徴収猶予の有無 有り	3. 負担金の徴収猶予の有無 有り	
	4. 負担金の減免制度の有無 有り	4. 負担金の減免制度の有無 有り	
	5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び 3 年間×年 4 回(8・10・12・2 月)の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度無し	5. 納入方法 ①金融機関 ②一括納付及び 3 年間×年 1 回(10 月)の分割 ③一括納付の報奨金制度なし	
	6. データ処理 市独自電算システム(富士通) 平成 17 年度決算 197,357 千円 平成 18 年度決算 303,160 千円(一括調定の為) 平成 19 年度決算 173,962 千円	6. データ処理 町独自電算システム(RKK コンピューター) 平成 19 年度決算 0 千円(未供用のため)	
相 違 点 と 課 題	負担金額の算定方法について熊本市は土地の面積割であり、植木町は戸割(人槽換算)である。土地の面積 854 ㎡以下は熊本市が安く、856 ㎡以上は植木町が安くなる。		

協議第 2 4 号

教育関係事業について

教育関係事業について承認を求める。

平成 2 1 年 2 月 1 6 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

教育関係事業について

- 1 教育関係事業のうち通学区域（小・中学校）について、校区については現状を引き継ぐ。指定校変更、区域外就学の基準については熊本市の例に統一する。
- 2 教育関係事業のうち育英奨学金（育英事業）について、熊本市の例に統一する。ただし、現在受給している方については経過措置を設ける。
- 3 教育関係事業のうち英語指導助手事業について、熊本市の例に統一する。ただし、英語指導助手（A L T）の配置については、当分の間、植木町における英語教育計画に配慮して配置する。
- 4 教育関係事業のうち小学校英語活動推進事業について、モデル的な事業として合併後も継続する。
- 5 教育関係事業のうち図書館の施設管理運営について、熊本市の例に統一する。植木町立図書館は熊本市立図書館の分館として位置づける。
- 6 教育関係事業のうち図書館行事について、植木町立図書館の童話コンクールは、熊本市に統合し、その他の行事は継続する。また、植木町立図書館の「ブックスタート事業」については、当分の間継続し、「図書館友の会」への助成金については 5 年間継続する。

- 7 教育関係事業のうち各種体育施設について、熊本市の例に統一する（管理方法、施設料金）。ただし、植木町地域内の運動施設を植木町の住民が利用する場合は、5年間は現行料金の取り扱いを継続し、その後は熊本市の料金を適用する。
- 8 教育関係事業のうち社会教育関係団体及び補助金について、熊本市PTA協議会へ一本化する方向で調整を図る。ただし、一本化できない場合は、5年を限度とし現状のまま継続する。また、植木町PTA連絡協議会補助金は、熊本市PTA協議会に団体の統合が成立した年度で廃止する。
- 9 教育関係事業のうち次の事業について、植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。
- ・ 公民館の運営状況
 - ・ 公民館使用料

平成 年 月 日 原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(24 教育関係事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認・継続	備考
教育関係事業の取扱い					
1	通学区(小・中学校)	教育部会	第3回		
2	育英奨学金(育英事業)	教育部会	第3回		
3	英語指導助手事業	教育部会	第3回		
4	小学校英語活動推進事業	教育部会	第3回		
5	図書館の施設管理運営	教育部会	第3回		
6	図書館行事	教育部会	第3回		
7	各種体育施設	教育部会	第3回		
8	社会教育関係団体及び補助金	教育部会	第3回		
9	公民館の運営状況	教育部会	第3回		
10	公民館使用料	教育部会	第3回		
教育関係事業の取扱い					
1	就学支援(学級支援員配置・修学旅行特別支援)	教育部会	事務局		
2	学校・地域連携推進事業	教育部会	事務局		
3	就学指導委員会	教育部会	事務局		
4	就学支援(就学援助費・就学奨励費)	教育部会	事務局		
5	通学区(高等学校)	教育部会	事務局		
6	学校図書館充実事業	教育部会	事務局		
7	少人数学級	教育部会	事務局		
8	学校用備品整備事業	教育部会	事務局		
9	機械警備関係	教育部会	事務局		
10	教育委員	教育部会	事務局		
11	緊急警報システム	教育部会	事務局		
12	私立学校振興事業	教育部会	事務局		
13	事務補助員	教育部会	事務局		
14	小中学校管理運営事業	教育部会	事務局		
15	障がい児教育事業	教育部会	事務局		
16	職員研修事業	教育部会	事務局		
17	情報環境の整備	教育部会	事務局		
18	教育相談事業	教育部会	事務局		
19	中学校教頭教科非常勤講師事業	教育部会	事務局		
20	複式学級緩和非常勤講師派遣事業	教育部会	事務局		
21	図書の管理等	教育部会	事務局		
22	図書館のサービス	教育部会	事務局		
23	博物館管理運営	教育部会	事務局		
24	エイズ教育・薬物乱用防止教育推進経費	教育部会	事務局		
25	プール管理等経費	教育部会	事務局		
26	屋外運動施設関連経費	教育部会	事務局		
27	各種団体助成金(運動部活動以外)	教育部会	事務局		
28	学校安全経費	教育部会	事務局		
29	学校医・歯科医・薬剤師	教育部会	事務局		
30	学校環境衛生経費	教育部会	事務局		
31	学校給食行政経費	教育部会	事務局		
32	学校保健関係賠償保険料等	教育部会	事務局		
33	学校保健関連事業	教育部会	事務局		
34	学校給食調理場	教育部会	事務局		
35	共同調理場施設整備経費	教育部会	事務局		
36	共同調理場調理等業務委託経費	教育部会	事務局		
37	計量検査手数料・スポーツテスト集計分析	教育部会	事務局		
38	結核対策委員会	教育部会	事務局		
39	健康診断関連	教育部会	事務局		

40	交通教室他	教育部会	事務局		
41	就学時健康診断	教育部会	事務局		
42	給食室施設整備(維持)経費	教育部会	事務局		
43	小・給食室施設整備経費	教育部会	事務局		
44	小・中学校給水関連	教育部会	事務局		
45	小・中学校浄化槽関連	教育部会	事務局		
46	食事環境整備経費	教育部会	事務局		
47	生活改善推進経費	教育部会	事務局		
48	体力向上関連研修会等	教育部会	事務局		
49	体力向上等消耗品・備品購入	教育部会	事務局		
50	中・給食衛生改善対策経費	教育部会	事務局		
51	施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)	教育部会	幹事会		
52	保健用消耗品等	教育部会	事務局		
53	教育支援・授業力向上支援員派遣事業	教育部会	事務局		
54	教科書採択	教育部会	事務局		
55	こどもエコセミナー経費	教育部会	事務局		
56	集団宿泊	教育部会	事務局		
57	ナイスライ事業経費	教育部会	事務局		
58	学びノート教室開催経費	教育部会	事務局		
59	感性をみがく教育の推進(芸術)	教育部会	事務局		
60	感性をみがく教育の推進(道徳)	教育部会	事務局		
61	教育指導行政経費	教育部会	事務局		
62	教育内容充実経費	教育部会	事務局		
63	教職員の指導力向上経費	教育部会	事務局		
64	勤労体験学習事業経費	教育部会	事務局		
65	国際教育関係経費	教育部会	事務局		
66	子ども議会開催経費	教育部会	事務局		
67	総合的な学習の時間推進経費	教育部会	事務局		
68	幼児教育経費	教育部会	事務局		
69	小中学校の指導・助言	教育部会	事務局		
70	障がい別特別支援学級	教育部会	事務局		
71	教職員研修	教育部会	事務局		
72	教育関係助成金・負担金	教育部会	事務局		
73	各種大会(開催)補助金	教育部会	事務局		
74	スポーツ振興基金等	教育部会	事務局		
75	スポーツ振興審議会	教育部会	事務局		
76	総合型地域スポーツクラブの育成	教育部会	事務局		
77	体育協会	教育部会	事務局		
78	運動施設予約・案内システム	教育部会	事務局		
79	各種大会(出場)補助金	教育部会	事務局		
80	各種大会等	教育部会	事務局		
81	学校施設一般開放管理業務	教育部会	事務局		
82	体育指導委員	教育部会	事務局		
83	体育傷害見舞金	教育部会	事務局		
84	あそ教育キャンプ場運営	教育部会	事務局		
85	家庭教育推進事業	教育部会	事務局		
86	青少年活動支援事業	教育部会	事務局		
87	青少年国際・国内交流事業	教育部会	事務局		
88	成人式	教育部会	事務局		
89	金峰山少年自然の家運営管理	教育部会	事務局		
90	社会教育委員	教育部会	事務局		
91	生涯学習広報事業	教育部会	事務局		
92	人権教育(子どもフォーラム含む)	教育部会	事務局		
93	人権教育関係負担金・補助金	教育部会	事務局		
94	公民館運営審議会	教育部会	事務局		
95	公民館学級	教育部会	事務局		
96	公民館総合補償制度	教育部会	事務局		

97	生涯学習支援事業	教育部会	事務局		
98	記念館管理(運営経費)	教育部会	事務局		
99	史跡等購入経費	教育部会	事務局		
100	文化財広報活用経費	教育部会	事務局		
101	文化財保全・調査経費	教育部会	事務局		
102	文化財保存修復基金積立金	教育部会	事務局		
103	文化財保存修復経費	教育部会	事務局		
104	文化財の保護・管理・活用	教育部会	事務局		
105	文化財保護委員会	教育部会	事務局		
106	文化団体への補助金	教育部会	事務局		
107	埋蔵文化財包蔵地の指定・発掘調査	教育部会	事務局		
108	文化施設整備経費	教育部会	事務局		
109	植木町生涯学習センター管理費	教育部会	事務局		
110	田原坂資料館	教育部会	事務局		
111	放課後子ども教室推進事業	教育部会	事務局		
112	社会教育指導員	教育部会	事務局		

熊本市・植木町合併問題調査研究会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	1 通学区域（小・中学校）
協議内容	植木町の通学区域について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	校区については現状を引き継ぐ。 指定校変更、区域外就学の基準については熊本市の例に統一する。		

制 度 比 較																			
	熊 本 市	植 木 町																	
市 町 別 内 容	<p>平成19年5月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校80校（39,625人） 中学校37校（19,480人） <p>・ 本来の校区の外、112地区を緩衝地区（学校を選択できる地区）として設定している。</p> <p>・ 指定校変更、区域外就学の申立許可件数は、次のとおりである。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校：指定校変更</td> <td style="text-align: right;">739人</td> </tr> <tr> <td> 区域外就学</td> <td style="text-align: right;">112人</td> </tr> <tr> <td>中学校：指定校変更</td> <td style="text-align: right;">252人</td> </tr> <tr> <td> 区域外就学</td> <td style="text-align: right;">39人</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(H19実績)</p>	小学校：指定校変更	739人	区域外就学	112人	中学校：指定校変更	252人	区域外就学	39人	<p>平成19年5月1日現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校8校（1,847人） 中学校3校（977人） <p>・ 緩衝地区の設定なし。</p> <p>・ 指定校変更、区域外就学の申立許可件数は、次のとおりである。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>小学校：指定校変更</td> <td style="text-align: right;">2人</td> </tr> <tr> <td> 区域外就学</td> <td style="text-align: right;">21人</td> </tr> <tr> <td>中学校：指定校変更</td> <td style="text-align: right;">3人</td> </tr> <tr> <td> 区域外就学</td> <td style="text-align: right;">11人</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(H19実績)</p>	小学校：指定校変更	2人	区域外就学	21人	中学校：指定校変更	3人	区域外就学	11人	
小学校：指定校変更	739人																		
区域外就学	112人																		
中学校：指定校変更	252人																		
区域外就学	39人																		
小学校：指定校変更	2人																		
区域外就学	21人																		
中学校：指定校変更	3人																		
区域外就学	11人																		
相 違 点 と 課 題	植木町では緩衝地区の設定がない。																		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	2 育英奨学金（育英事業）
協議内容	植木町の奨学金について、どのように取り扱うか。		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。 ただし、現在受給している方については経過措置を設ける。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	熊本市奨学金貸付制度 ・採用定数 高校、大学等 380人 ・貸付額〔月額〕 高校等（国公立） 18,000円 "（私立） 30,000円 大学等（国公立） 42,000円 "（私立） 51,000円 ・貸付実績 平成17年度決算 138,378千円 平成18年度決算 124,722千円 平成19年度決算 112,575千円 ・貸付期間 在学する学校等の正規の修学年限 ・返還期間 貸付け終了後6月を経て返還開始 返還期間は9年～15年 ・選考基準 (1) 熊本市内に居住する者の被扶養者であること。 (2) 学校教育法による高等学校等、大学又は専修学校等に在学していること。 (3) 経済的理由により修学が困難であると認められること。 (4) 他の奨学金等や授業料の減免等を受けていないこと。	植木町奨学金貸付制度 ・貸付額〔月額〕 高校（公立） 17,000円 "（私立） 29,000円 高等専門学校（国立） 20,000円 ・貸付実績 平成17年度決算 0千円 平成18年度決算 0千円 平成19年度決算 0千円 ・貸付期間 在学する学校等の正規の修学年限 ・返還方法 最終貸付月から8年以内 貸付条件 1. 奨学生の保護者が植木町民であること。 2. 高等学校、国立高等専門学校（又は同等の学校）に在学中又は入学予定のもの。 3. 身体強健で学業人物ともに優秀と認められるもの。 4. 経済的理由により学資の支弁が困難なもの。 5. 他から奨学資金又はこれに類する金品の交付を受けていないもの。	
	相違点と課題	植木町は、奨学生を決定するための選考委員会を除き、奨学資金に関する業務については、植木町社会福祉協議会に委託している。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	3 英語指導助手事業
協議内容	英語指導助手（ALT）の配置についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果（調整方針）	熊本市の例に統一する。 ただし、英語指導助手（ALT）の配置については、当分の間、植木町における英語教育計画に配慮して配置する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	現在 ALT 28名	現在 ALT 4名	
	小中学校ALT 26名	小学校ALT 2名	
	高校ALT 2名	中学校ALT 2名	
	平成17年度決算 136,326千円		【目的】
	平成18年度決算 138,059千円		言語に関する能力や国際感覚の基盤を養う。
	平成19年度決算 138,883千円		【内容】
	H21.1.1現在		1学級あたり年間30時間程度授業に入り、生の英語に接する機会を増やす。
	国籍 アメリカ 16名		平成17年度決算 10,861千円
	イギリス 4名		平成18年度決算 13,502千円
	カナダ 4名		平成19年度決算 14,703千円
アイルランド 1名		（報酬のみ）	
ニュージーランド 1名		H20.1.1現在	
シンガポール 1名		国籍 アメリカ 3名	
南アフリカ 1名		アイルランド 1名	
相違点と課題	熊本市は28名のALTを小中高121校に配置(1人平均4.3校)、植木町は4名のALTを小中学校11校(1人平均2.75校)に配置している。 交通手段：熊本市：バス等公共交通機関利用 植木町：自家用車等(ガソリン代支給)		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	4 小学校英語活動推進事業
協議内容	小学校の英語活動について、どのように取り扱うか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町の小学校英語活動推進事業については、モデル的な事業として合併後も継続する。		

制 度 比 較																																										
	熊 本 市				植 木 町																																					
市 町 別 内 容	<p>小学校英語活動</p> <p>【目的】 英語を聞いたり話したりする活動を通して、世界の言語や文化についての関心を高めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育て、国際社会においてよりよく生きる資質を養う。</p> <p>【内容】 ・年間平均英語活動実施時間数(80校平均)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td></td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> <td>5年</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>4.1</td> <td>4.5</td> <td>11.6</td> <td>11.6</td> <td>12.0</td> <td>11.9</td> </tr> </table> <p>・ALT 活用時間数(80校平均)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td></td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>3年</td> <td>4年</td> <td>5年</td> <td>6年</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>3.7</td> <td>4.0</td> <td>8.3</td> <td>8.5</td> <td>8.8</td> <td>8.8</td> </tr> </table> <p>・国際教育担当者研修会の実施(小中学校担当者117人参加)</p>								1年	2年	3年	4年	5年	6年	H19	4.1	4.5	11.6	11.6	12.0	11.9		1年	2年	3年	4年	5年	6年	H19	3.7	4.0	8.3	8.5	8.8	8.8	<p>小学校英語活動推進事業</p> <p>【目的】 小学校児童の言語に関する能力や国際理解の推進 教師の英語活動における指導力向上</p> <p>【内容】 A L T を 2 名 配 置 H20.1.1 現在 国籍 アメリカ 1名 アイルランド 1名</p> <p>・低学年…年間25時間、中・高学年…年間50時間の英語活動授業</p> <p>・小学校英語活動の年間指導計画、指導案集の作成、見直し</p> <p>・英語活動授業研究会</p> <p>【予算】 英語指導助手事業に計上</p>						
		1年	2年	3年	4年	5年	6年																																			
	H19	4.1	4.5	11.6	11.6	12.0	11.9																																			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年																																			
H19	3.7	4.0	8.3	8.5	8.8	8.8																																				
相 違 点 と 課 題	<p>年間活動実施時間数</p> <p>熊本市：低学年(約4時間) 中高学年(約10時間)</p> <p>植木町：低学年(約25時間) 中高学年(約50時間)</p> <p>※植木町の小学校は平成21年度から教育課程特例申請。</p>																																									

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	5 図書館の施設管理運営
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・開館時間・休館日などの取扱いをどうするのか。 ・植木町立図書館の位置づけを市立図書館の分館または公民館図書室として取り扱うか。 		
合併協議会協議結果(調整方針)	<p>熊本市の例に統一する。 植木町立図書館は熊本市立図書館の分館として位置づける。</p>		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名 称 熊本市立図書館 ○設置根拠 熊本市図書館設置条例、同施行規則 ○開館年月 昭和57年11月 ○延面積 4,090㎡(地上2階 地下1階) ○駐車場 120台(共用部分を含む) ○施設内容 一般閲覧室 児童閲覧室 郷土・参考資料室 身障者福祉室 おはなしコーナー 視聴覚室 リスニングルーム 新聞・雑誌コーナー 集会室 ホール 事務室 閉架書庫 等 ○蔵書冊数(移動図書館を含む) 蔵書数 500千冊 ○収集冊数(移動図書館を含む) H18年度 2万7千冊 H19年度 2万9千冊 ○職員数(平成20年度) 館長1 副館長1 主幹3 主査2 参事6 主任3 事務職員12 小計28名(うち司書14名) 嘱託16名(うち司書13名) 合計42名 ○勤務体制 ・平日 職員 8:30~19:15 の中で交代・時差勤務をしている。 嘱託 8:30~19:00 の中で交代勤務(6時間等)をしている。 ・土・日・休日 	<p>【施設の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名 称 植木町立図書館 ○設置根拠 植木町立図書館設置条例、同施行規則 ○開館年月 平成5年10月 ○延面積 529㎡(1F平屋) ○駐車場 200台(共用部分を含む) ○施設内容 一般閲覧 児童閲覧コーナー、 郷土参考資料、おはなしコーナー、ビジネス支援 政策立案コーナー、新聞・雑誌コーナー、事務室 閉架書庫等。 ○蔵書冊数(移動図書館を含む) 開架・閉架・BM 総合計冊数 78,387冊、 ○収集冊数(移動図書館を含む) H17年度 5,390冊 H18年度 5,490冊 H19年度 5,216冊 ○職員数 館長(課長兼務)1 司書2 BM運転手(企画財政課兼務)1 委託4(うち司書3、他1) 合計8名 事務職1(文化振興班長兼務・ただし庶務については司書が兼務) ○勤務体制 ・平日・土・日 9:30~18:15 ・第2金曜のみ 8:30~17:15

	<p>職員 8:30~17:15 嘱託 8:30~17:00 の中で交代勤務（6時間等）をしている。</p> <p>○開館・閉館・休館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日（10月～5月） 開館 9:30 閉館 18:00 ・平日（6月～9月） 開館 9:30 閉館 19:00 ・土・日・休日 開館 9:30 閉館 17:00 ・休館日 月曜日 12月29日から翌年1月4日まで 特別整理日（毎年14日以内） 	<p>○開館・閉館・休館</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日・土・日開館 10:00 閉館 18:00 ・休館日 月曜日、国民の休日、祝祭日、第2金曜 年末、年始(12月29～1月3日)
相違点と課題	職員、委託職員等勤務体制及び取り扱いについては、熊本市に統一する方向で協議を進める。	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	6 図書館行事
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館行事の取り扱いをどうするのか。 ・植木町立図書館のブックスタート事業の取扱いをどうするのか。 ・植木町立図書館の「図書館友の会」への助成金の取扱いをどうするのか 		
合併協議会協議結果 (調整方針)	<p>植木町立図書館の童話コンクールは、熊本市に統合し、その他の行事は継続する。 また、植木町立図書館の「ブックスタート事業」については、当分の間継続し、「図書館友の会」への助成金については5年間継続する。</p>		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ○読書週間行事 ○子どもの読書週間行事 <ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃんとお母さんのための絵本教室 ・ 図書館 「おもしろかったよ この本」 ・ 影絵劇、赤ちゃんとお母さんための絵本教室 ○童話コンクール、読書感想文コンクール ○図書館展（年4回） ○映画会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日曜映画会（毎週 日曜日） ・ 子ども映画会（第2、5土曜日） ・ 子どもの読書週間特別上映会 ・ 読書週間特別上映会 ・ バリアフリー映画会 ○郷土史講座（毎月1～2回） ○リサイクル図書の配布 ○おはなし会（0歳児～小学生） ○紙芝居 ○おはなしボランティア養成講座 <ul style="list-style-type: none"> ・ 初心者コース ・ 経験者コース ○追悼展 ○図書館だよりの発行（毎月1回） ○図書館ホームページ（毎月更新） ○職場体験学習生の受入 	<ul style="list-style-type: none"> ○読書週間行事 ○子どもの読書週間行事 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども読書の日スペシャルお楽しみ会 ○植木町童話発表大会（県大会出場者助成金3千円） ○学校図書館との連絡会議 ○リサイクル図書の配布 ○親と子のお楽しみ会（第2.4土曜） <ul style="list-style-type: none"> ・ セタスペシャル（7月） ・ クリスマススペシャル（12月） ○おひざにだっこのおはなし会（第1.3水曜） ○図書館フェスティバル <ul style="list-style-type: none"> ・ 人形劇上演 ・ 古本交換市 ・ 本の探検隊 ・ 親子工作 ○図書館だよりの発行（毎月1回） ○図書館ホームページ（毎月更新） ○職場体験学習生の受入 ○ブックスタート事業 <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度予算 ￥1,600×200名(320千円) 行事ではないが、事務局としての行事 ○図書館協議会 ○図書館友の会(町助成金 H20 年度 50 千円) <ul style="list-style-type: none"> ・ 布絵本製作 ・ 研修視察
相 違 点 と 課 題	<ul style="list-style-type: none"> ・熊本市は、植木町のブックスタート事業の類似事業として子ども読書推進事業を実施している。 ・植木町立図書館の「図書館友の会」への助成金等については、合併後5年間の中で、団体との関わりや助成制度のあり方などを協議・検討する。 	

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	7 各種体育施設
協議内容	管理運営、使用料金、減免等についてどのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	熊本市の例に統一する(管理方法、施設料金)。ただし、植木町地域内の運動施設を植木町の住民が利用する場合は、5年間は現行料金の取り扱いを継続し、その後は熊本市の料金を適用する。		

制 度 比 較			
		熊 本 市	植 木 町
市 町 別 内 容		<p>○教育委員会では、熊本市総合体育館ほか26の運動施設を所管している。</p> <p>熊本市体育施設条例 熊本市総合体育館・青年会館条例 熊本市総合屋内プール条例 熊本市都市公園条例</p> <p>* 施設の種類 体育館、陸上競技場、屋内プール、野球場、グラウンド、武道場、弓道場、テニスコートなど</p>	<p>○植木町教育委員会の所管する体育施設</p> <p>・植木町総合スポーツセンター 体育館、武道館、グラウンド、テニスコート</p> <p>・吉松スポーツ公園 野球場</p> <p>・田原スポーツ公園 野球場</p> <p>・植木町弓道場</p>
		<p>○ゲートボール場</p> <p>・南部総合スポーツセンター他5施設で21面</p> <p>* 使用料は無料</p>	<p>○植木町総合スポーツセンターの設置及び管理に関する条例</p> <p>○植木町弓道場の設置及び管理に関する条例</p>
		<p>平成17年度決算 1,232,378千円 平成18年度決算 1,212,665千円 平成19年度決算 1,212,488千円</p>	<p>平成17年度決算 17,560千円 平成18年度決算 18,297千円 平成19年度決算 20,254千円</p>
	相違点と課題	<p>植木町では、町内・町外料金の設定がある。</p> <p>町内者に限り施設使用料の設定はなく、照明料金のみ徴収している状況である(弓道場は除く)。</p> <p>小中学生の部活動・活動団体に対して社会体育施設照明料金の減免あり。</p> <p>植木町の体育施設については、平成21年度から指定管理者に移行することで、準備を進めている。</p> <p>スポーツセンターと弓道場は業務委託(SC:法人、弓道:シルバー)</p>	

体育施設使用料比較表

(単位:円)

体育館(植木町は、使用料が全面のみの設定ため、熊本市も全面使用料を記載)

区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	全日	電気料(1時間)
熊本市	4,200	5,600	5,600	18,200	全部点灯: 700 1/2点灯: 350

区分	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日	電気料
植木町(町民)	無料	無料	無料	無料	1/3点灯: 630
“(町民以外)	3,780	3,780	3,780(電気料含まず)	11,340(電気料含まず)	

武道館

区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	全日	電気料(1時間)
熊本市	1,800	2,400	2,400	7,800	250

区分	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日	電気料
植木町(町民)	無料	無料	無料	無料	1/2点灯: 630
“(町民以外)	1,890	1,890	1,890(電気料含まず)	5,670(電気料含まず)	

屋外運動施設(グラウンド)

区分	半面 1時間 (ソフトボール1面)	全面 1時間 (野 球、サッカー)	電気料 1時間
熊本市	250	500	全面 1,800 半面 900

区分	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00	全日	電気料
植木町(町民)	無料	無料	無料	無料	ソフトボール1面: 2,520 野 球 1面: 3,780
“(町民以外)	3,780	3,780	3,780(電気料含まず)	11,340(電気料含まず)	

弓道場

団体使用

区分	9:00~12:00	13:00~17:00	18:00~22:00	全日
熊本市	3,000	4,000	4,000	13,000

区分	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00
植木町(町内)	1,050	1,050	2,100
“(町外)	2,100	2,100	4,200

個人使用

区分	高校生以下 1回	一般 1回
熊本市	100	200

区分	8:30~12:00	12:00~17:00	17:00~22:00
植木町(町内)	100(50)	100(50)	210(100)
“(町外)	200(100)	200(100)	420(200)

()は高校生以下

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	8 社会教育関係団体及び補助金
協議内容	社会教育関係団体及び補助金について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果 (調整方針)	熊本市PTA協議会へ一本化する方向で調整を図る。ただし、一本化できない場合は、5年を限度とし現状のまま継続する。 また、植木町PTA連絡協議会補助金は、熊本市PTA協議会に団体の統合が成立した年度で廃止する。		

制 度 比 較																	
	熊 本 市	植 木 町															
市 町 別 内 容	<p>○組織 熊本市PTA協議会 6ブロック 118単位PTAで構成</p> <p>○補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">PTA協議会補助金</td> <td style="text-align: right;">2,070千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">青年団体連絡協議会</td> <td style="text-align: right;">315千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">青年団協議会</td> <td style="text-align: right;">270千円</td> </tr> </table>	PTA協議会補助金	2,070千円	青年団体連絡協議会	315千円	青年団協議会	270千円	<p>○組織 植木町PTA連絡協議会 11単位PTAで構成</p> <p>○補助金 社会教育団体に下記のとおり運営費補助金を交付している。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">町PTA連絡協議会</td> <td style="text-align: right;">112千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">平成17年度決算</td> <td style="text-align: right;">112千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">平成18年度決算</td> <td style="text-align: right;">112千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">平成19年度決算</td> <td style="text-align: right;">112千円</td> </tr> </table>	町PTA連絡協議会	112千円	平成17年度決算	112千円	平成18年度決算	112千円	平成19年度決算	112千円	
PTA協議会補助金	2,070千円																
青年団体連絡協議会	315千円																
青年団協議会	270千円																
町PTA連絡協議会	112千円																
平成17年度決算	112千円																
平成18年度決算	112千円																
平成19年度決算	112千円																
相 違 点 と 課 題	植木町青年団については、解散し組織がない。																

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	9 公民館の運営状況
協議内容	公民館管理運営について、どのように取り扱うのか。		
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。 地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。		

制 度 比 較			
	熊 本 市	植 木 町	
市 町 別 内 容	公民館管理運営	公民館管理運営 地区公民館（9館） 中央公民館（植木町生涯学習センター内）	
	1 開館時間 公民館 午前9時～午後10時 図書室 午前9時30分～午後5時 児童館(室) 午前9時～午後5時 2 休館日 ア 月曜日 イ 12月29日～翌年1月3日 (平成18年度より変更) なお、図書室は、上記のほか室内整理日及び特別整理日がある。 祝日は、平成15年9月から開館している。 3 職員数 【中央公民館】 館長：1名 補佐：1名 社会教育主事：1名 事務長：1名 主事：3名 社会教育指導員：2名 図書業務嘱託職員：2名 管理業務嘱託職員：2名 【市民センター併設館】 館長：1名 社会教育主事：1名 主事：2名 社会教育指導員：2名 図書業務嘱託職員：2名 児童厚生員：2名 管理業務嘱託職員：2名	1 開館時間 公民館 午前9時～午後10時 2 休館日 ア 月曜日 イ 祝祭日の翌日 ウ 12月29日～翌年1月3日まで 3 職員数 【中央公民館】 館長：1名（非常勤：任期2年） 報酬月額135,000円 主事：2名（職員兼任1、センター兼任臨時職員1） 【地区公民館】 館長：1名（非常勤：任期2年） 報酬月額46,600円 主事：1名（非常勤：任期2年） 報酬月額35,100円	

<p>4 嘱託職員 社会教育指導員 (123,700 円/月・週 30 時間) 図書業務嘱託職員 (123,700 円/月・週 30 時間) 児童厚生員 (146,300 円/月・週 30 時間) 管理業務嘱託職員 (64,000 円/月・週 16 時間) (経費・報酬) H17 年度決算 165,997 千円 H18 年度決算 163,353 千円 H19 年度決算 161,724 千円</p> <p>5 夜間管理等 平日(祝日含む)の午後 5 時以降及び土・日曜の午後 4 時以降は、管理業務嘱託員を雇用し、窓口業務等に従事させている。</p> <p>6 公民館ホール管理運営 可動席 200 席程度 ピアノは部屋使用料に含まれている。 (管理運営経費) 平成 17 年度決算 215,157 千円 平成 18 年度決算 208,615 千円 平成 19 年度決算 205,778 千円</p>	<p>4 経費・報酬(館長・主事) H17 年度決算 10,444 千円 H18 年度決算 10,444 千円 H19 年度決算 10,444 千円</p> <p>5 夜間管理等 ア 地区公民館(9 館)について 施設の清掃・整備・火気点検・戸締り等の管理業務を各館ごとに委託している(管理人常駐)。 委託料 35,500 円(月額) 委託期間 4 月 1 日～3 月 31 日まで(1 年更新)</p> <p>イ 中央公民館 平日の 17 時以降及び土・日曜・祝祭日の管理業務を業者に町生涯学習センターで一括して委託している。</p> <p>(管理運営経費) 平成 17 年度決算 19,126 千円 平成 18 年度決算 17,228 千円 平成 19 年度決算 15,725 千円 ※中央公民館部分の清掃、警備等の管理業務委託料を除く。</p> <p>6 公民館ホールなし。</p>
<p>相違点と課題</p>	<p>植木町は、館長・主事ともに非常勤で、また、社会教育主事の配置はない。 植木町地域自治協働型施設検討委員会とは、嘱託員制度及び自治会制度のあり方の検討・現在の地区公民館の活動を含めた地域づくり関連事業を併せ持つ地域活動センターの設置の検討を行っている委員会である。 <課題> 地区公民館については、運営方法・公民館のあり方について検討が必要である。 生涯学習センター内にある文化ホールについては、管理所管・運営方法等の検討が必要である。</p>

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 教育部会

協議項目	教育関係事業	小項目名	10 公民館使用料
------	--------	------	-----------

協議内容	公民館使用料について、どのように取り扱うのか。
合併協議会協議結果(調整方針)	植木町中央公民館は、熊本市の例に統一する。 地区公民館については、植木町地域自治協働型施設検討委員会の報告を受け、検討する。

制度比較

	熊本市	植木町
市町別内容	熊本市公民館条例第5条(別表)に基づく。	
	1 公民館使用料	
		① ② ③
	大会議室	1,300円 1,500円 1,500円
	中会議室	900円 1,000円 1,000円
	小会議室	400円 500円 500円
	料理実習室	1,500円 1,700円 1,700円
	ホール	2,000円 2,500円 2,500円
	※①9:00~12:00 ②13:00~17:00 ③18:00~22:00	
	2 冷暖房使用料	
		① ② ③
	大会議室	200円 200円 200円
	中会議室	150円 150円 150円
	小会議室	100円 100円 100円
	料理実習室	150円 150円 150円
ホール	700円 700円 700円	
歳入		
平成17年度決算	39,294千円	
平成18年度決算	37,170千円	
平成19年度決算	42,829千円	
	植木町公民館条例第14条(別表)に基づく。	
	1 中央公民館 (単位:円)	
	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	
研修室1	630 840 1,050 1,470 1,890 2,520	
研修室2	630 840 1,050 1,470 1,890 2,520	
和室1	420 630 730 940 1,260 1,570	
和室2	310 520 630 840 1,050 1,470	
和室全	630 840 1,050 1,470 1,890 2,520	
調理実習1	1,050 1,360 1,680 2,410 3,150 3,670	
視聴覚室1	1,050 1,360 1,680 2,410 3,150 3,670	
パソコン室	630 840 1,050 1,470 1,890 2,520	
多目的1	1,050 1,570 1,680 2,620 3,150 3,670	
多目的2	1,050 1,570 1,680 2,620 3,150 3,670	
多目的全	2,100 3,150 3,360 5,250 6,300 7,350	
冷暖房料(1時間)		
研修室1室	310 310 210 210 310	
調理実習室	420 420 310 420 840	
視聴覚室	420 420 310 420 840	
パソコン室	310 310 210 210 310	
多目的H1室	420 420 310 420 840	
多目的H全	420 420 310 420 840	
2 地区公民館		
	① ② ③ ④ ⑤ ⑥	
大会議室	520 520 520 1,050 1,050 1,570	
小会議室	310 310 310 630 630 940	
和室	310 310 310 630 630 940	
調理実習室	520 520 520 1,050 1,050 1,570	
①9:00~12:00 ②13:00~17:00 ③18:00~22:00		
④9:00~17:00 ⑤13:00~22:00 ⑥全日		
イ)冷暖房料(1時間) 大会議室 420 小会議室 310 和室 310 調理実習室 310		
歳入 (中央公民館) (地区公民館)		
平成17年度決算	1,321千円 2,105千円	
平成18年度決算	1,444千円 2,098千円	
平成19年度決算	1,591千円 1,522千円	

相違点と課題	<p>施設の使用料は、植木町がきめ細かく時間設定されているが、植木町の冷暖房料は、長時間使用した場合、割高である。</p> <p>植木町中央公民館は、町立図書館、文化ホールで構成する植木町生涯学習センター内にあり、使用料については、それぞれ独立した施設として運営しており、管理形態の検討が必要である。</p> <p>植木町地域自治協働型施設検討委員会とは、嘱託員制度及び自治会制度のあり方の検討・現在の地区公民館の活動を含めた地域づくり関連事業を併せ持つ地域活動センターの設置の検討を行っている委員会である。</p>
--------	--